

令和 2 年第 2 回定例会

(6 月 4 日招集)

山都町議会会議録

| | |
|-----------|----|
| 9番 吉川美加議員 | 58 |
| 散会 | 73 |

○6月10日（第3号）

| | |
|--|-----|
| 出席議員 | 75 |
| 欠席議員 | 75 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 75 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 75 |
| 開議 | 75 |
| 日程第1 議案第41号 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 76 |
| 日程第2 議案第42号 山都町介護保険条例の一部改正について | 77 |
| 日程第3 議案第43号 山都町税条例の一部改正について | 79 |
| 日程第4 議案第44号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について | 85 |
| 日程第5 議案第45号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第3号）について | 86 |
| 日程第6 議案第46号 令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について | 103 |
| 日程第7 議案第47号 熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について | 105 |
| 日程第8 議案第48号 工事請負契約の締結について | 107 |
| 延会 | 109 |

○6月12日（第4号）

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 出席議員 | 110 |
| 欠席議員 | 111 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 111 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 111 |
| 開議 | 111 |
| 日程第1 議案第49号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第4号）について | 111 |
| 日程第2 同意第5号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 113 |
| 日程第3 同意第6号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 113 |
| 日程第4 同意第7号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 113 |
| 日程第5 同意第8号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 113 |
| 日程第6 同意第9号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 113 |
| 日程第7 同意第10号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 113 |
| 日程第8 同意第11号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 113 |
| 日程第9 同意第12号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |

| | | | |
|-------|--------|--|-----|
| 日程第10 | 同意第13号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第11 | 同意第14号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第12 | 同意第15号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第13 | 同意第16号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第14 | 同意第17号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第15 | 同意第18号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第16 | 同意第19号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第17 | 同意第20号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第18 | 同意第21号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第19 | 同意第22号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第20 | 同意第23号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 114 |
| 日程第21 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 120 |
| 日程第22 | 議長報告 | 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について | 121 |
| 閉会 | | | 122 |

6 月 4 日（木曜日）

令和2年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年6月4日午前10時0分招集
2. 令和2年6月4日午前10時0分開会
3. 令和2年6月4日午前11時04分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 報告第1号 令和元年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第6 報告第2号 令和元年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 - 日程第7 報告第3号 令和元年度山都町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第8 報告第4号 令和元年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について
 - 日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
 - 日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
 - 日程第12 報告第8号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について
 - 日程第13 報告第9号 有限会社「清和資源」の経営状況について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 栢 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副 町 長 | 能登 哲也 |
| 教 育 長 | 井手 文雄 | 総 務 課 長 | 荒木 敏久 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 |

| | | | |
|----------|---------|---------|-----------|
| 会計管理者 | 木 實 春 美 | 企画政策課長 | 藤 原 千 春 |
| 税務住民課長 | 田 上 るみ子 | 健康ほけん課長 | 河 野 君 代 |
| 福祉課長 | 渡 辺 八千代 | 環境水道課長 | 高 橋 季 良 |
| 農林振興課長 | 片 倉 城 司 | 建設課長 | 山 本 敏 朗 |
| 山の都創造課長 | 藤 原 章 吉 | 地籍調査課長 | 藤 岡 勇 |
| 学校教育課長 | 嶋 田 浩 幸 | 生涯学習課長 | 上 田 浩 |
| そよう病院事務長 | 藤 嶋 厚 美 | 監 査 委 員 | 志 賀 美 枝 子 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和2年第2回山都町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、後藤壽廣君、12番、藤川憲治君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

令和2年第2回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

6月に入りまして、水稻の作付もほぼ終了し、また、主力の夏秋野菜についても作業が本格化しております。順調な生育と品質確保による高収益を期待するところであります。

梅雨の季節を迎えましたが、近年は集中豪雨による大規模災害が全国各地で発生し、尊い人命が失われております。町民の皆様におかれましては、小まめに気象情報を確認いただき、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底しながら、早めの避難行動をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は地球規模で感染拡大し、各国における医療水準の格差や医療従事者の過酷な現状も明らかになりました。また、世界経済へも大きな影を落としており、グローバル化した社会における様々な商品や部品の供給体制の脆弱さが浮き彫りとなりました。今後も人類は、感染症という見えない敵に常に対応できる体制づくり、大国間の利害対立の中で国際機関のリーダーシップによる国際協調がますます重要なものになると再認識したところです。

さて、国内の感染拡大が落ち着きつつある現状にありますが、感染の第二波が発生すれば、医療現場の崩壊、経済活動の停滞や雇用不安等は、日常生活の維持に困難を来すばかりでなく、教育現場での混乱が将来世代の成長に大きな影響を与えることとなります。

本町でも、ようやく学校再開となり、消費行動も活発化すると思いますが、町民の皆様には、一時の気の緩みが大きな危険性を含んでいることを常に肝に銘じていただきたいと、切にお願い申し上げます。今後も、新型コロナウイルスと共存する中で不便な生活を強いられることも多々あるかと思いますが、政府が示しております「新しい生活様式」を基礎とした行動をお願いしたいと思っております。

町としましても、大きな影響を受けております事業者の皆様、解雇をされた従業員の皆様、飲食・宿泊業、観光・交通事業者の皆様などへの支援策を、関係団体と協議をしながら進めております。今後も効果的で的確な支援策を絶え間なく実施したいと思っておりますので、町民の皆様には遠慮なく御相談を頂きたいと思っております。

さて、国は様々な支援策を打ち出していますが、現場の混乱状況が報道されております。例えば、国民一人一人への10万円の特別定額給付金においても、感染拡大予防のため職場のテレワークや在宅勤務を推進する一方で、短期間での給付が約束されました。事務作業を担う市町村にとっては大きな過度な負担となったこととともに、制度面での不備が多く、町民の皆様にも御迷惑をおかけしましたが、山都町におきましては様々な工夫をいたしまして、可能な限り早期の給付を実施できたと思っております。ほかにも、オンライン申請手続での混乱や、十分な支援が隔々まで行き届かない状況も判明しております。制度の不備や支援策の準備不足がかえって国民の皆様は無用な混乱と支援の遅れを生じさせたことは、現場を知る我々市町村から声を上げていかなければならないと思っております。また、このことを、町独自の施策を実施する上での私や職員の大きな教訓としてまいりたいと思っております。

このような状況の中で、町出身の方や団体、町内外の企業の方々から、マスクの提供の申入れがありました。全国的なマスク不足が叫ばれ、町内の医療機関などでも在庫不足を心配されたところでもございましたので、早速活用させていただきました。御支援に対しまして心から感謝を申し上げます。

次に、若者移住定住対策として整備しました分譲地山都テラスにつきまして、3月末までで10区画全ての完売をいたしました。新たな団地として地域の活性化につながることを期待したいと思います。また、下市ひろばにつきましても、住宅整備のための補正予算を今回お願いしております。

最後になりましたが、町が資本金を全額出資しております有限会社そよ風遊学協会が、資金繰りの悪化などから事業停止という事態を招くことになりました。我が町のシンボルの一つであるそよ風パークを長年運営していただきましたが、大変残念でなりません。町民の皆様からは、そよ風パークの一日も早い再開を強く望む声が寄せられております。県内外からも同じようなお手紙を頂いております。コロナ感染症の影響が残る中ではありますが、今年度における重要課題の一つとして、不退転の決意を持って早急な再開を目指して取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。今回の定例会に提案する議案は、報告9件、条例4件、補正予算2件、その他21件です。

報告第1号から第4号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和元年度一般会計及び特別会計における繰越明許費、並びに同施行令第150条第3項の規定による令和元年度一般会計における事故繰越、それぞれの令和2年度への繰越計算書の報告です。

報告第5号から第9号は、地方自治法243条の3第2項の規定により、町が出資している法人について、その経営状況を報告するものです。

次に、議案第41号から第44号は、それぞれ必要な条例の一部改正を行うものです。

議案第45号は、令和2年度山都町一般会計補正予算第3号です。

議案第46号は、令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算第1号です。

議案第47号は、町が加入しております熊本県内18市町村で構成される熊本連携中枢都市圏において、熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するものです。

同意第5号から第23号は、山都町農業委員会委員の任命について同意を求めるものです。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明をさせますので、適切な決定を頂きますようお願いをいたします。

なお、説明書には記載しておりませんが、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の工事請負契約の締結につきましては、準備が整い次第、今会期中に提案する予定です。

これで、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 議長のほうが会議録署名議員に、11番、後藤議員を指名されましたが、これから議案が審議されますけれども、いらっしゃいませんので、これは本人に無理かと思えますので、指名をし直していただく必要があるかと思えます。

○議長（工藤文範君） 分かりました。

ただいま6番議員から指摘がありましたとおり、13番、藤澤和生議員にお願いをしたいと思えます。

日程第5 報告第1号 令和元年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第5です。報告第1号「令和元年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、説明をいたします。

報告第1号、令和元年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明をいたします。

令和元年度の第6号及び第7号補正予算において、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、つまり令和2年度に繰り越した金額について報告を行うものでございます。

次のページをお願いします。一覧で出ております。

2款の総務費関係でございますが、地籍調査事業、熊本地震復興基金に係る二つの事業、住民情報システム改修委託事業の4件、合わせまして6,019万3,000円。

5款の農林水産業費につきましては、農業振興地域整備計画策定事業、2番目にありますのは、ため池ハザードマップの作成関係でございます。大矢野原演習場周辺の障害防止事業、中山間地域直接支払事業、それから林道・林政関係の3事業、合わせまして7件で6,077万5,000円でございます。

6款の商工費につきましては、1番目の事業は服掛松キャンプ場の整備事業、それから道の駅整備事業関係の2件で、5,372万9,000円。

7款につきましては、道路改良整備事業、それから次のページに移りますと、住宅整備事業の関係8件で、3億7,089万3,000円でございます。

次のページ、お願いします。9款教育費につきましては、学校教育関係の二つの事業、通潤橋関連事業、町営プール解体事業の4件で、1億6,498万1,000円。

最後の10款災害復旧費につきましては、農業施設災害、林道施設災害、公共土木施設災害、それから通潤橋災害復旧関係で、合わせまして6件で33億7,897万6,000円でございます。

以上、全31件、総額40億8,954万7,000円でございます。うち、10款の災害復旧費が約83%を占めている状況でございます。

令和2年6月4日提出、山都町長です。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第1号の報告が終わりました。

よって、報告第1号「令和元年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みといたします。

日程第6 報告第2号 令和元年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第6、報告第2号「令和元年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第2号、令和元年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明をいたします。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項に基づきまして、歳出予算経費の金額のうち年度内に支出負担行為、原則として契約を結んでいる分でございます。ところが、避け難い理由によりまして、令和元年度内に支出が終わらなかった分につきまして、翌年度つまり令和2年度に繰り越した金額について地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告を行うものでございます。

次のページをお願いします。表の支出負担行為から支出済額を差し引いた金額となるものが翌年度の繰越額ということで表に示してあります。

まず、2款の総務費につきましては、熊本地震復興基金事業に係ります布田神社の復旧事業ということでございます。

それから、10款の災害復旧費につきましては、農業施設災害、林道施設災害、公共土木施設災害復旧事業、合わせて4事業でございます。

表の合計欄をお願いいたします。支出負担行為合計額6億8,783万8,438円から支出済額を差し引きました2億8,288万1,840円を令和2年度に繰り越すものでございます。その原因としましては、表の右の端の説明欄の中に記載がございます。

令和2年6月4日提出、山都町長です。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第2号の報告が終わりました。

よって、報告第2号「令和元年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みといたします。

日程第7 報告第3号 令和元年度山都町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第7、報告第3号「令和元年度山都町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第3号、令和元年度山都町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）にて議決を頂きました予算について、

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度つまり令和2年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

次のページをお開きください。

令和元年度山都町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書、1款1項地方創生拠点整備交付金事業です。通潤山荘の客室改修工事に係る事業費7,273万2,000円です。財源は、国庫支出金3,636万6,000円、地方債が3,630万円、一般財源6万6,000円です。

繰り越すことになった理由につきましては、国の補正予算に対応した地方創生拠点整備交付金事業で本年3月に交付決定を受けたものです。年度内に工事完了が困難となったため、翌年度へ繰越手続を行ったところでございます。

令和2年6月4日提出、山都町長。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第3号の報告が終わりました。

よって、報告第3号「令和元年度山都町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第8 報告第4号 令和元年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（工藤文範君） 日程第8、報告第4号「令和元年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、報告第4号、令和元年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2枚目を御覧ください。1款総務費1項総務管理費、事業名、矢部地区簡易水道整備事業（日南田地区水道）、金額1億7,129万6,000円、翌年度繰越額531万2,000円、左の財源内訳、一般財源531万2,000円でございます。

本事業につきましては、水道管更新工事ではありますが、工事発注につきまして3回の入札が不調となったことによりまして、年度内の事業完了が困難となったため繰り越すことになったものであります。

続きまして、事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（下鶴地区水道）、金額412万2,000円、翌年度繰越額303万2,000円、左の財源内訳、国支出金56万3,000円、一般財源246万9,000円でございます。

本事業につきましては、ちょうど水の田尾下鶴線道路改良工事と並行して施工する水道管更新工事ではありますが、先行する改良工事につきまして、通行止めなどに係る地元との調整に不測の日数を要したことによりまして繰り越すこととなったものであります。

計、金額1億7,541万8,000円、翌年度繰越額834万4,000円、左の財源内訳、国支出金56万3,000円、一般財源778万1,000円。

令和2年6月4日提出、山都町長。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「令和元年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

日程第9 報告第5号 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第9、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第5号について御説明いたします。

報告第5号、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「虹の通潤館」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和2年6月4日提出、山都町長。

有限会社「虹の通潤館」につきましては、平成8年4月に、農林産物、畜産物、加工品、観光物産等の販売を目的に設立された有限会社でございます。今年で24年目になります。当時は物産館を運営しておりましたが、平成14年から宿泊施設の運営が新たに加わり、国民宿舎のリニューアル後の運営も併せて行っているところでございます。平成26年4月からは国民宿舎の運営のみを行っております。資本金総額が500万円で、町が200万円、株式会社ジャパックスが150万円、JAかみましき、山都町商工会が75万円ずつを出資しております。現在の役員体制は、取締役4名、監査役1名の体制です。社員につきましては、正社員13名、パート・アルバイト14名の計27名で業務を行っております。

事業内容につきましては1ページから5ページに記載してありますけれども、まず1ページを御覧いただきたいと思えます。

1ページは総括と部門別実績比較でございます。一番上の合計の欄でございますけれども、令和元年度の全体の利用者は9万1,323人です。前年比1万3,774人の減となっております。売上げも2,860万6,000円の減収となりました。

上期では、収益率の高い宿泊部門において、インバウンド等への利益の薄い料金の設定を取りやめた関係で、1,000万円を超える減収となったところでございます。宴会部門については、ほぼ前年並みの集客で推移しておりましたけれども、宿泊と同じく3月に激減したところですが、レストラン・売店部門につきましては、上期で数字を落としましたけれども、下期では人数、売上げともに前年を上回り、回復基調となっております。

全体では、国内を中心に旅行商品の売り込みや代理店への営業を進め、後期より関西・中部地区よりツアー誘客が実現するなど、業績も上向き始めました。1月時点の損益見込みでは300万ほどの利益を確保できる見込みでありましたけれども、2月中旬より新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となり、3月に大きく数値を落とす結果となりました。また、宿泊のターゲットを

大分県や熊本市内方面の老人会や女性グループに向け展開をしております。依然、燃料費・水道光熱費等の経費を抑える経営努力も必要があります。

2ページから5ページは部門別分析を行っております。宿泊部門、宴会部門、レストラン部門、売店、大休憩室・温泉館部門となっておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

8ページの損益計算書を御覧ください。売上高ですけれども、1億7,589万8,337円が売上総額でございます。次に、期首棚卸高と仕入高を足しまして期末棚卸高を差し引いた売上原価が3,548万3,672円となり、売上総利益が1億4,041万4,665円となります。この金額から、販売費及び一般管理費である1億5,809万57円を差し引いた営業損失が1,767万5,392円となります。販売費及び一般管理費については9ページに内訳を記載しておりますので、後で御覧いただきたいと思っております。受取利息や雑収入の営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常損失が1,237万4,186円となり、税引前当期純損失が1,237万4,186円となります。さらに法人税、住民税及び事業税の7万1,009円を差し引いた当期純損失が1,244万5,195円となります。

次に、7ページの貸借対照表を御覧ください。損益計算書によります当期純損失が1,244万5,195円と説明いたしましたけれども、右下の純資産の部を御覧いただきますと、前年度までの繰越利益剰余金マイナスの1,545万8,844円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金はマイナスの2,790万4,039円になります。現在の純資産の合計はマイナス1,902万9,039円となっております。

上の段になりますが、負債の部の未払金とリース未払金という項目がありますけれども、一昨年までは未払金という項目一本で計上しておりましたが、リースに係る未払金と分けて計上しています。未払金については、支払期限の来ていない仕入れ、電気料、燃料費、賃金・社会保険料等の人件費です。リース未払金については、マイクロバス、LED照明、OA機器等のリース料です。

以上、有限会社「虹の通潤館」の経営状況報告を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「有限会社「虹の通潤館」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第10 報告第6号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第10、報告第6号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、報告第6号について御説明いたします。

報告第6号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和2年6月4日提出、山都町長。

まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地の活性化事業のほか、

人材派遣事業、地籍調査事業、平成28年度からNTT光コラボ事業やプロバイダ事業などの通信事業にも取り組んでおります。資本金は2,000万円で、内訳は、町が200株の1,000万円、個人出資分は161株、88人で805万円、自社株39株195万円で構成されております。

1 ページに役員構成が記載されております。役員は取締役5名と監査役2名となっております。2 ページに事業部ごとの社員数が記載されておりますけれども、全社員数42名となっております。

まず、5 ページの損益計算書を御覧ください。売上高ですけれども、派遣事業収入、企画事業収入、地籍事業収入、通信事業収入、家賃収入を合わせまして1億7,573万4,263円が売上総額でございます。次に、期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費、派遣給料手当、派遣法定福利費、期末貯蔵品棚卸高の売上原価の合計が8,971万4,178円となり、8,602万85円が売上総利益でございます。次に、販売一般管理費の合計が9,359万1,797円でございます。これらの一般管理費を差し引いた営業損失が757万1,712円となります。営業外収益383円を足して営業外費用517円を差し引いた経常損失が757万1,846円となり、法人税、県民税、事業税、法人町民税等を合わせた法人税等充当額18万2,558円を差し引いた当期純損失が775万4,404円となります。

事業内容については、3 ページに部門ごとに記載してあります。まず、人材派遣事業部ですが、町立保育園5園の派遣社員13名とケアマネジャー3名、そよう病院と病院の給食受託企業との契約を行い、その労務管理を行っております。一番下の粗利の欄ですけれども、粗利が295万円です。地籍調査事業部は、一筆地調査を主に行っております。昨年度は、矢部地区入佐、蘇陽地区馬見原の調査を行っております。粗利は1,464万円となっております。企画事業部は、中心市街地の活性化事業を主に担当し、地域しごと支援事業、学習塾事業のほかに、昨年文化の森の運営事業を受託していただいております。粗利としてマイナスの294万3,000円の赤字です。通信事業部では、NTT光コラボ事業や携帯電話事業に取り組み、現在、初期投資の期間で、来年度黒字化する見込みです。粗利がマイナス351万3,000円の赤字です。

次に、6 ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。利益剰余金の欄の繰越利益剰余金を御覧いただくと、前期末残高の4,621万7,576円から当期利益のマイナス775万4,404円と株主配当90万2,500円、利益準備金10万円を差し引きまして、当期末残高が3,746万672円となります。この数字が4 ページの貸借対照表、右下の純資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となります。資本金2,000万と利益剰余金3,836万672円を加えまして自己株式195万円を差し引きますと、純資産合計5,641万672円となります。

以上、株式会社まちづくりやべの経営状況を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第11 報告第7号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第11、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 報告第7号について御説明いたします。

報告第7号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和2年6月4日提出、山都町長。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、山都町清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽と食文化を伝承、啓発し、また、自然景観を活用することで地域の発展に貢献し、豊かで快適な生活がある農村文化を創造するという設立目的を達成するため、積極的な取組みを行っていただいております。

清和文楽は元来、農村舞台で、春の豊作祈願や秋の願成の祭りで奉納芝居として定期的に上演され、伝承されてきました。秋の願成祭りの再現として、薪文楽の催しに加え、昨年4月に豊作祈願の祭りの再現として、清和文楽春の豊作祈願公演と題して大川阿蘇神社の農村舞台上演しておりましたけれども、今年の春の公演については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

令和元年度は、後継者育成として、教育委員会と連携し文楽講座が開催されております。小学生の部に9名、一般の部に8名の応募があり、太夫、三味線、人形遣いに分かれ、清和文楽を気軽に習える雰囲気づくりの中で3月に成果発表が行われる予定でしたが、これも新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となりました。

8年ぶりの再演を目指していた「一ノ谷嫩軍記」は、淡路人形座の指導を受け、薪文楽で上演されました。また、祝い事の演目である「寿式三番叟」は、これまで録音テープでの再生で上演しておりましたが、職員が手分けし、太夫、三味線、太鼓、笛の技能習得に取り組み、新春公演や山都町成人式、賀詞交歓会などで上演されたところです。

その他、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権の熊本開催に合わせて、文化面で国際大会を盛り上げる取組である2019年熊本文化プログラム事業により、県内10か所で講演が行われたところです。

まず2ページを御覧ください。⑤役員等に関する事項ですが、理事4名、評議員7名、監事2名となっております。次に、⑥職員に関する事項です。職員は8名、このほかにパート13名と、清和文楽人形芝居保存会が7名です。

次に、3ページに（4）管理施設の概要として各施設の概要が記載されております。

4ページに移りまして、2、全体行事経過として、理事会、評議員会、監査等の開催状況です。3、利用者数の状況ですが、文楽館、天文台、物産館を合わせまして、令和元年度は、すみません、合計が書いてありませんけれども、10万40人の利用がっております。平成30年度が7万7,389人ですので、2万2,651人増加しております。熊本地震前の平成27年度が7万6,243人ですので、震災前を大きく上回る数字となっております。

5ページから15ページまでは各施設ごとの事業報告になっておりますので、後ほど御確認いた

だきますようお願いいたします。

16ページから決算報告書になっておりますが、19ページの正味財産増減計算書内訳表を御覧ください。文字が大変小さくて申し訳ございませんが、御覧のとおり、清和文楽館、天文台、物産館、法人会計、合計と分かれておりますので、一番右端の合計欄で御説明いたします。

一番左側の科目の欄の3段目、(1) 経常収益の欄からですけれども、基本財産運用益として1万993円、天文台販売収入30万5,140円、郷土料理事業収入3,234万1,575円、受取利息496円、利用料金収入、3施設合わせまして2,051万2,755円、受託事業収入2,417万7,563円、うち受託料収入2,352万1,297円は、文楽館、天文台の指定管理料となります。物産館販売収入8,139万3,249円、加工事業収入559万1,136円、雑収入120万4,933円を加えまして、経常収益計が1億6,553万7,840円となります。

次に経常費用でございます。販売等の仕入れ、給料等の人件費、消耗品、光熱水費を含めまして、事業費の合計が1億5,742万9,536円です。

20ページに移りまして、管理費の合計が626万8,405円となりまして、21ページの上段に経常費用計が記載されておりますけれども、1億6,369万7,941円となり、2段下の欄になりますけれども、当期経常増減額、経常収益から経常費用を差し引いた額になりますけれども、183万9,899円となります。

施設ごとに見ますと、左側のほうですが、文楽館がマイナスの455万1,358円、文楽館が赤字ということですね。それと天文台が7万8,818円の黒字。それと物産館が1,256万6,926円の黒字。法人会計欄ですけれども、施設全体に係る分としてマイナス625万4,487円となりまして、先ほど申し上げました当期経常増減額が183万9,899円となります。さらに法人税、住民税及び事業税の7万1,000円を差し引き、一般正味財産増減額が176万8,893円となります。昨年度末の一般正味財産期首残高が8,860万281円ありましたので、一般正味財産の増減額の176万8,893円を加えますと、一般正味財産期末残高が9,036万9,174円となります。これに指定正味財産、出資金の3,000万円を加えますと、一番下段の正味財産期末残高の1億2,036万9,174円となります。

次に、17ページに戻っていただきまして、貸借対照表内訳表を御覧ください。資産の部、1、流動資産と2、固定資産の合計が、資産の部の一番下になりますが、資産合計1億3,202万4,991円となります。この資産合計から、18ページの負債合計の1,165万5,817円を差し引きますと、大きい3番の正味財産の部の下から2段目になりますが、正味財産合計1億2,036万9,174円となります。これが一般財団法人清和文楽の里協会の総資産ということになります。

23ページをお開きください。23ページの4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高です。期末残高で申し上げますと、一番下のところですが、518万1,825円となっております。

次の24ページをお開きください。1、基本財産及び特定資産の明細です。一番右の欄の期末帳簿価格で申し上げますと、基本財産が3,000万円、特定資産が7,442万8,766円となっております。設備投資修繕資金の欄に当期減少額の327万3,480円とありますけれども、昨年の消費税率の改定によるPOSレジの入替えによる機器購入費ということで報告を受けております。そちらに支出

をしたものということです。

以上、一般財団法人清和文楽の里協会の経営状況報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第7号の報告が終わりました。

よって、報告第7号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第12 報告第8号 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第12、報告第8号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」報告を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 報告第8号について御説明いたします。

報告第8号については不足する資料がございましたので、本日皆様に配付をしております。併せて御覧いただきたいと思っております。

報告第8号、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和2年6月4日提出、山都町長。

有限会社そよ風遊学協会は平成9年3月に設立。都市で享受することのできない山村の持つ四季折々の風土や自然条件を活用した多自然居住型空間で、都市と農村の交流を図ることを目的に、そよ風パークの運営を行っております。また、事業の実施により、交流人口の増大、地場産業への経済効果等を通じて、若者の定住促進を目指すものです。

さきに報告しておりますが、5月31日をもって、指定管理者である有限会社そよ風遊学協会が新型コロナウイルスの影響を受け、事業停止となりました。開業から24年間、地域の文化や食、地域農林産物の販売を通して、中山間地域の地域振興、農業振興、地域経済の牽引役を担ってきたところです。

役員体制については、取締役4名、監査役1名で、職員の状況は、社員11名、パート24名、レストラン支援部11名、警備1名の計47名です。

9ページを御覧ください。本日配付しております資料のほうになると思っております。上段に、要約損益計算書となっておりますが、令和元年度売上高2億2,263万5,000円で、震災前の平成27年度と比較すると、売上高で3,400万円ほど減となっております。下段の来場客数については、震災のあった平成28年度よりは増加しているものの、平成27年度と比較すると2万1,500人ほど減少しております。

しかし、本年10月には主要道路である国道57号、北側復旧ルートの開通、さらに阿蘇大橋の開通が令和3年3月に予定されており、熊本の観光地である阿蘇へのアクセスが回復する状況となっております。レストランにおいては、山彩バイキングが評価をされて、冬期の暖冬も追い風となり、女性客を中心に約3万人を集客しました。宿泊も日帰りバスツアーも徐々に回復しつつあ

りましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で年度末のキャンセルは大きく影響しました。

まず、3ページの損益計算書を御覧ください。売上高ですけれども、2億2,263万5,865円が売上総額でございます。内訳を申し上げますと、フロント、宿泊ですが4,117万4,000円、それとレストラン9,249万8,000円、販売、物産館の販売ですが4,798万7,000円、体験等の収入が623万9,000円、指定管理料が3,473万7,000円となっております。次に、フロント、レストランなどの売上原価、仕入高が7,764万3,011円となり、売上総利益が1億4,499万2,854円となります。この金額から販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が1,371万7,742円となります。販売費及び一般管理費については、4ページに内訳を記載してありますので、後で御覧いただきたいと思えます。受取利息や雑収入の営業外収益を足して営業外費用を差し引いた経常損失が1,394万7,658円となり、法人税、住民税及び事業税等を合わせた18万3,540円を差し引いた当期純損失が1,413万1,198円となります。

次に、2ページの貸借対照表を御覧ください。負債の部、中ほどの固定負債1,980万円の記載がありますが、これは町からの借入金の残高になります。先ほど損益計算書によります当期純損失が1,413万1,198円と説明をいたしましたけれども、右下の純資産の部を御覧いただきますと、前年度までの繰越利益剰余金1億3,206万3,685円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は1億4,619万4,883円になります。現在の純資産の合計は、マイナス4,619万4,883円となっています。

以上、有限会社そよ風遊学協会の経営状況報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第8号の報告が終わりました。

よって、報告第8号「有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

日程第13 報告第9号 有限会社「清和資源」の経営状況について

○議長（工藤文範君） 日程第13、報告第9号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 報告第9号について御説明させていただきます。

報告第9号につきましては、不足する書類がございましたので、お配りしております書類を追加いただきますようお願いいたします。

報告第9号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「清和資源」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和2年6月4日提出、山都町長。

清和資源につきましては、平成13年6月に、測量業務、地籍調査等の一筆地調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。役員は、取締役4名、監査役2名となっております。平成29年7月からは、山都町鳥獣処理加工施設の管理運

営業を受託しております。社員は9名で、このほか、鳥獣加工処理施設においては解体精肉担当者、パート数名で運営しております。

1 ページ目は、一筆地調査、測量業務等の受託状況でございます。

2 ページ目は、鳥獣処理加工施設の処理実績でございます。平成30年度から令和元年度にかけての持ち込み頭数は順調に増加の傾向にあり、比較すると107頭増えております。販路につきましては、東京を中心に、福岡を含む都市圏と熊本市内の飲食店やホテルでの取扱いが増えてきております。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う販路減少が続く見込みであり、今後はその対応や対策も必要となってきております。

それでは、3 ページからの第19期の決算報告書で御説明させていただきます。

5 ページの損益計算書を御覧ください。売上げです。測量設計受託収入5,481万3,000円で、ほかに測量助手人夫賃収入としまして826万9,412円となっております。また、鳥獣処理加工施設について、精肉加工品販売収入1,901万6,842円、有害獣施設受託収入、これは町からの委託料です。394万2,000円となっております。運賃収入、これは精肉加工品の送料の徴収分で138万6,587円で、純売上高は8,742万7,841円となります。製造原価1,783万6,961円を差し引きまして、6,959万880円が売上純利益でございます。製造原価につきましては、鳥獣処理加工施設に係るもので、7 ページに内訳を記載してありますので、後で御覧ください。

5 ページに戻っていただきまして、販売費及び一般管理費としまして5,411万4,070円でございます。この一般管理費につきましては、次の6 ページに内訳を掲載してありますので、後で御覧いただきたいと思っております。

5 ページの損益計算書に戻っていただきまして、これらの一般管理費を引いた残りの営業利益が1,547万6,810円となっております。その他、営業外収益を足して、経常利益が1,551万4,269円となります。特別利益としまして貸倒引当金を6万1,000円戻入し、特別損失としまして貸倒引当金繰入7万2,000円、固定資産除却損1円で、税引き前の当期の純利益が1,550万3,268円となります。法人税、県民税、事業税、町民法人税と合わせた充当額311万8,600円を差し引いた当期純利益は1,238万4,668円となります。

4 ページをお願いいたします。貸借対照表の一部について御説明させていただきます。

右側の純資産の部を御覧ください。損益計算による当期純利益が1,238万4,668円でしたが、前年度までの繰越利益剰余金の1億2,403万8,748円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は1億3,642万3,416円となります。資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は1億3,942万3,416円となっております。

以上、有限会社清和資源の経営状況の御報告です。

○議長（工藤文範君） 報告第9号の報告が終わりました。

よって、報告第9号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は、報告済みとします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時04分

6 月 9 日（火曜日）

令和2年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年6月4日午前10時0分招集
2. 令和2年6月9日午前10時0分開議
3. 令和2年6月9日午後3時18分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日) (第2号)

日程第1 一般質問

2番 西田由未子議員

11番 後藤壽廣議員

6番 藤川多美議員

9番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠

2番 西田 由未子

3番 中村 五彦

4番 矢仁田 秀典

5番 興 梶 誠

6番 藤川 多美

7番 甲斐 重昭

8番 飯開 政俊

9番 吉川 美加

10番 藤原 秀幸

11番 後藤 壽廣

12番 藤川 憲治

13番 藤澤 和生

14番 工藤 文範

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅田 穰

副町長 能登 哲也

教 育 長 井手 文雄

総務課長 荒木 敏久

清和支所長 増田 公憲

蘇陽支所長 飯星 和浩

会計管理者 木實 春美

企画政策課長 藤原 千春

税務住民課長 田上 るみ子

健康ほけん課長 河野 君代

福祉課長 渡辺 八千代

環境水道課長 高橋 季良

農林振興課長 片倉 城司

建設課長 山本 敏朗

山の都創造課長 藤原 章吉

地籍調査課長 藤岡 勇

学校教育課長 嶋田 浩幸

生涯学習課長 上田 浩

そよう病院事務長 藤嶋 厚美

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） おはようございます。2番、西田由未子です。どうぞよろしくお願
いいたします。

新型コロナウイルス感染については、熊本において少し落ち着きを見せているように見えます
が、第2波に向けての医療体制の拡充や経済支援が急がれています。命を守る、生活を支える
様々な仕事をされている方々に心から感謝申し上げたいと思います。私たちがステイホームがで
きるのも、感染リスクがありながら仕事をされている皆さんのおかげです。それなのに、その方
たちに対する差別、感染者への差別があるという現実もあります。今こそ人と人とのつながりが
大切なのに、正しい情報不足も相まって、それが断ち切られてしまう。そのことが残念でなりま
せん。

新型ウイルスとはいっても、これまでも感染症との闘いの歴史は繰り返されてきています。今
回のことで、私はこれまでの生活の在り方、政治の在り方、それを考え直し、持続可能な生き方
をどうしていったらいいのか試されているような気がしています。マスク不足や医療・介護の現
場の大変さに見られるように、経済効率ばかりで医療体制を縮小してきたこと、人件費が安い、
値段が安いと、海外に労働と食糧を依存し過ぎてきたことを反省し、コロナ収束後はその方針を
転換するいい機会とすべきだとも思っています。

そういう意味でも、今後の山都町の展望を考えながら、質問していきたいと思います。

質問台より質問させていただきます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） まず最初に、そよ風パークの経営責任についてお尋ねをします。そ
よ風パークの実際の経営を任されていたそよ風遊学協会の経営悪化のため、事業が停止され、町
は指定管理の解除をいたしました。おととしの再指定から、経営に当たっているいろんな指摘をさせ
ていただきましたので、この結果は大変残念ではありますが、だからといって、長年にわたり地
域振興、観光の目玉としての愛されてきたそよ風パーク自体がなくなるのではありません。

現在は休業中ですが、いろいろな経営形態の中から選択の上、できるだけ早くの再開を目指す
ために、そして、ほかの指定管理施設、通潤山荘、文楽館をはじめ8施設ありますが、その施設

についての指定管理の在り方についても、これからの教訓とするために、その経営の責任について明らかにしていただきたく、五つ質問をします。事実のみで、簡潔に答弁を頂きたいと思えます。

まず、一つ目です。平成9年から14年まで、平成14年6月から令和元年までと、二人の代表取締役社長が就任されておられますが、そのお二人に支払われてきた給与の金額と期間を教えてください。

また、熊日報道には、4月に町から指定管理料3,800万円が入金されたが、多くはその前年度の1月から3月分の従業員給与などに充てた借入金返済に使ったとありました。これは事実でしょうか。事実であれば、このようなことがこれまでも繰り返されてきたのでしょうか。その期間について教えていただきたいと思えます。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、お答えしたいと思います。有限会社そよ風遊学協会という独立した法人の社長の給与については、町は公表する権限はありません。一種の個人情報に当たりますので、金額と期間については回答を差し控えます。

それと指定管理料の件でございますけれども、そよ風遊学協会の過去の決算書を確認しましたところ、平成10年から毎年、短期借入れが行われております。指定管理料の一部と売上げを含め、返済に充てられていたものと思われます。令和元年度の決算においては、指定管理料を1月と3月の借入れの返済に充てられていたということで報告を受けております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 個人情報ということで難しいという御返事でしたけれども、私は、平成18年3月の定例会と臨時会の議事録を見せていただきまして、その中に書いてあること、それは公表してあることですので、ここで申し上げても差し支えないかと思えます。そこに書いてあること以外で分からないことがありましたので、お尋ねをしたところでした。

その議事録によりますと、最初の社長には、年間1,200万円の給与、月に100万円が支払われています。それが5年間。その後、前蘇陽町長が社長になるということで、この給与をゼロにして、経営改善をするということが書かれていましたが、すぐ現在の社長が就任されて、平成14年は7か月間で689万6,530円、月額98万5,218円。15年度源泉徴収額で711万5,000円と報告をされています。これは議事録にあることです。それで、平成16年度から平成28年度までの経緯が分かりませんでしたので、先ほどお尋ねをしたところでした。

合併後、様々な指摘がされてきて、平成28年度からの資料では、役員報酬が年間216万へと改善されている事実はあります。だから、それがどの時期から改善されてきたのかというのを知りたかったわけです。でも、それは分かりませんので。それでも、売上額というのは、従業員さんの努力が相当あっても、出ていくものが多ければ赤字になるというわけです。この出ていくものの中に、少なくとも、今、議事録で調べました最初の7年間、社長に対する高額な給料支払いがあったということは見逃せないことだと思えます。熊日報道は事実であり、これが繰り返さ

れてきたと。私は、このことは自転車操業であったというふうに言わないといけないと思います。

指定管理料の内訳には、管理をしていくのに人手が必要ということで給与分が一部認められています。それはその年度内のことだと思うんです。前年度の借入金返済のために4月に入った次の年度の1年分を全部充ててしまうということは、それは事実上、経営上破綻していたのではないかと思いますし、ずっと経営報告を見せていただく中で、指定管理料が売上げに入っているということがありました。これは売上げに入れるのはおかしくないか、営業外収益ではないかと。それを売上げに入れてしまうと、本当の収支、赤字だったのか黒字だったのかというのが分からないという指摘が今までもされてきましたが、そういうことを繰り返すということは、やっぱり間違いではなかったのかなと思います。その上、借金を重ねるということはできなかったという取締役会の報告を受けましたが、私はその判断は致し方ないことだったと言えると思っています。

では次に、このような中でも指定管理をおとし受けましたので、何とか経営改善をしていこうということで、町が9,000万円かけて宿泊棟のトイレの改修、給湯設備の改修をして、どうか経営改善をしていこうとされていました。その改修工事期間は今年の1月から3月いっぱいでしたので、当然コロナがなくても収益減となる見通しがあったと思います。そのために対策を立てておられたと思いますが、それはどのようなことだったのでしょうか。山の都創造課と企画政策課は相談に乗られていたのでしょうか。具体的に教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。そよ風パークの客室改修工事につきましては、工事の影響が最小限になるように、閑散期の1月から実際の改修工事に入りました。工事の請負業者と協議を行いながら、できるだけ稼働する部屋を確保するために、洋室8室は1月6日から2月16日までに終了、和室3室については2月20日から3月16日までに終了をしたところです。その後、随時改修が完了した部屋から、随時稼働していくという方法を取ったところでございます。

あと、営業については、レストラン、バイキング、それと、日帰りの誘客を強力に進めてきたというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） もともと閑散期でもあるということで、収益は、経営報告を見せていただいても、例年そんなに高くはないところではありました。でも、その中で、コロナ感染拡大のために、だんだんお客さんの予約がなくなっていったということでの影響は大きいかと思いますが、先ほども言いましたように、コロナがなくてもホテルのほうは工事中だったわけで、見通しの甘さは否めないかなと思います。そして、設備投資、修理等は全部町が出しています。その上に、指定管理料がある中での経営の甘さがあったのではないかなと言わざるを得ないと思います。

結果的に、そよ風遊学協会の整理・清算ということが決められたわけですがけれども、その点についてお尋ねをします。そよ風遊学協会は一企業ではありますが、資本金1億を100%町が出資

している第三セクターでもあります。その資本金1億円に対し、累積赤字が1億4,600万円、債務超過4,600万円。これをどうするのか。取締役でもある町長、梅田さんにお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） そよ風遊学協会の債務超過部分についてでございますが、これにつきましては、今後、破産管財人等を選定をしながら、協議をし、その後の決定を待った中で、またこれにつきましては皆さんにもお願いし、いろんな資産の処分等々をしながらやっていきたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） まだはっきりとしたことをおっしゃりませんでした。先ほどの平成18年度の議事録でもこのことが問題になっていて、もしも破綻してしまった場合は、町が責任を取るのか、遊学協会自身か、取締役という役員会がするのかということで論議というか、御返事は書いてありませんでしたが、それをずっと引きずってきているわけですね。次のことも併せて、このことが解決されないと次の経営者探しというのも難しくなることなので、ぜひ早急に結論を示していただきたいと思います。

もう一つです。これまでの運転資金として、町がそよ風遊学協会に対して3,000万円を貸し付けています。その返済未納が1,980万円あります。また、指定管理が解除されましたので、町としては10か月分、今年度はですね、5月末で事業停止でしたので、4月、5月分を差し引いた後の10か月間はもう管理をされないこととなりますので、その10か月分3,200万円の返還も求めておられます。それについては、いつまでに、どのような形で、誰に求めていかれますでしょうか。総務課長にお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。町の債権でございますので、会社宛てに請求をするというところでございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今尋ねました、債務超過の分をどうするかということ、町に対する借金ですよね。それをどうしていかれるのかというのは、会社宛てにということと言われましたけれども、本当にそれでできていくのかということも含めまして、ただ、責任は私もあると思いますので、具体的に、今、いつまでに、どのような形でということにはお答えいただけませんが、それについて、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 少し付け加えさせていただきます。指定管理料の返還につきましては、5月26日付で、そよ風遊学協会宛てに文書で請求をしているところでございます。

なお、この後につきましては、解散の整理など、いわゆる破産の手続に向かうかなというふうに予想されます。今後、いろいろ法的な手続がございますので、最終的な部分につきましては、いつをめどにというのは、現時点でははっきり分かっていないというのが状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 資産の処分だったりいろんなことで、破産の手続もするというところで、これから明らかになっていくと思いますけれども、そのことがきちんと整理されないと、次の経営者に引き継ぐのも難しいかと思しますので、早急に誠意ある形で進めていただきたいと思いますし、その報告もなるべく早めに頂きたいと思します。

最後に、経営母体が事業停止となり、解雇されてしまった従業員の皆さんができるだけ早く、今申し上げました、次の新しい経営者の下で働きたいという意思がある方は働くことができるように、また、違う職場を求められているのであれば、次の職場のあっせんを誠意を持ってしていくというのが筋だと思いますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。企画政策課長か、担当課長のほうでお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。まず第一に、従業員の皆様の雇用の場が失われたことについては大変残念な思いです。社員の皆様にとってはそよ風パークの営業再開が最優先と考えますので、町としても、再開に向け、早急に進めてまいりたいと思します。

また、清算手続を進めて、未払賃金立替制度の活用や、町が支給する失業者支援給付金を活用できるように、準備を進めてまいりたいと思します。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。今言われた倒産企業の未払い賃金の立替え制度等、ほかにもコロナ支援の中にもあるはずですので、ぜひそれらを活用して、従業員さんの不安を少しでも解消できるように最善を尽くしていただきたく、お願いしたいと思します。

それでは、2番目の質問に行きます。新道の駅整備事業についてです。いよいよ、早くて来年度中には浜町まで高速が延び、ベスト電器とサンライズの間にインターが出来上がるということを目指して進んでいるようにお聞きをしています。その出口付近に新しい道の駅を作るための基本設計策定業務委託というのに644万円、また、それを受けての企画運営計画、建築設計についても、合計5,686万円の委託がされています。どこに委託されたのかをまずお尋ねをします。

そして、山都町観光の今後の方針について、簡単でいいです、お聞かせいただき、どのような道の駅がよいというふうにその基本設計の中できているのか。途中かもしれませんが、その説明を求めたいと思します。

そして、また、現在、通潤橋のところにあります道の駅通潤橋はどういう扱いになるのかということ。併せて3点、委託先、観光の方針と道の駅の内容、道の駅通潤橋はどうなるのかということにお答えいただきたいと思します。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、新道の駅整備事業についてお答えします。まず、山都町の今後の観光の方針について、お答えしたいと思します。

九州中央自動車道矢部インターチェンジの供用開始を目前に控え、工事が着々と進んでおります。観光客の受入れ環境の整備に着手をしているところでございます。高速道路の開通により、広域的な連携や人流、物流の活性化が期待され、観光面や経済面、災害時のネットワークなど、地域活性化の期待が大きいところでございます。この機会を絶好の機会と捉え、観光客の町内への流入や滞在時間を伸ばす仕組みづくりを進めていきたいと思っております。あわせて、阿蘇、高千穂の観光拠点の周辺部に当たりますので、広域的な観光ルートとして確立をしていきたいというふうに思います。

二つ目のお尋ねでした新しい道の駅と道の駅通潤橋との関係についてということでございますけれども、議員のほうからもありましたとおり、矢部インターチェンジ出口付近に道の駅を整備するための基本計画を策定しております。道の駅の整備のコンセプトを、子供から高齢者まで、心身ともに健康で、楽しい暮らしを創造できる道の駅という設定をして、地域住民の活動拠点施設として位置づけております。

当然、道の駅としての町内全域の観光案内をはじめ、道路情報、地域情報を発信する活発な交流空間となる施設機能を併せ持ちながら、山都町の有機野菜、高冷地野菜をはじめとする物産販売、それらの食材を活用した飲食、町内事業者によるテナント出店、カフェ、コミュニティースペース等の整備を計画しております。

道の駅通潤橋については、これまでどおり、年間20万人から30万人の観光客を迎える観光拠点としての役割を今後も担っていく施設と考えております。さらなる観光案内業務の充実と通潤橋、白糸台地の文化的景観、浜町の歴史等に特化した観光案内を目指していきたいというふうに思います。

それと、基本設計と実施設計の委託であります5,636万円、当初予算で計上した部分でございますが、契約の相手先、1件目はアグリコネクト山都株式会社に、道の駅の整備事業に係る戦略策定業務及び管理運営計画策定業務を委託しております。

事業概要については、道の駅運営に関する運営戦略の策定と運営管理事業者を選定するための諸条件を策定するものでございます。具体的には、市場調査の業務、それと、事業戦略策定の業務、それと、管理運営計画の策定業務の委託をしているところでございます。

それと、もう一件ですが、これはまだ入札を依頼中でございます。道の駅整備事業に伴う補償調査業務委託を現在、入札依頼中でございますけれども、内部で事務を行っているところです。事業概要については、計画地内において補償対象物が確認されているために、これらをこれから進める用地買収に合わせた建物補償、営業補償等の対象物調査、補償内容検討、補償費の算定を目的とした調査業務委託を行うものであります。

それと、令和元年度の3月に計上しました800万円ほどの繰越しの予算については、現在、交差点協議の調査設計を業務委託しておりますけれども、警察等々の交差点協議に必要な交通解析の資料ですとか図面等の作成を委託しているところでございます。委託会社については、建設プロジェクトセンターという会社でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 道の駅通潤橋との関係について、もう一度確認しますけれども、道の駅通潤橋はそのままですか。新しい道の駅が高速の出口にできれば、道の駅が山都町内に四つもあることになる。そのことについては、国交省ですかね、承認されるのは。どのようにお考えか、もう一度確認したいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 道の駅の指定については、国土交通省のほうで指定をするものでございますけれども、現在指定をされている道の駅の廃止はできないということでございます。現在指定をされている道の駅の移転は可能ですということでございます。

ですから、ちょっとここはまだ決定はしておりませんが、道の駅の移転という形で、高速道路の新しい道の駅のほうに道の駅の機能を持った新たな道の駅を、新たなというと違いますけれども、移転という形で、道の駅を設置したいというふうに考えております。

現在の道の駅については、観光拠点としての物産販売施設だったり資料館という形になるかと思えます。まだ決定はしておりませんので、決定次第、また御報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） だから、移転をしても、通潤橋の前の虹の通潤館という物産館は残るんだということですよね。

その道の駅というのはどういうものかと言ったとき、それは24時間開放されたトイレなどの休憩場所があったり、広い駐車場がある。それと、観光案内とか、緊急連絡ができるものがあるというのが条件だというふうに調べさせていただきました。なので、そこに必ず物を売ったりする物産館があるというわけではないと。それがなくても道の駅ですよということなんですよ。

先ほどの説明の中には、子供から高齢者まで楽しめる町の活動拠点施設ということと、それから、やはり有機野菜の販売やカフェ、コミュニティー施設等もということと、何か箱物を作られてされる予定になっているのだなというふうに受け止めましたが、私はこの新しい道の駅には、広い駐車場と誰もが安心して使えるトイレと休憩場所があって、高速バスで来た人にも車で来た人にも、山都町内を十分に楽しんでもらえる充実した観光案内所がある。例えば、そこから回遊バスが出ていたり貸し自転車があったりということもあるかなと思いますが、そういうところであると。できれば防災備蓄もされ、いざというときには車中泊等の避難場にもなるようになったらいいなと思っておりました。

なぜならば、先ほど言いましたように、町内には現在、既に三つの物産館があります。虹の通潤館、清和の文楽邑、それから、そよ風パーク、そして、道沿いには新しく農産物販売所もできています。もし新しい道の駅にまた物産館ができて、果たして駐車場の確保が十分できるのだろうかと思えますし、ほかの物産館と共存できるのだろうかというのが一番の心配です。どうしても何か販売所を求められるのであれば、隣接の空き店舗の活用は相談できないものだろうかと思えます。また、それが出なくても、駐車場でのキッチンカーとか軽トラ市などで回していけば、箱

物は要らないと思います。

将来、延岡まで高速が伸びたときでも、山都町を観光したいと思って高速を下りてもらわなければなりません。繰り返しになりますけれども、山都町には、通潤橋、清和文楽邑、そよ風パーク、たくさんのキャンプ場、その他たくさんの自然あふれる、文化の薫りあふれる観光地があります。そこに泊まって町内を楽しんでもらったり、何度も来てもらえるような観光パンフを作って案内をするというのが、今度の新しい道の駅の大きな役目の一つだと思っています。

現在は、高速バスで山都町に来られても、停留所に降りてみたら、一体どうやって観光したらいいのかという状況にあります。接続バスもありませんし、タクシー案内の掲示はありますけれども、中に破れてちっちゃい字でしか書いてありません。山都町のパンフレットも置いてありません。

なので、私の提案としましては、私は新しい物産館、箱物は要らないのではないかとことです。そうすれば、先ほど言われた5,600万円等の設計費等、相当安くなると思います。その分をトイレや案内所の充実、備蓄倉庫の整備等に充てたり、以前、文楽館のほうで要望があっていました、駐車場が狭いので整備をしてほしいということ等にも充てていくことができるんじゃないかと思っています。

ぜひ、まだ検討の余地があるのであれば、検討していただきたく思いますけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） ただいま御指摘がございました道の駅整備計画、基本計画に対する御意見でございましたけれども、確かに物産販売施設等の計画もしているところがございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、町内のテナント出店ですとか、農家の野菜ですとか、町内で生産される加工品、そういったもののテナント出店だったりも含めて計画をしているところがございます。

建物の規模等についても、まだ決定したわけでもございませんので、今後、基本計画を皆さんに御説明しながら、その辺りを詰めていきたいというふうに考えております。

それと、議員から御指摘ございました観光案内の業務の充実というところの部分も充実をさせていきたいと。町の玄関口でもございますので、町内の観光施設等をくまなく御案内できるような観光案内、インフォメーションにしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 町内全体を回っていただけるような観光案内所の充実ということは大賛成です。でも、言われるとおり、道の駅に物産館等の何か施設ができれば、それが充実すれば、かえって、そこで止まってしまって、町内いろんなところへ行っていただくことの妨げになりはしないかという心配もあります。本当にほかの現在ある3施設と共存できるのでしょうか。それがとても心配です。今あるところを大事にして、そこに行っていたらいいようなことで進めていただけないでしょうか。

四つ目のそういう施設は、私は要らないと。そうでない方向で考え直していただきますよう、そして、町民の皆さんからも、その点については明らかにして御意見を聞いていただきたいと思えます。そうでないと、先ほどのそよ風パークのことに戻りますけれども、それがどういう経営形態でされるのか、また三セクの形になるのか。そのことについても問題があると思えますし、ぜひ、まだ時間があると思えますので、町全体というか皆さんでこのことを共有して、本当にいいものに新しい道の駅をしていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、小学校再開に当たってのことについて二つお尋ねをしたかったんですが、ちょっと時間があれですので、1番の子供たちの心のケアについては、休校中の家庭的なことや学習のこと、コロナに対する不安やこれからのこと、様々な思いを持って登校している子供たちがいると思えますので、先生方がしっかり子供たちの声を聞いて寄り添えるゆとりが持てるように、委員会として御配慮をお願いしたいと思えます。

次に行きます。国の補助事業であります児童生徒1人1台のタブレット設置についてお尋ねをします。これは、5年間かけて達成する予定だったのが、コロナ感染症対策と学びの保障を両立していくために、緊急に、今、国のほうで全員分の予算措置をしました。このことについては、一度にそろろうということで、現場にとってもありがたいことだというふうに思っています。

この1人1台タブレットの設置について、5月20日に総務常任委員会での説明を頂きました。そのときに、山都町教育委員会としても、早く導入できるように大変努力いただき、町の単独事業として、この6月議会で、補正でもって予算を上げられる準備をされてきたと聞きましたが、説明される当日に、県教育長のほうからタブレット端末の共同調達を実施する通知を受けたために、価格、性能ともに県共同調達のほうがよいと判断されて、9月の補正に予算要求をすることとしましたという説明を受けております。

町で単独でしようと思われていたその当日の県の共同調達ということで、その日のうちの計画変更ですので、またその後、町単独と県共同調達の比較検討をされて、最終的には、まだどちらに決めるかは、まだ決まってないというふうにもお伺いしていますので、今検討されている内容について、どうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

例えば、県で調達するのは本体だけでしょうか。ソフトやセキュリティーもセットアップされてからのことでしょうか。それと、現場からは、タッチペンとキーボードはぜひ入れていただきたいと言われているので、それが入った共同調達でしょうか。それから、これは5年ごとぐらいに更新というふうに聞いておりますので、そのときのランニングコストの見通しは、比べてみてどうでしょうかということで、それもよければ、検討された内容に加えて御報告いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。教育委員会では、今年度、文部科学省が進めるGIGAスクール構想により、国補助を活用して児童生徒1人1台のタブレットの設置を目指し、計画を進めているところでございます。タブレットの調達方法として、県共同調達と町単独購入を比較し、県共同調達に参加する方針でございます。

県共同調達とは、熊本県が市町村の意見を聞きながら統一仕様書を作成し、端末選定と入札を行うやり方でございます。一般的には、県共同調達のほうが専門性が高くなり、仕様書が充実する。また、大量発注により価格面での優位性が働くなどの観点から、町単独購入よりも効果が高いというふうに考えております。

今後、学校やICT支援員の声も聞きながら、また、ソフトや関連機器、タッチペン、キーボード等も含めて、連携について確認しながら、本町の学校教育に適したタブレットを購入できるよう取り組んでまいりたいと思います。

調達の方法とかランニングコストについては、県からの数字がまだ出ておりませんので、今後検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 統一の仕様になるということですので、先ほど言いましたタッチペンとキーボードがちゃんと入っているかということは、大きなことです。今、学校に導入されている、子供たちが使っているのにはちゃんとタッチペンとキーボードがありますので、次、調達したときにないということになったら、現場はとても困られます。なので、それは絶対入れてもらわなければならない。

そして、ソフトについてもセキュリティーのセットアップについても、一緒なのか本体だけなのかということも、まだ分からないということなんでしょうか。今言いました、本体だけではなくて、私はソフトやセキュリティーもちゃんと現場の先生のこんなものを入れてほしいという意見を聞いていただき、タッチペンとキーボードがちゃんとついている、そして、その仕様のもので、今度、収納庫にきちんと入って、使えるものになるのだろうかということ等がクリアされなかったら、どんなに県調達が安かったりしても山都町では使えない、先生方が困られるものが来てしまいます。

だから、そこはきちんと行っていただきたいし、県調達がそこまではしないと言われるのであれば、たとえ価格が少し高くなっても、現場で使えるものを用意していただきたいので、町単独の調達のほうも余地を残していただきたいと思います。

町単独のほうで台数もあと640台ということで、今どこも足りないから、いつ入ってくるかわからないということではありますけれども、県調達になると、全体何万台というものをされるわけですので、もっと遅れるんじゃないか、導入が遅れるんじゃないかという心配もあります。

町のそういう要望がきちんと県仕様に入るのかどうかということについて、もう一度、お尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 町の要望が県の仕様書に反映できるかどうかは、今のところ、はっきりと分かっておりません。意見のほうは申し上げていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） それでは、町の要望が、今申し上げました先生方の希望のソフトが入る、ソフトも一緒にセキュリティーも一緒に入る、それから、タッチペン、キーボードが入る

ということが実現できなければ、私は町単独をそのときに考え直していただきたいと思います。何度も言いますように、その要望がかなわなければ、学校現場として困られるわけです。ランニングコストとしても、今回は安くできても、5年後に本当に安いかどうかというのは、また県にお願いしなければならなくなり、町独自の努力ができなくなります。せっかく1回は町独自でされるという計画を、もう最終段階まで詰めて持っておられるので、それを元に戻すということもそんなに難しいことではないかと思えます。

いろんな不具合がこれから出てきたときに、県を通すことなく町単独でされれば、身近におられて、実情をよく把握しておられる町の教育委員会が対応していただくということの安心感も学校にとっては大きいと思うんです。

なので、今申し上げたこと、それから、学校の情報教育担当の先生方との話し合いをよくしていただいて、せっかくのこの一斉導入、本当にありがたいことで、大きな予算を使ってされることが、現場に来てみたら、あら、どうしてこんなのが来たのということには絶対していただきたくないんです。

なので、そこをもう一度きちんと精査していただき、先生方と子供たちに使い勝手がよい、教育効果が上がるものとして調達をしていただきますように、ぜひお願いしたいと思います。もうお答えはいいです。本当によろしくお願ひいたします。

では、4番目にいきます。コロナ感染予防対策も兼ねた避難所についてお尋ねをします。大雨や台風の自然災害が心配される時期となりました。石垣島で50年に一度の雨というのも報道でありました。地震災害の備えも同様です。今回は特に避難所が密にならないように、親戚や知人宅への避難も防災無線で何度となく呼びかけられていますけれども、それができる方はよしとしても、できない方たちの避難の在り方について、三つお尋ねをいたします。

山都町の福祉避難所がありますけれども、今回は受入れは可能と言われているのでしょうか。

二つ目、妊婦さんや障害者のおられる家族避難として、宿泊施設、通潤山荘やそよ風パーク等の希望があれば、準備はできるのでしょうか。

三つ目、地区内の公民館や避難することができる方以外で、指定避難所から遠く、高齢者のおひとり暮らしだとか、そういう方が、「行きたかばってん、行かれん」と言われる方の希望があれば、早めに避難をするために、ほかの自治体では、明るいうちのタクシー、ジャンボタクシーとか、そういうのを使って送迎をするというところがありますが、そういうお考えがあるのでしょうか。3点お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。まず、山都町におきましては、町内の福祉施設11か所と避難に関する協定を結んでいるところでございますので、万が一の場合につきましては、そちらのほうに避難していただくという形になります。

それから、いわゆる宿泊施設への避難ということでございました。非常に感染予防の観点も、今の状況は非常に厳しい状況がございます。御承知のとおり、通潤山荘、それから、そよ風パークには、いわゆるビジネスホテルのような部屋、いわゆるベッド、風呂、トイレが独立した部屋

がございますが、両施設とも複合施設でございます。例えば通潤山荘で申しますと、レストランがあったり、あるいはお風呂があったり、そよ風パークにおきましても、レストランがあったり、それから、お風呂があったりという複合施設でございますので、現状から申しますと、他の宿泊者の関係もでございますので、状況に応じての対応になるかなというふうに思っております。全施設を借り切ることが可能な状況であれば対応も可能かなというふうに思いますが、非常に難しい状況かなというふうに思います。

それから、早めの避難ということでございますが、まずは御自分で避難ということも申し上げているところでございます。議員から御指摘がございました支援の必要な方の避難ということで、非常に難しい問題だというふうに思います。まずは数的な問題、それから、対応できる要員、あるいは車両等の確保を考えますと、いわゆる公的な支援による送迎支援は困難であるということに判断をしております。議員のほうから他町での例ということがございましたので、私はちょっと不案内でございますので、よければ案内を頂きたいかなというふうに思います。

なかなか公助には限界があるということで、非常に申し訳なく思っておりますが、それに代わって、昨年から、地域の自主防災組織での防災訓練等でも、自助、共助の面を強調しているところがございますので、山都町の現状としましては、自助、共助の大きな支えがあって避難があっているのも現状かということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほど言いました送迎支援をされているところは、たしか朝倉市だったと思います。北部豪雨の経験から、そういうことをされているというのをテレビ等で見た記憶がありますので、よければ、その辺を御検討いただければありがたいです。

コロナ感染の拡大におけるいろんな会議とかをすることがなかなかできなくて、各地域での自主防災組織の話合いとか、公民館単位での、じゃあ、具体的に避難どうするかというような話はなかなかできていない状況かとは思いますが、今言われたように、御近所で声をかけ合っただけで、「あそこは独り暮らしだけん、どがんしとらすとか」とか、「あの人ば連れていかなんね」とかという話合いをまずしていただくことは大事だと思うんですね。

早めの避難をするための送迎は、今のところちょっとできかねるとおっしゃいましたが、でも、まずは実態把握をしていただきたいんですね。各自治振興区なり公民館単位で話合いをして、具体的に、うちは大丈夫、自宅避難でいい、あそこのうちは親戚のところに行きなはるけん大丈夫とか、そういうのを本当に密に具体的に詰めていった上で、やっぱりここは難しいというところを洗い出していきたいんですね、まず。昨日だったか、おとといだったか、テレビで、御近所一人一人伺って、どがんしなはっですかということを知って、そういう取組をされているところなんです。たしか、それも朝倉だったかなと思うんですけど、ありました。コロナが少し落ち着いた。そして、今、雨の時期を迎えるこのときに、ちょっとでもそういう話合いを地区でしていただき、実態が見えるようにまずしていただきたいなと思います。

たしか、あさって、防災訓練があるように聞いています、役場のほうでですね。そういう防災

訓練についても、防災訓練でコロナの感染予防を含めた、実際に段ボールベッドを出したりとか仕切りをしたりする、そういう訓練だと聞いています。それはとても大事なことで、指定避難所になっている、緊急避難所になっているところでは、本来ならば、そういう訓練は、避難場を開けるとか誰が開けるのか、どういうふうにして仕切りをするのかとかいう訓練はもっともっと広がっていかねばならないと思っていますので、そういうこともぜひ推し進めていただきたいと思います。

それで、備蓄について二つお尋ねをします。段ボールベッドや仕切りなどの備蓄があると聞いていますが、足りないというふうに聞いています。各避難所に十分な数がないということですので、それを増やしていく計画はどのようにされていくか。その中に、密を防ぐためにも、それから、プライバシーの保護のためにも、段ボールベッド、仕切りもいいですけども、防災テントというのがありますよね。室内でも室外でも使えるテントをぱっと張っていくというのは、そのほうがもっと効率的だと思います。そういう防災テントの準備もしていただきたいと思います。そのような計画があるかどうか、ぜひ計画していただきたいので、現在の状況、見通し等をお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 備蓄に関するお問合せということでございますが、まず、実数から申しますと、段ボールベッドは20台、今あります。それから、簡易的に仕切れるテントがございまして。約2メートル四方ということでございまして、80張持っております。これは室内用ということで考えていただきたいというふうに思います。

十分な数はまだ足りておりませんので、必要に応じてそろえていくことはもちろんでございますが、いわゆる令和2年度におきましては、昨年の災害におきまして、東北方面の市に水あたりを提供しておりますので、本年度の計画としましては、まずは、主食の1,000食、それから、水も出しておりますので、水につきましては、500ミリペットボトルで4,500本、それから、簡易トイレの関係を100個ほど今年を考えております。新型コロナウイルス感染症の対策の交付金の中でも、段ボールベッドですとか、あるいは、間仕切りという助成項目も新たに示されておりますので、予算の状況を見ながら、交付金を有効に使った新たな備蓄品ということで整備を進めていくことが可能かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 備蓄については、まだまだ不十分だなという感想を持ちました。体育館とか学校に避難するというのは、もう本当に諸外国から比べれば、こういう避難所かというふうに驚かれる、びっくりされるような避難所というふうに聞いています。

それでも、まず、できるところからということですので、進めていただいているのはありがたいと思いますし、先ほども言いましたように、やっぱり室外でも室内でも使える、せめて防災テントを、私は前は段ボールベッドをお願いしますと言いましたけれども、やはりそれよりもテントのほうが良いというふうに勉強し直しましたので、そちらのほうでぜひ考えていただいて、予

算獲得も頑張っていたらありがたいなというふうに思います。

今回は、本当に町の行く末をどうしていったらいいかという一つの一助としての意見を述べさせていただきました。最初に言いましたように、方針転換をして、よりよいものを求めていく、暮らす住民の方たちの幸せのためにどうしたらいいかということを考えたときには、方針転換も大事だと思います。ぜひ、私もしっかり考えながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。今回は、そよ風遊学協会及びそよ風パークの今後について。それと、3大祭りの予算規模について、コロナウイルスの今後の対策について、子ども議会についてという点で、質問を上げております。

執行部におかれましては、適切な回答をお願いしたいと思います。特にそよ風パークにつきましては、非常に私としては裏切られ感がありますし、今後については、より一層、より早く経営を行ってもらわなければいけません。そのため、かなり厳しいこともお願いすると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

現在、新型コロナウイルス関係で、日本全国が令和に入って、非常に厳しい状況に置かれている中であります。そういう中で廃業という決断された。この無駄は何だったのか。ぜひ、皆さん方と一緒に考えていきたいというふうに思います。

しかし、このコロナウイルス感染があったおかげか、インフルエンザはゼロだったということで、用心すればできるんだなと思いましたが、山都町におきましても、本来ならばインフルエンザで学級閉鎖があるところでございますけれども、一人の感染もなかったということは、やっぱりかねてのこういう生活の中で、用心すれば防げるんだなということも感じましたし、新しい生活が見直される今でありますけれども、より一層、身を引き締めて頑張らなければいけない時代に突入したと思っております。

質問につきましては、質問台のほうから質問させていただきます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） まず、そよ風遊学協会の指定管理解除及び会社の廃業、事業停止の今までに至る経過についてお尋ねしたいんですけど、本件については、5月16日の新聞報道にお

きまして、多くの町民の方より、どうなっているんだ、議員もそうやってなんちゅうざまかとかいう指摘をたくさん受けたところでもあります。一々説明をしてまいりましたけれども、これは、4月30日、私どももいきなり本議会において、全員協議会の中において、紙切れ1枚によって報告されました、解除すると。その経過については、ここにあります。これがその1枚の紙です。その4月30日までの経過について、課長のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。4月30日までの経過ということでございます。まず、有限会社そよ風遊学協会は、平成9年3月に設立をされた町の100%出資の第三セクターでございます。指定管理を平成18年度から受けておりまして、更新を行いながら、平成31年度から令和5年度までの5年間の指定管理者として指定をしておりました。

取締役会の経過についてでございますけれども、4月22日の取締役会を経て、4月27日の取締役会で、指定管理の解除の申出、及び5月31日限りの会社の事業停止を決定されたところです。4月29日には、宮原代表取締役から社員のほうへ、口頭で解雇予告通知がなされたところです。以上でございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、課長のほうから報告がありましたけれども、この経過につきましては、3月23日に、セーフティネットの4号の緊急融資事業の説明が取締役会で開かれております。その後、4月10日も、また第6回の臨時の取締役会が開かれております。4月22日に第7回の臨時取締役会。いずれもお金を借りたいという報告でありました。4月27日には、今、話がありましたように、4月22日に会社の廃業、事業停止について協議がされました。宮原代表としては、お金を借りたいというような方向でありましたので、4月27日にこの決定を受けて事業停止ということで、宮原代表は事業停止の旨を職員にも通告されました。

それを聞きまして、4月30日に全員協議会がありました。その足ですぐさま、そよ風遊学協会まあ、今のそよ風パークですね。帰り足で寄りました。宮原代表に、内容どやんことですかと。誰も知らんで、突然こげん話ば聞きましてびっくりしましたということで聞きましたら、内容は、6,000万円を借りて、どうしても今回を切り抜けていきたいということで3人の取締役にお願いをしたというところでございます。それじゃあ、その6,000万円の使途は何なんですかと聞いたら、まず、4月、5月分の職員の給与の未払い分が約1,000万円、それと、商品を出している方々の未払い金、リースの未払い金が1,000万円で、約2,000万円の金をどうしても今回払わにやいかんと。そのためには今払わんと、取締役会に2,000万円の負債を残すことになって大変なことになるので、どうしても借りて切り抜けていきたいというような説明がありました。

ああ、そうですか、じゃあ、3,000万円をそれに使って、あと3,000万円は運用資金にするんですねと言ったら、ああ、そういうことですかというお話でした。これはどういうことですかと言ったら、1年据置き3年払い。自信はありますかと聞きましたところ、絶対自信がありますということでしたので、その旨、どのような営業をするのかということを代表の方々に話をしました。それでも納得できませんでしたということでした。

じゃあ、今からどうするんですか、このままほったらかすとかいと言いました。ところが、いやいや、ここでまだ諦めたわけではない。今後、職員の皆さんと一緒に嘆願書を作って、ま一遍どうしても取締役会を開いていただきたいということを言われました。分かりました、ぜひ頑張ってくださいということで、その嘆願書についてもどうぞ送ってくれ、署名はどんどんしてあげると、ぜひ送ってくれと。どうしても潰すことだけはやめてくれ。職員の給与を未払いにするとか、今のリース代とか、商品を出した農家の方々に未払いで終わるわけにはいかん。どうしても、そら何とかして切り抜けちくれと言いました。

ある議員から私に連絡がありました。後藤さん、一緒になって町長にお願いするようなことができんかどうかとありましたので、集まりました。で、よし、その旨は一応じゃ、宮原代表に伝えようということで、私は宮原代表にまた明るる日に会いに行きました。私はそよ風パークには数十回行っております。毎日のごと行っております。内容も聞いております。

今度は、宮原代表、何とか議員みんなで取締役をお願いしに行きたいので許可してくれんかと言いましたところ、代表は、後藤さん、大丈夫ですと。嘆願書もどんどん集まっております。現在、1万2,000の嘆願書が集まっているそうです。それと、コロナも収束に向かっているので、6,000万円じゃなくて4,000万円がいい。4,000万円がいいならば、1年据置き3年払いなら指定管理期間内ですので、何とかできると。ぜひ頑張らせてくれということで、分かりましたということで、そんなら取締役も納得するでしょう。嘆願書もこしこ集まって、未払い金を払うことは、そのまま取締役に残す。これで解散したら、取締役が2,000万円の負債を持って倒産するわけですので、取締役が大変なことになるというふうに私も思いましたので、ぜひまあそういうことで頑張ってくれということでお話をしました。

その後、多分、5月15日に取締役会が開かれていると思います。その間にですね。それについて、また課長のほうから経過について説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 4月15日の取締役会以降の経過でございますけれども、4月15日、第9回の臨時取締役会が開催をされまして、宮原代表取締役から、新たな営業方針及び事業継続のための借入れ及び返済計画について提案がされました。しかし、借入れしても返済見込みなしとの結論に至り、取締役会が終了ということでございます。その後、社員のほうに取締役から、経過並びに今後の施設運営について説明が行われたところです。

それと、5月26日に指定管理者の指定取消しを行い、指定管理料の返還の通知をしております。5月28日に社員解雇、5月31日に事業停止という流れになります。

以上です。

すみません、5月15日のことを4月15日と申し上げました。訂正させていただきます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） そういうことで、またそれを受けて、5月16日、そよ風パーク清算へという熊日の報道が出ました。これで、道の駅のトイレや駐車場などは直営で管理する。また、今後、別会社の委託や売却など活用策を検討する。梅田町長は、この時期の清算で申し訳ないが、

継続は厳しい。退職金の支払いや仕事の紹介などができる限りサポートするというふうにコメントされていますけれども、その後、またこの新聞紙上で、山都町が管理料返還請求、そよ風パーク第三セクにということになりました。

私は議員として、これは会社のことですので、なかなか立ち入ることができなかったというのは事実です。しかしながら、こういうことになったのは本当に残念でなりません。一刻も早く、これをどのように今後するのかということを検討してもらわなきゃなりません。旧蘇陽町にとっては本当によりどころであり、地域住民の本当に誇れる施設でありました。残念ですが、今後はこの管理及び未払い金の整理等、いろいろなことをやらなきゃいけません。私も、そよ風パークの開設当初から携わっている人間として、本当に残念でなりませんので、ぜひ、再度、活力あるそよ風パークにさせていただくためにも、町長をはじめ職員の方々も、地域に応えるような施設として復活してもらわなければなりません。

それには、町長がコメントされておりますけれども、直営で、道の駅は管理する、レストランも早急に管理したい、物産館も早急に管理したいと、オープンしたいと言われました。結局、町長はその前までは会社の役員であったわけですね。取締役ですね。もう今現在は、現在もその前も同じですが、そよ風パークのオーナーであるんですね。作った人です。ただ、それを直接管理ができないので、そよ風遊学協会、これは私がおるとき作ったわけですね。そのときに、遊学協会という会社に金出してお願いをせないかんわけ。そうじゃなかったら、自分で、職員が行って草切ったり料理したりせなんわけです。しきらんけん作ったわけですね。

先ほど2番議員の話があったときに、私はこれは清算するというふうに考えていましたけれども、倒産、破産するというお話もありましたが、これは後で質問しますけれども、町が100%出資した会社を町が破産させるというのは、なかなか今まで聞いたことがないような事例でもありますけれども、その辺のところについては、また後で質問したいと思います。

そういうふうな事態になった経緯について、町民の方々も今日聞いていらっしゃる方は、取締役会の中で、再三の要望にもかかわらず、取締役3名、取締役は4名ですからですね。3名の方で否決された。それを受けて、宮原代表は辞任されたというふうに聞いています。これは事実だろうと思います。

今から先のことなんですね。今度は、施設は町が、引継ぎは多分、昨日、私はそよ風パークに行ったけど、まだ引継ぎは終わってないということでしたので、今、一生懸命片づけていらっしゃいました。もう施設の中も、ホテルの中の備品なんかも、絵画なんかも全部市内に持って行って返したり、本当に借り物とかそういうのは全部整理されております。職員もずっと働いています。これは多分、5月分、6月分も無給であろうと思います。今日、あしたまでは無給で働いて整理せないかんという状況です。そよ風遊学協会という会社は残っております。

それで、この取締役の決定事項としては、5月26日に、そよ風遊学協会の指定管理を取り消しました。社員も5月28日に解雇しました。事業停止になったわけですね。また、今後については、そよ風パークは当面休業する。今後の施設の活用は関係者で協議するというふうに言われましたよね、全員協議会のほうで、その協議の結果、協議は十分されたと思います。あれから、か

れこれ10日、15日経っていますんでどのように協議されたのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。今後のそよ風パークの施設管理方法については、現在、取りまとめを行っているところです。幾つかの町内外の事業者から施設運営について提案もあっております。施設全体を一括して管理する考えや一部の施設の運営の話もあっておりますので、今後どのようにするのか、効果的な運営ができるか検討を進めているところでございます。できるだけ早く結論を出し、そよ風パークの運営再開を目指していきたいというふうに思います。

それと、収益性の低い施設については、町が直接管理することも併せて検討したいと思います。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 直接管理する……、これですね、課長、町長も含めてですが、早急にしないと、今朝通ると、もう草ぼうぼうなんです、実際。昨日行ったら、グラウンドも、クローバーが至るところに生えて、これは管理が大変だなと思って、入り口も、道の駅の状況じゃないです。もう切らんと大変なことです。管理する気なら、予算取らないかんでしょう、やっぱり。直接管理するっちゅうたら。道の駅の予算も、グラウンドの予算も。そこら辺の早急に対応すべきものは対応してもらいたいですよ。直営にすると行ったんだから。

そよ風パークの中の施設は、ホテル、洋室3と和室3、コテージ、田舎山荘3、コテージ7棟、それに、ブルーベリー館、木工体験施設、ふれあい農園、物産館、レストラン、多目的広場、これを総合して道の駅としての指定を受けてる。膨大な土地なんですよ。今、これを課長が言うように、取り合いが来てますとか言っても、いつのことになるか分からんやないですか。どぎゃんなるやら。売却という話もありましたけれども、売却の話は、多分、厳しい状況になっていくかもしれん。それはでくるかもしれん。それを早くせんと、レストランはオープンする、物産館もオープンするといっても、何のめども立ったらんと私は思いますよ、現状としては。その中で、解雇された人たちは解雇されたわけです。解雇されて、仕事を見つけないかん。町民です、みんな。でありながら、仕事がない状態で、どうしようか。開けらすとだろろうか、開けらっさんだろろうかと迷ってますよ。早めにせんと、今度はその人たちももう行き場がなくなりよらすよ、実際。町民のそしこの負を押しやったわけですからね、取締役の人が。じゃないですかね。私はそう思っておりますけれども。

辞めるということは、40名の職員に、負を押しつけたわけですね。町として、遊学協会としては。それは取締役が押しつけたけん。その責任は私は非常に重いと思います。だったら、早急にその人たちを救い上げるような努力ばせないかんわけです。そのために、使いたいというならば、グラウンドの草刈りとか、その人がするかせんか分からん。でも、もう本当に今、大変な状況で、レストランならレストランを開くならば、その方向性は、直営でするんじゃないで、指定管理するんでしょ。指定管理するなら、それは早急に出すべきですよ。物産館とそこは。そして、残りのホテルは指定管理者を見つける。そんな形を、その糸口が全然分からんです。ちょっと分かってるしこでいいですから教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 広大な面積の施設にありますので、施設ごとにどう運営管理するかということは今現在、検討しているところで、直営についても、そよ風遊学協会の草刈り等を担当された方にお話をさせていただくように一応話はずないでおります。ちょっとまだ遊学協会のほうから返事が来ないというような状況でございます。

それと、今後また清算も続けていかないとはいけませんので、その手続等もありますので、早急に施設を再開はしていきたいと思っておりますけれども、事務的なところでまだ決まっていなくてでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） あのね、課長、そぎゃんこつ言うとするけん、役場ん行政仕事って言われるとよ。やっぱね、もう、そんな人たちの立場に立って考えた。ちょっと。その首になった人の立場になって。本当に急がんといかんでしょう、やっぱ。するなら、しなさいよ、すぐに。そのレストランの指定管理するて。そうしたら、今、品物はあるわけだけん。できんことやないと、やる気があれば。物産館でも一緒やん。物産館でも、物産館で売るために作っとらすよ、商品ば。並べないかん状態になっとつとよ。

それと、ブルーベリーの加工所もあそこの中にあるじゃん。ブルーベリーも生産できるとよ。加工して出さないかんわけよ。そういうバランス的なことを考えたときに、これは町の責任じゃけんね。町ももう取ったわけだけん。取締役はもう外れとするわけやけん。会社は遊学協会ってあるばってんが、もう既に町のものになっとるわけよ。町のもんだけん、町が考えなんけんスピーディーに動かさないかん俺は思う。それはちょっと辞めさせた人に気の毒じゃない。

もう就職した人も俺は知っとるけど、途方に暮れとらすたいね。レストランは開くとどらるか、開いたら、レストランを頑張れば何とかなる。町の人々の要望にも応えんとかいいたら、ことにレストランのことだけでちょっと言えば、レストランは町内外の人たちの新年会、忘年会、法事、それから総会とか、1年間通じて200日か300日、年間3万人、売上1億円以上。そしこあるとが、いきなりそうなったわけよ。こらね、俺ら町民にとっても、めっちゃくちゃ頭に来るとたいね。そら問合せがいっぱいあるよ。あるばってんが、できんわけやけん。やろうと思えば、できないことじゃないと俺は思うわけよ。

クーラーの修理工事が1,900万円上がったでしょう。クーラーの故障が、この前行ってみたら、見積りが来てするとかせんとか、クーラーの工事すれば、当然、台所は1週間ぐらい休まないかんかもしれん。ばってん、町民の期待に応えるためにも、いち早く、清算がどうのこうのというレベルじゃないと思うけん。グラウンドも直営で管理するっちゅうたやん。クローバーがもう生えとるわけ。あれも予算取って直営でせなんとやけん、道の駅も。直営でするっちゅうたよ。してくださいよ。予算取ってね、臨時議会でも開いて。あそこの草の管理もせんと、ほんなこつ大変。梅雨明けたら、えらいことになっとると思うよ、俺。分かっとるでしょう、現場見て。

そこはやっぱり直営でするっちゅうたら、その責任はあるわけ。その人たちが雇えとか、そこ

まで俺は言っとるわけじゃない。ばってん、レストランとか物産館とか、そこは作った人もおるし、今から出そうかと思っとる人もおらすわけやけん、それは早急にできるわけじゃないかな。それ、できんとかね。お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 物産館のほうということですか。

（「物産館もレストランのほうも」と呼ぶ者あり）

レストランのほうは、レストラン支援部の方々が、遊学協会の職員の方を通じてですけれども、支援部の方々に運営をしたいというふうに話を聞いておりますので、その方法として、再度の指定管理ですとかいう形で検討しております。

それと、物産館のほうについては、200名ほどいらっしゃる生産者のほうで組織をつくってという話もございますけれども、採算が取れる状況にないという話も伺っておりますので、物産館の再開についても、今後どうするかはまた協議をしていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） レストランは、そのタイムリミットを決めたいよ。今月の15日、20日なら20日というふうに、レストランをそんぐらいで決めてくれちゅうことを聞きたい。そのことが欲しい。物産館は、採算ベースが合わんとか合うとか、そのレベルで話しては駄目よ、やっぱ。そらね、地域の人が作ったとば、1割、2割しか取れんわけだけん、それは合うわけないところがあるじゃん。どこでん一緒やん。普通の店なら50円で仕入れたものを100円で売ったりできるけど、地域住民から、生産したものを売ってあげましようって来るわけだけん、もうけても1割、2割しかもうけられんし、5割もうけなら詐欺師になる。

だけん、なかなか運営的には難しいところもあると思う。ばってん、そこを指定管理でフォローして、やっぱり地域のために、200人おらすわけやん、出しとる人が。それをフォローするために、合う、合わんという話じゃなくて、町がやっていこうという気持ちがないからできんじゃないですか、そら。その伝える気持ちがあれば、できるとだけん。その2つに関しては、本当は言いたい、俺。何月までにオープンしたいということ、できたら言ってくれよ。答え切らんならいい。

町長、この件について、どう思いますか。ぜひ、オープンについてはどのように考えていらっしゃいますか。お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） レストランと物産館については、早い時期に再開をしたいというお話があってございました。私たちもそのようなつもりで今準備もしてまいります。物産館について、先ほど課長からもありましたが、採算が合わんという話もあったというふうなことです。そういうところは、今、議員が言われるとおりにだと思っておりますので、これについては早急に、早い時期に再開ができる。日にちの設定は今のところまだできませんが、そういう気持ちでおりま

す。

○議長（工藤文範君） 今、マイクの調子が悪いですが、一般質問でありますので、このまま続けます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） じゃあ、この件について、より早めに、スピーディーな対応をぜひともお願いしたいと思います。でないと本当に、今、解雇された人たちを見捨てよるわけじゃないですか。自分たちがその立場になってごらん。いきなり首になった。あしたからもう来んでいいと言われた、役場職員に。あしたからどやんして飯食うていこうかって考えるでしょう。くそそれがと思うでしょう、やっぱ。そぎゃん思いがあつと思うんですよ。ですから、早急な対応をしていかんと、銭がなからにや飯は食ていかれんとだけん。

グラウンドについての整備なんですけど、グラウンドと道の駅の整備、これは早急に予算を取らんと大変なことになつとじゃないかなと思います。グラウンドは町が管理するといっても、そううまく行くかなと私は思っております。今まで、老人クラブのイベント、グラウンドゴルフ、ゲートボール、それと、オールドカーフェスティバルとか、蘇ジョレーヌーボーとあか牛まつり、それに、高森からグラウンドゴルフに来たり、キッズサッカーが週2日か3日ぐらい続けてあったり、いろんなイベントをあそこでやってるわけね。整備したら、その受け付けもせないかんわけじゃない。ただ単に草切ればいいっちゃう問題じゃないでしょう。あそのグラウンドで町民体育祭もあったわけです。その受け付けから全ての管理ばして、営業もせないかんわけ。ああいう施設ば持とつたら。そういうことも含めたところで、本当に町の職員ができるのかなと思います。誰か張りつける。要するに、そこをきちんと整備した上で、どうして管理していくのか、どのように活用するのかというのも含めたところで、予算を上げるなら上げるで、やっていただきたいと思います。

課長、今後、どぎゃんふうに考えていますか。グラウンドと道の駅について。道の駅は当然、今、管理せんと、大変なことになつとるよ。トイレも掃除せないかんのとよ、あれ。道の草も入口の草も切らにやいかんと、分かつとるでしょう、現場見て。それは早急に予算を上げんと、間に合わんと思いますけど、いかがですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風広場などの広大なグラウンドについては、これまで遊学協会のほうで管理をされていたということで、管理方法については、慣れた方がいらっしやったということで、遊学協会のほうには、これまで管理をされた方に打診をしていただくようお願いをしているところです。

物産館についても、運営上、利益として出ない形であるならば、そこに何らかの町としての、直営ですので、委託料なりの予算を計上して再開するような形になるかと思えます。予算については、今後、臨時議会をするかということになるかと思えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今までは、指定管理の中で稼ぎがあったわけね。3,000万円ちょっとあって、職員が50人、60人おるわけだけん、ちゃんと稼ぎながら管理してある。暇々があるときも、管理できたわけです。ずっと管理してきたわけです。ところが、町に戻った以上、稼ぎはないわけたいね。ホテルもコテージも物産館も農園も全て、さっき言った八つの施設とそれを含めて道の駅まで。全部管理せないかんわけですね。でしょう。この経費ば計算したときに、月に二、三百万円払うようになる。年間3,000万円か4,000万円要る。町が管理するとすればよ。今後、オープンするなら、管理していかないかんわけ。ホテルもコテージも田舎山荘も全部。そして、グラウンドも道の駅も全部管理する。それを管理するとは、その経費は3,500万円レベルじゃない。多分違うと思う。ホテルも全部、掃除せないかん。1週間に一遍、掃除せないかん。1週間に一遍掃除して、一日で終わるわけじゃないじゃん。10日ぐらいかかるわけよ。ほとんど1か月に10日、20日来て掃除せな、できんわけ、管理は。

だけん、早急に結論を出さんと、ふてめあうとは町だよ。早めに出していかなん。潰すっちゅうことはできんわけだけん。町長の約束だけんですね。だけん、それば早急にどぎゃんするか着地点ば見つけん限り、遊学協会の取締役はどやん考えとるか分からんところがあるけん。本当に職員のことを考えたり町のことを考えて救済するようなことを考えたら、ほんなこつ早く取り組んで、きちっとした答えば出してもらいたいわけですよ。今後の経営について。

副町長、一緒にここをやってきたわけですよ。副町長、そこを聞いて、どやん思いなっですか。コメントがあつたら。

○議長（工藤文範君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） 今、山の都創造課長も含めまして、議員の御指摘のありました件につきましても、今、一生懸命検討しているところです。ちょっとのんびりしているんじゃないかという御指摘です。確かにスピード感が遅いというところはあろうかと思えますけれども、少ない人数の中で、コロナ対策とか、そういったこともやっておりますが、こちらを今現在、メインで一生懸命対応しているところです。

そよ風パークの施設そのものについては、非常に山都町にとって大事なものだと考えております。これをどうやって続けていくか、町長の指示の下、一生懸命考えているところです。

何とか、どういう形になるか分かりませんが、施設としては続けていって、町の大事な施設としての位置づけを取っていきたいというふうに思っております。急ぎます。頑張ります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ぜひとも、この施設に対する町民の思い、本当に熱いものがあるわけですよ。本当に着地点が見えない中、本来ならば、取締役会が終わって解雇する段階で、後のことを考えておくべきであったと私は思います。本来ならばですよ。会議は3月にしとるわけじゃん。3月、4月、5月まで。その中で、やめたら、これは閉鎖する、解散する。解散した後はどうやって経営していくというのが明確にあってからの解散であるべき姿なんです。今、検討やというと、厳しいところがあるなと思っておりますけどね、私は。その旨を職員には、戻し切らん

とか、戻し切らんとか、戻し切らんとか、職員には、返し切ります、返し切ります、返し切ります、押し問答があった中で、やっぱり辞めいって言われた。解雇したら、何の責任もあるばってん、まだはつきり何か決まっとらん。非常に情けなく、悔しいです。私は職員を代表して言っているようなことです、これ。職員の気持ちです、これが。そこんところを理解していただいて、早急な対応をぜひ進めてもらって、対応していただきたいというふうに思います。

そこは皆さんは約束されましたという理解で、次に、先ほど言いましたように、町がオーナーですから、そこら辺を理解して、町がオーナーとしてのケジメを取っていただきたいという思いがあります。

続いて、この負債の整理について、先ほど2番議員もおっしゃいましたけれども、5月末をもって現在の職員もパートさんも作業員も全ていなくなり、そよ風パークは無人化になっているわけですが、昨日までは職員がおって、片づけておりました。給料はなかやんとかい言ったら、いや、もう給料はないですよという話でした。それはそれで構わん。そよ風遊学協会に残ってるのは、平成29年2月27日に就任された田辺成一氏と同じく草部さん、それに現在の町長、監査の中原さん、これだけは役員として残っておられます。そよ風遊学協会に残ってる人員は3名。多分、代表取締役の宮原氏は辞任されたと聞きますけれども、登記簿上はまだ残ってました。でも、5月17日に退任されたということで、2週間で消えますので、法律上は消えてるというふうに理解しております。

遊学協会に残されたのは、その取締役の方々と、あと、職員の未払い金の800万円、それとリース代、その他、出された品物の代金1,000万円が未払金として残っております。それと、あと一つ言えるのは、そよ風遊学協会が取得された動産6,000万円、現在の価格は500万円か600万円か知りません。先ほど、私が調べたところによると、町長、清算と言われましたし、新聞紙上も清算という形になっていたの、多分、こういう場合は取締役が清算人という形になって、今後の負債を清算していくわけですね。

ですから、負債額としては、大体、個人に支払うのは1,700万円か800万円程度だろうと思います。町がその後、追加して、3,000万円か4,000万円ほど言いました。これは町との話合いですので、それはもう構わん。町がカバーしてやるとかと言えば、それで済むあれだと思いますけれども。個人に対する、総務課長が先ほど答弁がありましたけれども、総務課長が要らんち言えばよかったんだけど、請求しますって言わしたので、多分請求される。払わんっていうのはありません。ないですよ。遊学協会は何もありませんから。売ったりしても、五、六百万の負債しかないわけです。

俺がちょっと心配したのは、課長、そよ風パークは解散するでしょう。そうしたら、債務整理せないかんじゃないですか。方法は、大体ならば、破産か継続しかなかったわけですね。ものを動かすときには破産か継続か。課長、これ、破産の道選ばれたばってんが、清算人による清算もあるわけね。清算人による清算。清算人によって清算人が清算するやり方と、破産して、完全に譲る方法がある。さっきは破産っちゅうことだったので、それ、どやんなりようとか教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。有限会社そよ風遊学協会の経営状況については、6月4日に報告させていただいたとおりでございます。純資産合計がマイナス4,619万4,000円となっております、言わば債務超過の状態です。一般的な会社の清算方法については、資産と債務が残ったままの状態となっておりますので、清算手続を取って、債務の弁済を行う必要があります。会社の状況によっては、通常清算、特別清算や破産などがありますがけれども、債務超過で残った債務を全額支払うことができない場合については、特別清算や破産の手続が取られることとなります。

お尋ねのありました町からの貸付金とか人件費等の返還については、今後、取締役会等で協議しながら、清算手続の中で処理していくということになると思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 訂正があります。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほど、債務が残っている場合は特別清算や破産の手続が取られるというふうにお答えしましたがけれども、特別清算については株式会社のみしか適用されませんので、今回、有限会社であるそよ風遊学協会については、破産の手続を取るということになります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） そこが問題やもんね、これが。破産するということは、うちなぐるわけやんね。職員の給料も、未払い金も。それで済むとかな。そういう気持ちでやりよるわけだ、破産ちゅうのは。資産がないわけだけんね。売っても、300万円ぐらいの話だと思うよ、俺は。管財人が入ったら、多分100万円もにゃと思う。

それで、町のととは別にして俺は考えたわけですね。町のととは別にして考えても、2,000万円あってたい100万円がつかかなかったら、100万円で片づけようというのが破産ちゅうとの大体の流れになつとると思う。それは違うと。俺はそう思ったけど。違いますか。2,000万円どうして払うん。払わん。どうするん。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 債務超過になった場合の処理の仕方、法的な手続ということで、破産という手続に入るということとなりますので、あとは、有限会社のほうの取締役会で協議をしていただいて、その手続にのっとっていくということになると思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） それは会社の話だけん、取締役が3人おらすけん、そんなとき、まあいっちょ問題が出てくつと思うとばってん。破産した場合、管財人が入ってくるでしょう。管財人が入ってきて、破産した場合、当然、遊学協会そのものは動産を持つとるわけやね。当初買った

車以外に、冷蔵庫、冷凍庫、いろんなやつがある。全部聞いたら、あるわけ。これは、管財人が競売にかけないかんわけね。町が買っても構わん。その期間は大体、俺が調べたら、最低でも半年かかるとかね。その後、今度は、従業員がちょ待て払っちくれてかがたがた裁判とかなってしもうたら、1年かかってしまうわけやん。分からんよ、それは。

そうしたときに、その状況の中でぞ、レストランとか物産館とか、全ての施設はオープンできるの。それ、調べとるなら教えて。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そういう訴訟とか、そういった部分が起きてくれば、なかなか施設を開くということは難しくなってくると思いますけれども、できるだけ会社の資産も町のほうで買い取るというような方向で進めて、その資金となった部分については、優先債権である人件費のほうに充てていただくという形になると思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 俺ね、さっきの話ば担保できんちゃん。緊急にオープンするちゅう話すような担保できんような状況になるとじゃない、これ。分からんけども。俺もいろいろ考えてみたったい。さっき、未払賃金立替払制度の話もしたけど、課長がね。借られんと思うけど、借ったらだれか戻さないかんわけ。これは十分検討してくださいよ。8割貸しやったら、立替払制度は、国の。これも調べてみたったい。これ、どうかなってのは考えよったいね。

思い切って、できるかできんかは別たい。思い切って、そよ風遊学協会の全てば、負債も動産も全てを町が取れって言ったやん。買え、買えて。2,000万円で買え。何も整理して、ちゃらにしてみたら、もう一遍出発し直せって課長にも言ったよね。そのぐらいはまってせにや、皆に迷惑かかるよ、これ。俺はそぎゃん思う。俺ならそやんする。思い切ってして、そして、今から指定管理をどやんするかって決めち、誰も文句言わんば。そのくらいせんと、まじでいかんよ。ま一遍、検討してみ、本気で。そして、早めに運用するごつして、その代わり、いいわ、ちょっと曲がとったっちゃあ。曲がとったっちゃいいけん、真っすぐしてしまえ、曲がった道を。そのぐらいはまらんと、できんと俺は思う。

公共施設整備基金か何かば使うちからでも、ええやんか、したっちゃ。町民に迷惑かけとるわけやん。50人か60人が路頭に迷とるわけやん。そのぐらいのこつはまってやるのが政治よ。こら。やってみと思う。これはお願いだけ、答えは要らんばってんが、ほかの質問あるけん、ほかんとこに移るけど。こんぐらい長うなちゅう思とったばってん、何も結論出とらんとよ、今日。今日の質問の話ば肝に銘じて、早急にオープンして、絶対先延ばしせんごつ、これだけは約束してもらいたい。俺は。

最後に思い切ってやってみて、やってみてみ、もう。6月いっぱいでもう買え。もうよかって。町がオーナーでやってしまうと言え、終わりだろうが。そんなぐらいのことぐらい。そんなぐらいはまってやることも、何もかもちゃなんて。世の中のこつは世の中で片づくけん。そのぐらいの腹くるめちやってくれよ、もう。

次に移ります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 下から行きます。3大祭りについて、ちょっとお伺いしたいと思います。3大祭りの予算は、火伏地蔵祭の補助金が220万円、八朔祭の補助金1,300万円、文楽の里まつりが215万円、この差はどこから来るのでしょうか。課長。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 3大祭りについてのお尋ねでございますけれども、助成金の金額の差についてということでございますが、三つの祭りとも、祭りの規模ですとか警備体制、出演団体の数、祭りそのものの形態に違いがあります。補助金額に差異があることは、ある意味、仕方ないことではないかと思えます。

これまで、それぞれの祭りごとの必要経費については、毎年、収支決算等で確認の上、予算の査定を行い、これまで積み上げられてきたものであるというふうに思います。そこが祭りごとの補助金の差ということでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） じゃあ、この決算書、どういうふうに使われているのかというのは、やっぱり一遍、俺も見てみたいなって。ぜひ決算書を見てみたいと思うし、どこがどう違うのかというのを検証していきたいと思っていますので、今後においては、この決算書をぜひ提示していただきたいと思えます。大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

次ですが、この御時世の中に、いろんなスポーツが自粛されております。その中で、すんなっちゃ言わん。火伏地蔵祭、八朔祭、文楽の里まつり、この前、運営協議会の中では、協議会を開いて決定すると言いましたけれども、これは町の指導もあっていいじゃないですか。こういう時期なので、ちょっと自粛したがよかじゃなかかと。それが一番ですよ。実行委員会の中じゃあ、しちやもんがどこでおる。しちやしちやて言うもんもやめたがええっちゅうもんも、もろもろあるけん、町の指導力で、今回やめますと言ったらいいじゃん。と思うけど、そこらへんは言われんとかね。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 三大祭については、町と関係機関による実行委員会体制でこれまで実施をしております。町のほうで主導して中止ということができないかというお話でございましたけれども、実行委員会がそれぞれ集まって、そういう認識を持つということも大切なことであるかと思えますので、実行委員会の役員会がこれから開催される時期でございますので、その機関の中で、機関決定をさせていただきたいというふうに思います。

それと、5月27日現在の町の方針というのがございますので、その新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う町の方針では、不特定多数の人が参加する町主催、共催含む行事の集会等は原則として中止または延期するとなっております。こういった方針等もお伝えしながら、開催についての可否を決定させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ぜひ、こういう時期ですので、真剣に対応していただきたいと思えます。

続きまして、子ども議会について、1月31日、町の中学生による子ども議会が開催され、蘇陽中学から高野藍沙議長をはじめ5名の生徒、矢部中から8名、清和中から5名、計19名で議会が開かれました。

その内容については、そよ風パークの活性化、また来たくくなるような馬見原商店街を目指してとか、他校との交流とか、下流の環境整備とか、矢部中からは、通潤橋周辺の案内ボランティアとか通潤橋周辺のレンタサイクルとか、自転車専用道路の整備とか、いろんな大人が感じないような提案がいっぱいされたわけですね。それを踏まえて、町長がぜひ取り入れてやりたい、ぜひ皆さんの意見を、今後、町の方に取り入れて実施してあげたいということ子ども向けにされました。また、議長は、ここの席に着くように頑張ってくれと言われました。ここの席に着くか町の執行部になるか、力になるごと頑張ってくれと言われました。子供たちは本当に、よし頑張ろうと思ったでしょう、多分。

あしこイベントを開いたのであれば、この予算ばつきましたとか、町内から役場職員を応募したら町内から採ってもらおうというのも大切だと思いますけれども、そういう提案されたものを1個でも採用してあげて、まずは感謝状ぐらい、御意見ありがとうございましたと感謝状ぐらいあげられるような議会にしてほしいなど。子どもは純な目に対応しているわけじゃないですか。自分の言葉で、感じたことをそのまま議会に出したわけじゃないですか。それにはやっぱり大人として、町長、応える義務が私はあると思います。

ぜひ、そういうのを、全部じゃなくてもいいじゃないですか。この意見だけは、サイクルロードを作るとか、あるいはボランティアを募集して一緒にやろうとか、この期間だけしてくれとか、そういう取組はやっぱり必要であり、終わった後に学校に対して感謝状とかをやったら、子供たちもやる気が出てくるんじゃないかなと思うわけです。

子供心、考え方を袖にしないような、今の時代だからこそ、やってほしいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。今年の1月31日、第3回の子ども議会を開催をさせていただきました。今、後藤議員からありましたように、前回の子ども議会の中で、星空の見えるまちづくりという子供さんからの提案があったのをやっと3月の定例議会で、山都町星空環境保全条例を制定することができました。これも、子供さん方の本当に発想のすばらしさが、やっとなんか1年以上かかった中での条例の制定でございましたが、そのようなことであります。

今年度、サイクリングの話、通潤橋周辺のボランティアの話、本当に我々に考えられないような形を、私達も参画をしたいというふうなことであります。サイクリングにつきましては、通潤橋周辺ばかりではありませんが、これは県の事業で、矢部から蘇陽までのサイクリングロード

の検討が今年度から実質的に始まります。そういう部分も、また一つ、子供さん方にも返答できる一つの材料かなという思いでおります。

それと、ふるさと納税等々につきましても、本当に子供さんらしい提案でございましたので、去年、おとしから、夏と去年のふるさと納税の額は3分の1以下に落ちているということでございますので、知恵を借りながら、そういう部分も取り入れていきたいという思いでおります。

今後、せっかく、一日の議会でございますが、その前にたくさんの勉強を先生方、また、保護者の方としてきた中での提案でございますので、大事しながら、今後も続けていければいいなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） よろしくお願ひします。最後になりましたが、新型コロナウイルスの感染症の関係につきまして、1点目、失業者支援給付金とかしごと応援給付金とか書いてますけど、時間がありませんので、他町村の独自の対策について、山都町では取組みを検討されたのかということを出しております。これにつきましては、先般、新聞に載っておりますが、山都町の欄は空白でございました。残念と思った反面、いやいや、今からが大切だというふうに私は感じました。

どういうことかということ、コロナウイルス感染に関しましては、事前の取組みが非常に大事なことであるわけです。しかしながら、まだまだ影響は続いております。これが、お客様も、商店街、町外から全然来てない。夜のまちなんかカラカラ空いてます。今から先が勝負どころなんです。今から先、その店を続けられないような状況に陥るところがどんどん出てくると思います。今年1年の中でですね。そういう中で、今後について、もう本当に支援してやれば何とか生き残るというようなところに支援をするのが町の役割だというふうに私は考えているわけです。

ぜひ、今から先の支援、事前にするのじゃなくて、今から先、危ない、何とかここで手助けすればできるというようなことを考えて、素案をつくっていただきながら、町の商店街、飲食店を支援していただきたいというふうな願ひがあります。ぜひ、それについて、町長、やってください。お願ひします。コメントをお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。先般と、また今回も、山都町の取組みが熊日の紙面に載らなんだということでも申し訳なく思っておりますが、今言われましたように、どこの町も同じじゃないような発想の転換をしながら、本当に町民の皆さんが、また、自営業者の皆さんが生き残れる対策を真剣になって考えて、また、先般の臨時議会、また今回も、いろんな部分で願ひをしておるわけでございますので、またそれ以上の対策も今後打っていかなんなという思いでおります。

これにつきましては、皆さんのほうからもいろんな提案等も頂ければ、このような形の中で、予算を組みながら、負託に応えるような政策を取っていききたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） どうもありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。
ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） こんにちは。6番、藤川多美でございます。

山都町議会では、3月の定例会での一般質問は、新型コロナウイルス対策に対応する職員の負担軽減を理由に、申合せによりまして中止したところでございますが、全国では、この6月定例会での一般質問も、感染拡大を防止するため中止する自治体もたくさんございます。今議会におきまして、一般質問の機会を設けていただきまして、ありがとうございました。

世界をも震撼させた新型コロナウイルスですが、山都町においても社会的、経済的影響は、計り知れないものがございます。教育、医療、福祉、産業、商業、観光、スポーツと、そして、まさかのそよ風パークを運営するそよ風遊学協会が会社を畳むといった事態が起きました。蘇陽地区の住民にとっては、パークの開設以来、住民のよりどころとしてなくてはならない存在でございました。熊日新聞の突然の記事に、蘇陽地区住民一同、驚きを隠せませんでした。何かの間違いだらう、何があったのか、蘇陽に議員が4人もいて何をぼやっとしとるか。それはそれは、お叱りの連続でした。もう、この報道が出てから、連日連夜、私のほうにも、昨日もおとといも、おかげで一般質問のまとまりができませんでした。そうやって毎日、町民の皆さんは先を心配されておられます。

雇用保険等の手続で残って事務をされている職員さん方は、ひっきりなしにかかる予約の電話に泣く泣くお断りの対応をされているようです。廃業していることを知らず、バイクや自動車がどんどん入ってくるのを見て、申し訳ない気持ちと、なぜ、閉じなければならなかったのかと、悔しい思いをされております。社長におかれましては、行き場のない職員さん方がふらりと訪ねて来られるそうで、心のケアもされておられるようです。

本日は、このそよ風パークの件についてを皮切りに、4点、一般質問をさせていただきます。

それでは、質問台より質問を続けさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） まず、そよ風パークの運営について、私たち議員が廃業することを知らされたのが4月30日でした。それも、パークのことでなくコロナ対策で招集がかかり、冒頭、町長の御挨拶でいきなり、そよ風パークを運営する有限会社そよ風遊学協会を5月31日で事業を停止するといった報告がございました。コロナの議題のついでにされた報告であったことに驚きました。こんな大切な事案を決定する前、議会の全員で協議することができなかつたのか。そ

の機会さえも与えていただけなかったことが残念でなりません。

住民の皆さんからは、町の所有ということで、当然、議会で議論を交わした結果だと認識をされてか、蘇陽に4人も議員がいてどういうことか、議員がつまらんから廃業に追い込まれたと責められました。

ここで経過を整理しますと、3月23日に取締役会が開催され、セーフティネット4号の緊急融資の資金借入れについての審議がされております。このセーフティネット4号というのは、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している中小企業や小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度で、無担保、無利子で融資を受けられる資金でございます。無担保の融資限度額は8,000万円でございますが、そよ風遊学協会においては、社長から6,000万円の借入れの提案がなされました。

そして、4月10日に再度、取締役会が開催され、継続審議とされていた資金の借入れについて、借入れは行わないことが決定をされました。国、経済産業省が資金繰りが困難な企業や事業者を救済するために発動した制度でございますが、取締役の皆さんは、返済するめどが立たないなどの理由から借入れはさせないことに決定されたのであります。借入れをさせないということは、救済策がなくなったわけですから、これ以上、営業を続けるということは必然的に不可能ということでもあります。

県外からの福岡や宮崎など、お客様を送迎バスでパークに連れてこられるときは、必ず観光ルートとして、同じ道の駅の清和文楽邑や通潤橋を案内されてこられました。これまで相当のお客様を送り込まれ、売上げに貢献をされてこられております。大きなサッカー大会などのときは、宿泊客を通潤山荘へ案内するなど町内の施設にも大変貢献をされてこられました。社長にお聞きいたしますと、反対に、通潤橋や通潤山荘からの客の送り込みはなかったそうです。パークからお客様を連れてこられましたが、今後はストップをしますので、ほかの施設の売上げにも大きな影響が出てくるものと思います。

そして、4月22日の取締役会では、もう会社の廃業と事業停止について協議が持たれ、4月27日の取締役会では、指定管理解除申出書を30日に提出し、事業停止を5月31日にすることを決定されたところでございます。その三日後の4月30日に初めて議員に、これまでの、今、申しました経緯について報告がなされたところでございます。

このとき、私のほうは町長に、それでは、もう取締役会で決定されたことだから、私たち議員が介入することではないので、決定されたならば、6月1日からはすぐ直営でも、例えば、また公募をして募集するにしても、その間、つなぎとして直営でもお願いしますということ全員協議会でお願いをしたところでございました。

その後、5月に入りまして、15日に取締役会が開催され、当初の6,000万円から4,000万円に減額された融資額での営業方針や返済計画などを社長から提案をされましたけれども、再び返済見込みなしとの結論に至ったところでございます。

私たちに4月30日に配付されました資料の報告の中に、直近の熊本地震による宿泊者の減、さらには新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、2月より宿泊者のキャンセルや利用者の

減少が続き、資金繰りが困難な状況となったとありますが、ここでは改修工事での影響も大きかったことは報告がされませんでした。1月から3月まで大規模工事が行われており、工事期間はホテル業は休業されたわけですが、この間、ホテルに関しては収入は見込めないものがあります。資金繰りが大変になるのは当然であります。この間の予約キャンセルは、このときの課長のお話では、98組、1,300万円の売上げ減であったようです。

工事といいコロナといい、この間の休業は町が要請したことであります。遊学協会の営業努力のなさで資金繰りが困難になったわけではありません。休業期間も管理費は発生しますので、これに充てるため、短期に借入した借金を新年度の指定管理費の中から補填をされました。このことが問題のように取り沙汰されていますが、今ある金で運転していくのは当然でございます。

そこで、お尋ねをいたします。取締役会で廃業することに決定をされましたが、そのそよ風遊学協会を組織する役員の役職と氏名をお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。現在のそよ風遊学協会の役員体制について申し上げます。取締役3名、監査役1名となっております。代表取締役、田辺成一氏、取締役、梅田穰氏、取締役、草部清也氏、監査役、中原秀人氏です。

代表取締役でありました宮原良一氏は5月15日に辞任届が提出され、6月3日の取締役会にて辞任が承認されております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 早速、取締役会が開かれて、役員の交代があることは本日初めて知りました。そういうことはさっさとされるのでございますね。

社長は借入れをお願いされたほうですから、社長以外で廃業することに決められたということだと思います。この取締役のメンバーの中には、御自分たちで決定をされておきながら、従業員や住民の皆様には、私たち議員の責任という信じられない発言をされております。責任転嫁も甚だしいところがございますが、今日は元従業員の皆様も多数傍聴にお見えですので、ここはしっかりと取締役会で決定されたことを確認しておきたいと思っております。

次の質問に行きます。

昨年の9月の定例会におきまして、第三セクター等の経営健全化方針の策定について、行政報告がなされました。その中で、債務超過にある通潤山荘を運営する町長が社長であります有限会社虹の通潤館と、そよ風パークを運営する有限会社そよ風遊学協会の2社に対して、経営健全化方針が作成された旨の報告を受けました。2社の平成25年度から平成29年度の5年間の損益計算書が財務状況として示してあります。通潤山荘は平成27年度だけ黒字で、あとの4年は赤字であります。ただ、この間、社員による不正受給も発生しておりますので、その数字が反映しているかは定かではございません。逆に、そよ風パークは平成26年度だけ赤字で、あとの4年は黒字となっております。いずれにしても、2社とも累積損失があり、債務超過となっているところですが、そこで、お尋ねをいたします。

抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応がこの方針の中に示されていますが、対応はどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、令和元年9月に公表した第三セクター等経営健全化方針の5番、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応について示された項目の中で、項目が四つございますが、まず、①経営状況の把握については、毎月の経営状況を把握するというものでございます。経営状況の把握という観点から、取締役会に出席をさせていただきまして、月次の経営状況の把握に努めてきたところでございます。9月以降、9回の取締役会に参加をさせていただいております。

それと、二つ目でございます。経営形態の在り方については2項目ございまして、一つ目は利用者ニーズに対応したトイレの設置など、11部屋の客室の改修を行い、利用者増につなげるということです。二つ目が、収益性の低い施設の管理運営の在り方や部門別の損益計算を行い、収益が見込めない部門について、今後の方針を検討することが記載されております。

一つ目の客室改修工事については、1月に着手をして3月に11部屋の客室改修工事が完了しているところです。二つ目の収益性の低い施設の管理運営の在り方や部門別の損益計算については、検討に着手したところでございますが、具体的な成果を得るに至りませんでした。

③の当該法人自らによる経営健全化につきましては、当該法人の経営健全化の取組を支援し、適切な指導監督、行政の関与を行うというものです。町は施設運営上の専門的な知識を有しておりませんので、施設運営アドバイザーの派遣を行い、経営者側の課題や改善方法について、アドバイザーの意見を参考に取組んでいただいたところでございます。主に営業力強化、運営力の強化、それとサービス力強化についてアドバイスを頂いております。

最後の四つ目でございます。事業手法の見直しについては、今申し上げた三つの当該法人への支援を行い、経営改善の状況を見ながら指針のフローチャートに基づき、適切な事業手法の検討を行うこととなっております。昨年9月に経営健全化方針が策定をされまして、支援に取り組み始めたところでございますけれども、その効果を待っていた状況であり、抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャートの具体的な検討は行っておりません。検討に着手する前に、取締役会で事業停止の判断がなされたものです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） また、総務省から出されました経営健全化等の指針においては、議会への説明と住民への情報公開が求められております。現在の状況に至った理由、いわゆる廃業とすることの理由を分かりやすく説明を行い、理解を得ることが必要であるとあります。そして、その次に、利害関係者、いわゆる債権者や取引先等に対しても、十分な説明が行われ、理解が得られるように努めることが求められております。

この機会はありませんでしたが、企画政策課長、このとき、この報告をなされました。このことは町長にお伝えされましたでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 経営健全化方針につきましては、その方針に基づきまして、そよ風遊学協会を所管する山の都創造課と連携して取組を進めてきたところでございます。定期的に取り締役会等の報告等も頂いたところで、その内容の進捗状況等を町長と併せて協議しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 私は、利害関係者の債権者や取引先等に対しても、十分な説明を行う必要があるのでは、そういうことをされましたかという質問を致したところでございます。会社は会社で決められますけれども、それを指導するのが、この総務省からの通知でございます。町は町として動かなければならない、これは地方自治団体がするというふうになっておりますので、例えば町長は、行政側の町長と、それから、会社の取締役という二つの顔をお持ちなんですけど、会社は会社の方針で、それで結構でございますけれども、町としての、そういう利害関係者への説明等もしないままに役員会で決定をされたということでございますので、これは同時に進めていかなければならなかったと思います。

最初は、この話を聞かれた住民の皆様は、パークがなくなったことに危機感を覚えられましたが、今度、ここ数日経過した今では、債権者、卸屋さんとか、取引のあった方が、そのお金は回収できるのだろうか、誰に請求したらいいのだろうかという相談がございます。ですから、ここは、こういった手段を踏まえて、取締役会にもこのことを伝えながら同時に進めていかなければならなかったと思います。

このとき、企画課長はこういうことがありますということをわざわざ定例議会で報告をなさったわけですので、これは行政側できちんと進めていかなければならなかったと思います。再度、企画政策課長に、この取引先等の関係のこの周知、その辺りのことをどうされたか。されてなければされてないで結構でございますけれども、じゃあ、なぜしなかったのか。そこも含めて御回答をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。御質問の件につきましては、取引先等には、まだ今後の対応についてはお話ししておりません。今後、会社のほうで債務等の清算を進める中で進めていかれるということで聞いております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほども申しましたように、役場は役場としての役割がございますので、それはきちんとしていただかないと、こういうふうに住民の皆様が迷惑をされるところでございます。

2番目に掲げてあります経営形態の在り方では、遊学協会は令和2年度から売上げの増加と収益の確保を目指すとあります。町が具体的な対応として方針を出しました。なのに廃業とはどういうことでしょうか。これは、昨年9月の定例会で、先ほども申しましたように、行政報告として出されたものです。舌の根が乾かないうちに方針の転換です。ちゃんと売上げの増加と収益を

目指すことになっています。全議員に、この方針で行きますと約束をされました。それも、令和2年度からと。2年度ということは、本年4月1日からということでございますので。しかも、その約束は守られず、もう5月31日に廃業されました。

一方、通潤山荘はいかがでしょうか。経営健全化のための具体的な対応では、社長の町長自らの計画では、令和元年度には債務超過の解消、令和2年度には累積損失の解消を図るとされています。今議会の初日に、令和元年度の山荘を運営する虹の通潤館の経営状況が報告されました。それを見ても、元年度は1,244万5,000円の赤字です。累積は2,400万円の赤字となっております。改善計画もままならずといったところです。

そよ風パークは、今年の修繕工事とコロナの影響で3,300万円の借金をされました。町からの借金残高1,980万円を合わせますと5,280万円の借金です。一方、虹の通潤館は、元年度の決算書を見ても、なんと長期借入金が4,300万円あります。元年度、初めて借入金の欄に計上されてきましたが、これにはからくりがございます。これまで借金をしなくて、未払金で処理をされておりました。3,000万円のセーフティネット保証4号の融資額と元年度に借り入れられた借金1,300万円が今の合計の4,300万円でございます。

ちなみに平成29年度の未払金が3,600万円、30年度は2,300万円。借金をしないで未払金のまま置くということは、債権者に借りをつけているということでございますが、結局は債権者への支払いが滞っていたということになります。借入金をされても、今年度末、未払金が1,600万円近くありますので、合計すると5,900万円の借金があることになります。

パークには返済見込みなしと判断され、廃業に追い込まれました。取締役を見ても、こちらにも町長と商工会長が入っておられます。同じ目線で見てほしかったと思いますが、ここでも言いたくなります。なぜにそよ風パークだけが標的かと。蘇陽地区の皆さんは、これは差別だと口々に言われております。私は、差別という言葉は使いたくありませんけれども、不公平ではございませんか。虹の通潤館は、今年、1,244万5,000円の赤字なのに、借金の返済の見込みがあるのでしょうか。

この件も含めて、そよ風遊学協会の返済見込みがないと判断された理由をお教えいただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風遊学協会の借入金につきましては、取締役会での協議でございます。私がお答えする立場にございませんので、回答は差し控させていただきます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは、町長にお伺いします。先ほども申しましたように、町長と商工会長はどちらの会社にも取締役として在籍をされております。お決めになられた御本人でございますので、ぜひここで、返済の見込みがないと判断された理由を教えてくださいたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） まず、返済の見込みがないということの決定は、取締役会全員でした

ことでありますので。まず、1月の取締役会の中で、2,500万円の借入れの話がありました。今朝ほど2番議員からありましたように、どういう返済の方法かなといったところ、指定管理料という話でありましたので、それはおかしいなという話が取締役会の中で出てきたところでありました。しかしながら、2月、3月の決済がということでございましたので、了承をしたところでもあります。

そしてまた3月23日だったと思いますが、再度、800万円の借入れの話がありました。これをすれば4月末は乗り切れるという話でございましたので、これについてもやむなく了承をし、借入れを行ったところでもあります。そして、ありますように、4月の、そのときも6,000万円の話が出ましたので、それはそのまま継続という形で決定はしませんでした。

その後、先ほどありますように、取締役会を再度開きながら、到底、今の状況では、また、4月になりまして、コロナの影響も大きくなった時点でもありましたし、また、今までの経営の状況等々を勘案すると、非常に6,000万円は難しいんじゃないかなという取締役会の結論でありました。その後は、先ほど申したとおり、再々度の取締役会の中で、非常に6,000万円の返済計画は無理があるんじゃないかなというような話が結論ということになったところがあります。

また、通潤山荘につきましては、また株主の状況等も違いますので、この取締役会で決定をしていただいたところでございますので、ここで比較をすることはできないんじゃないかなと思います。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） あわせて、本議会の補正予算において、国民宿舎特別会計から前年度繰越金469万8,000円をそのままそっくり施設管理委託料として虹の通潤館に支払われる予定です。そもそも虹の通潤館には指定管理料は発生しておりません。管理委託として支払われるのには疑義がございます。

くしくも、この金額は元総支配人の不正事件で、町が最終的に和解したときの和解内容であります債権額988万8,425円のうち500万円を約束どおり分割納付すれば、残り488万8,425円は免除をしましようという、この免除金額に値します。元総支配人から取り損なった分を町のお金で補填すると取られてもおかしくありません。国民宿舎特別会計は、一般会計からお金を借り入れて国民宿舎の建設費用の借金を払っているわけですので、余ったならば一般会計に繰り戻すのが当然のことです。

同じように、そよ風パークにも4,000万円のセーフティネット保証4号の融資を受けさせ、かつ、コロナ対策で虹の通潤館に払われるように、500万円近いお金を払っていただき、廃業しなければもらえるはずの国からの雇用調整助成金も頂きますと、廃業に追い込まなくても経営が続けられたと思います。

その証拠に、平成26年度に8,000万円あった借入金は、平成27年度には6,000万円、平成28年度には4,800万円、平成29年度には3,400万円と借入金の残高も減ってきております。平成26年度は、短期と長期合わせて8,000万円ですが、この年は、度重なる台風の影響で借入金が多くなっておりますが、営業努力によりまして、4年で5,000万円近く返済をしてこられております。こうい

った過去の返済状況も勘案されたのでございましょうか。このことについても、改めて、虹の通潤館だけになぜ手厚くされるのか、お伺いしたいと思います。今日の傍聴者の中には、そこが聞きたいという気持ちでおいでしております。住民の皆さんの納得いく説明をお願いをいたします。

○議長（工藤文範君） ただいまの件につきまして、虹の通潤館については通告がありませんので回答いたしませんけれども、ほかの件については、山の都創造課長、藤原章吉君から回答させます。

藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風遊学協会の借入金の推移でございすけれども、確かに平成25年に6,100万円ありましたものが、平成29年に3,400万円となっております。それぞれ、長期借入金と一時借入金と、短期の借入金の多い、少ないで金額が変化をしております。

平成25年については3,000万円、それと平成26年については3,500万円の一時借入金と長期借入金等がございましたけれども、平成28年については2,000万円、それと平成29年については1,000万円ということで、一時借入金の金額が少なくなっているということで、借入残高も少なくなっているという状況でございす。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この借入金の残高が減っていることは、課長も、これは企画政策課長が作成されましたので、そして今、山の都の課長もこれをお認めになりました。返済の能力がないわけではなく、過去にこれだけ頑張って借金を返済してきておるのにもかかわらず、返済の見込みがないということで廃業に追い込まれたのがとても残念でございす。これは、役場の課長さん全員知られていることと思います。誰一人として、課長会議等で、ちゃんと返済はされておるじゃないですかとかいう、そういう提案を町長や副町長に申されなかったかなと思うと、本当に残念でなりません。

山都町全体のことは、皆さんが全員で町民の幸せのために、いろんなことに尽くしていかなければならないこととございすので、それぞれの部署のことだけでなく、全体でみんなで、この行政を担っていただきたいと思ひます。

次に、抜本的な改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャートで、先ほど課長のほうから、この検討までには至っておりませんとお答えを頂きましたので、ここは割愛をさせていただきます。

続いて、会社の廃業の形態ということでございすが、先ほどから、まだ決定ではないということとございしましたが、一番この方法で行くだろうという報告というか、ここで決定した事項は言われなないと思ひますが、再度、廃業の形態をどのようにされていくのかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 有限会社そよ風遊学協会の経営状況につきましては、6月4日に報告させていただきましたとおり、純資産合計がマイナス4,619万4,000円となっております。いわゆる債務超過の状態とございす。

先ほど、11番議員のときにも回答させていただきましたけれども、一般的な会社の清算方法としては、資産と債務が残ったままの状態となっておりますので、清算手続を取って、債務の弁済を行う必要があります。会社の状況によっては通常清算、特別清算や破産などがありますけれども、債務超過で残った債務を全額支払うことができない場合は、特別清算や破産の法的手続が取られることになります。

特別清算については、株式会社のみでの清算の仕方になりますので、廃業に伴う今後の処理についてというお尋ねでございますけれども、債務超過ですので破産という法的処理になります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは、最後に副町長にお尋ねをいたします。

これまで、県庁に在職されておられましたので、熊本県下の町村の地域振興を推進するのも県の大きな役割であったと思います。そして、御退職時には、町で申しますところの会計課、出納局に在籍をされておられました。当然、県も町と一緒に、借金をしなければ県の行政を進めることは不可能だったと思います。今回のコロナ対策で、政府から救済策として用意された資金を使わない手はなかったと思います。何とか救済したいというお気持ちはなかったでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） ありがとうございます。私も長年、県庁などで地域振興絡みの仕事をさせていただきまして、先ほどお話もございましたとおり、派遣先の役場のほうで様々な地域振興施設の建設等にも携わらせていただきました。

やはり様々な取組みが各市町村、そういうところで行われておりますが、やはり、なかなか全ての施設、団体がうまく経営しているというわけではないかと思います。また、比較的、昔といいますか以前、20年前、30年前あたりからの仕事といいますか、施設もかなりあります。その間、その後の経過の中で、様々な世の中の動きもあります。ライフスタイルの変化もあります。そういったものにうまく適合しながら、合わせながら、施設の在り方、あるいは経営の在り方、そういったことにもうまく対応していかなければならないなということは感じております。

特に今回のコロナの件でございますが、大きな影響があらうかと思えます。様々な面で影響があらうかと思えます。こういった世の中の、特に郊外の人が少ないところが人気が出るんじゃないかとか、あるいは、必ずしも交通網とか、そういったものにとらわれず、いろんな面で、都会ではないところでもいろんな仕事ができる、あるいは活動ができると、そういったものを今後、山都町では生かしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった面でも、この施設の大事さというのは非常に痛感しているところでございます。

資金の借入れの件がございました。もちろん地方自治体では、特に建設については借入れを前提とした施設整備を行っております。そういった面で、特に地方団体につきましては、一定の割合については、国からの借金の返しについての補填というものもございますので、そういったものを前提とした仕事をさせていただいておりますが、第三セクター、これは町が出資していると

は言いながらも、ほぼ民間の団体です。自分のところで基本的には資金を借り、そして営業し、そしてその中で様々な利益を上げていくということでございますので、借金はやはり非常に大きな負担になると思います。セーフティネットの借金でございまして、やはりいつかは返さなくてはならない借金であります。

そういったことを勘案しながら、取締役会の中で、今回は借入れすると禍根を残すということでの、多分、苦渋の決断だったんだらうなというふうに思っております。そういったことを理解いたしまして、私としては、そういったことで受け止めさせていただいて、その後の処理を今、させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） もう決断をされましたことですから、前には戻れません。ぜひとも今後、町長、しっかりと一日も早い再開をお願いしておきます。

最後に、皆さんにお配りされましたが、皆さん、お読みになられましたでしょうか。そよ風パークの事業報告の中に、長々と文面がありますので、ちょっと最後のほうだけ読ませていただきます。

本年1月から度重なる要因により収入が激減し、継続経営のための資金繰りを検討したが、取締役会において返済が困難との理由から融資が受けられず、継続経営の道が途絶えた。開業から24年、この間に集客した利用者は約350万人、売上は約50億円である。地域の核ともいえる施設が休館することで地域雇用はなくなり、経済活動は減少。結果的には、地域住民がその影響を強く受けることとなった。これまで当施設を支えていただいた地域住民の皆様、そよ風パークのファンの皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げ、最後の事業報告としますとあります。本当に残念でなりませんでした。

では、次に行きます。

広域のごみ処理施設についてお尋ねをいたします。熊本、御船町に建設予定の熊本中央一般廃棄物処理施設について、昨年度のスケジュールの中では、土地取得がかなり厳しいと思われる土地が散在するため、用地取得のめどがついた後にアセスに取りかかるということでしたが、用地取得がどのくらいできたのか。また、その他建設に係る事務的な進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。広域での新施設整備に向けまして、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が、上益城郡5町及び西原村と三つの衛生施設組合により平成27年に設置されました。平成28年4月には熊本地震の発災もありましたが、令和2年度からは事業主体を上益城広域連合内に移管し、現在、平成30年に決定されました建設予定地の用地購入に向けまして、前年度までに測量調査業務及び地権者等への説明会を終了いたしました。本年度より用地交渉を開始しまして、令和3年度までの2年間での取得完了を目指し、取組を進めております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 山都町のごみ処理施設も建設から30年を経過しておりますが、毎年、修繕と点検で多額な費用が発生しております。このまま、だましまし、あと10年使用するのか、大きな修繕が必要になったときには熊本市へ処理を委託するのか、どのようにお考えでしょうか。町長、お尋ねします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては、熊本地震後の影響等も勘案しながら、今、事業を進めておるところであります。用地の取得については、今年度から本格的な取得に入ります。そして、その間、予定をしておりました、令和で言いますと6年後でございますので7年、平成36年、7年だったと思っておりますが、施設の完成を目指して用地の買収であったり、計画をしておったところでございますが、その後、熊本地震等々の影響で少し延ばしたということで、用地買収であったり環境アセスの部分で期間が延びるとというのが事実であります。用地買収については、先ほど言いましたように今年度から着手をし、今年度と来年度で終わるような予定でございます。

その間、西原村のほう協議会からの離脱をされました。その後、熊本市のほうから東部清掃工場のほうの改修をしたいということで、その計画の中で、24時間体制の今の施設を維持、改修をしたいと、そのためにはごみの量が足りないというようなことで、上益城のほうのごみを入れていただけないかなという要請があったところでもあります。2年前でございましたが、それを検討しながら、今年の3月30日だったと思っておりますが、熊本市役所で、上益城と熊本市で協定を結んだところでございます。これにつきましても、まだ、あと四、五年後に熊本市の改修が終わるといようなことでございますので、その後の上益城の廃棄物の搬入になろうという思いであります。

これにつきましては、その後、具体的に何年間委託をするか、まだ具体的な取決めはなされておりませんが、その後、上益城の施設が完成した暁には、うちのほうの処理をするんじゃないかなという思いであります。その後につきましては、熊本市も今度、改修をしても、あと20年ぐらいつかどうかという話でありますので、今後につきましては、また熊本市とも協議をしながら進められるんじゃないかなと、今のところそのように考えております。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 山都町以外の町におきましては、熊本市に距離的にも近いですし、建設費用を考えると、そのまま熊本市へ委託されたほうが財政的に助かるのではと思っておりますが、さきの熊日新聞に益城町のことが掲載されておりました。私たちがそれを見て、西原村に続く協議会からの離脱はないものかとちょっぴり思ったところでございますが、お答えできなければそれで結構ですが、そこら辺の動きはどんなでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 益城町の動向については私のほうでも分かりませんが、候補地の選定の中で益城町の今の施設周辺が候補地に挙がっておりましたが、非常に地元住民の方々の反対が強いということで、今の当該施設の周辺の整備は断念をされたということでもあります。今後につきましては、まだ私たちの情報の中には何も入っておりません。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは、次の質問に参ります。

町の指定文化財であります、馬見原にあります新八代屋について、町の指定文化財としての保護の状況はどのようになっているのか。そして、今後、文化財としてどのように活用していかれるおつもりなのかを併せてお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 2点お尋ねですので、続けてお答えしたいと思います。

1点目の現在の保護の状況でございますが、新八代屋の家屋は明治17年の建築と言われ、旧蘇陽町時代の平成4年12月3日に有形文化財として指定され、現在も所有者がこの建物に居住されております。

新八代屋の家屋は、県内に残存する近代和風建築の中でも、土蔵造り3階建ての住宅で、その当時、最上階に馬見原の町を見渡す望楼を乗せるなど、宿場町馬見原のシンボリック建造物であります。また、八代市日奈久町にあります旅館の金波楼が明治43年築造で、これよりも古く、文化財的価値の高いものであります。一方で、平成30年6月に県道に面したしっくい壁の一部が剥落するなど、傷みが進んでいる状況です。

平成27年度より、県が主体となりまして、県下流域を対象に近代和風建築調査が実施され、新八代屋の家屋もその対象となっております。県指定文化財の対象となる3次調査の候補に残ってございましたが、平成28年熊本地震により事業が中止となっております。このため、町単独によりまして熊本県建築士会に調査を依頼し、歴史的文化遺産の保存活用に関わる専門家でありますヘリテージマネジャーに文化的価値を判断していただき、文化的建造物であるという評価を頂いております。

続きまして、2点目の今後文化財としてどのような活用していくかでございますけど、平成25年度に、その当時、商工観光課により馬見原地区活性化計画書が作成され、新八代屋を核としたまちづくりの指針が作成されております。この中で、馬見原地区のシンボリックな建物として、新八代屋の家屋を拠点としたまちづくりを目指すことが挙げられております。さきの調査の結果から、県下におきましても明治期の3階以上の木造建築として文化的価値の高いものであります。今後、仮に県指定文化財となりますと補助金制度も活用できますので、保存や活用策を講じる上で選択肢が増えると考えております。

このような状況を踏まえつつ、今後も所有者の御理解を得ながら県との協議を進め、歴史的文化財の保護に努めてまいりたいと存じます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 貴重な文化財でございますので、ぜひとも活用については御検討をよろしく願いいたします。

残り1問、質問がございましたが、残り時間がなくなりましたので、これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、6番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時19分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆さん、こんにちは。9番、吉川でございます。本日最後の登壇となりました。もうしばらくお付き合いください。

新型コロナウイルス感染症、これの影響は全国隅々まで及んでいるわけなんです、この山都町においては幸い感染者の報告はあってございません。この爽やかな空気に包まれた過疎の土地において、そのようなものはやるとは到底思えないという対岸の火事のような気持ちでいたわけなんです、全国主要都市に非常事態宣言というものが出されるのではないかとうわさをされるふうな世の中になってきたとき、この田舎へどっと人の流れができたときには大変驚きました。

そんな頃、清和の物産館に出かけた折、県外ナンバーの車やバイクがたくさん押し寄せられて、食堂の券売機に行列をされていた光景には全く啞然といたしたものです。これは田舎とて、うかうかできない、開けていれば都市部から人が流れてくるのだと実感をし、都市部のロックダウンができないという状況の中、これは本当にこういう過疎の田舎とて協力をしていかざるを得ないんだというふうな認識を新たにしたところでした。

また、私たちの生活の在り方を大きく転換させたコロナウイルスですが、悪いことばかりではなかったのではないかとこの気持ちも持っています。このおかげで、リモートワークの有意義さに気がつき、離れていても教育の機会が得られる、しかも先生は全世界にいるという可能性に気づいたわけです。今まで、お金がない、知識がない、ハイリスクな感じがすると敬遠されがちだったICTの世界も、今回のこともあり、経済的には国が大きな予算配分を打ち出してくれていますので、これを上手に使って、選ばれる田舎を目指さなければならないというふうに強く感じているところです。

さて、3月定例会では、コロナ対策で混乱している世の中に付度し、一般質問を取り下げましたので、なんと半年ぶりの質問となりました。私は議員になってこの方、全ての機会に質問してきましたので、一般質問は議員のパフォーマンスと言われがちですが、一般質問を繰り返すことで、町民の皆さんの代弁者として町政に関わっていけるものと思っておりますので、これからは機会があるたびに質問をしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今定例会で議会費が162万円の減額をいたしました。これは、かねてから要望していた研修費の増額分でしたが、コロナウイルスの影響もあり、研修に出かけることもできなくなったため減額補正をし、この金額をコロナ対応に回していただくという思惑であります。

執行部におかれましては、僅かな金額ではございますが有効活用していただくよう、お願いしておきたいと思っております。

今定例会の直前に判明したそよ風パークの問題は、深刻な問題です。本日、私の前に登壇された3名の議員におかれても、それぞれに質疑、追及があったわけでございますけれども、皆さん、そして町民の皆さん誰もが、そよ風パークがなくなっていくとは思っていないわけです。町の重要な財産です。一日も早く次なる管理体制が整うことを切に願っております。

本日は、6月から再開した学校の現状と課題、ICTを利用したまちづくりについて質問をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今日、このように、放送には見えませんが、みんなでマスクをつけているわけなんです、私が立つ質問台から答弁台までは2メートルあると思います。ちょっと息苦しさを感ずるので、外させていただきたいと思っております。酸欠に陥る可能性がございます。

では、まず最初に、学校再開に伴う現状と課題というところで質問させていただきます。

今まで経験のない長い臨時休業が明け、6月1日から通常登校が始まりました。国はさかんに新しい生活様式の推進を唱えておりますが、学校現場には全く当てはまらない条件だと思っております。今、実際に私が申し上げましたように、前の答弁台と質問台の間は2メートルといわん間空いているわけなんです、学校においてはいかがでしょうか。久しぶりに登校した子供たちは、友達との触れ合い、語り合い、給食を共に食べること、楽しみに登校したものだと思っております。その子供たちにソーシャルディスタンスを取れと言えるのでしょうか。先生方の御苦労が目につかびます。

そこで、教育委員会としては、この際、どのような感染症予防対策を取るよう学校に伝えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。各学校で様々な活動場面を想定して、教職員が共通理解を図り、感染防止対策に当たってまいります。家庭にも検温等の御協力を頂きながら、児童生徒の健康状況の把握を学校と家庭が連携して図りたいと思っております。感染の不安があり学校休む場合は、欠席ではなく出席停止の扱いとします。学校教育活動全般において、小まめな手洗いや定期的な教室の換気、ドアノブの清掃などに努めます。また、近距離での発声が必要な場面や給食の配食を行う際にはマスクを着用します。給食の会食においては、飛沫を飛ばさないように、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を取ります。

新型コロナウイルスについては、まだ未解明の部分がありますが、適切な知識を基に児童生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動ができるよう指導を行っていきたく思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） それぞれに気をつけなくちゃいけないことはたくさんあると思っております。ただ、低学年の場合、本当にこういうことが浸透していくか、自分たちの判断がどこまでできる

か、これ、本当に先生方の負担が一つ一つ目に見えるようで、切ないなというふうに今、伺いながら思ったところです。

また、山都町におきましては、いわゆる大規模校はないというふうな認識だと思いますが、密ではなく、疎のほうが多いと。各新聞等々にも、オープンになった小学校が、無言で給食を食べているとか、いろんな切ない写真が写されているわけなんですけれども、今のように、壁を向いてだとか、向かい合わせではなくても工夫ができる部分がうちにはあるんじゃないかなと思っていますが、ただ、ほとんどの学校は疎の状態、空き教室もありますでしょうし、広いスペースも確保できるかというふうに思っていますが、矢部小学校とか矢部中学校では、そこまでないのではないかと考えているんですね。それなりの配慮が必要ではないかと考えているんですが、矢部小、矢部中では、今おっしゃったようなもののほかに何か配慮されている部分がありますか。例えば、教室を分けて分散授業するとか、そういった対策はされているのかというところをお伺いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。児童生徒数の多い学校は、物理的に人と人との間隔を空けることが難しいケースがありますので、活動内容を工夫するとともに、三密の状況が重ならないよう感染予防対策に努めたいと考えます。例えば、給食の配膳は給食当番のみが行い、当番以外は座って待つようにします。また、大人数となる全体集会を控え、校内放送による連絡に変えます。教室では、机の間隔を離すにも物理的に限界があるので、換気をこまめに行い、その際には、基本的に教室、廊下の窓を全開するようにします。児童生徒の下校後には、教諭が分担して、ドアノブ、照明スイッチ、階段手すりなどの消毒を行います。分散教室は、常設はしていませんが、教科によっては学級を分けて授業を行うことがあります。

○議長（工藤文範君） 6番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 9番です。

○議長（工藤文範君） 失礼。9番。

○9番（吉川美加君） 9番、吉川でございます、よろしく願いいたします、議長。

今の御答弁は、いわゆる一般的なところですね。矢部中、矢部小においては、それなりに数が、20人超え、30人超えという教室もあるかというふうに思うんですけれども、そういった中でも分散教室等々の工夫はされるということですが、その際に、支援員の人たちがその教室には就かれるというふうな理解でしょうか。今の福祉学級のように、片っぱの授業に担任が行けば、片っぱの授業は自習というふうなことも発生するんじゃないかと思っておりますので、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

とにかく、消毒、消毒ということで先生方の負担もかなり大きくなっているというふうに思われますので、ちょっとプールの問題を後に置きまして、学校の支援員の話をちょっとさせてください。

これは、国も県もいろんな予算配分の中で、学校がこのようにして分散登校になったりとかするような場合、加配をするというふうなことを大規模に言っております。もちろん、先ほどから

申し上げますように、これは密の状態をつくりやすいところから順次そういった予算配分がなされていくものかと。我が町のように過疎なところは、なかなかそういうおこぼれが来ないんじゃないかなというふうな心配もするんですが、本当に先生方の御負担が相当なものになっているなど。そして、分散する場合とか、様々なケースで支援が要るんじゃないかなと思っているんですが、そのような手当では、我が町としてはどのように今から対策を考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。教職員をサポートする町雇用の教諭補助について、昨年度と比較して、令和2年度は3名増員の総数19名で対応しています。19名の教諭補助を各学校に配置して学習環境の充実を図るとともに、学校教育活動を支援しているところでございます。

今年度は、休校期間中の授業の遅れを取り戻すために夏休みを短縮し、夏休みの期間を8月6日から8月19日とします。例年なら夏休みとなる期間に授業を行いますが、各学校に教諭補助を配置し子供たちの学習の支援に当たるとともに、感染予防対策を含む学校運営がスムーズに進むよう、また、学校全体の負担を軽減できるよう、必要な業務補助にしっかりと努めてまいりたいと考えます。

なお、学校再開後の運営体制については、各学校でカリキュラムの変更等も踏まえて、様々な角度からしっかりと検討を重ねてこられたところであります。各学校に確認したところ、現状では今の体制で運営できるとの回答でした。ただ、まだ学校が再開したばかりで、今後、状況が変わるかもしれませんので、引き続き学校と連携しながら必要な対応を取っていきたいと考えます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 様々な対策が、そして、しかも今、3名増員で19名、今のところ学校現場としては事足りているのではないかというふうな御回答だったというふうに思います。ぜひそうであってほしいなと思っています。ただでさえ、日常の検温から、ソーシャルディスタンスを取れであるとか、もちろん換気、手洗い、本当に低学年の皆さんについては大変な手が要るなというふうに思っているところですので、十分に現場のことを今からも把握されて、それぞれに対応されていただきたいなと思います。国のほうも、大きな加配の範囲の配分ですとか、支援員、いろんな名目で、教員の資格を持っていらっしゃる方でも雇いができるようなことも打ち出していらっしゃるようですので、十分に活用していただきたいと思っております。

また、先ほど言い損ないましたが、プールの使用が始まるというふうに思っているんですが、先週末、報道にもあったように、熊本市内の小中学校は今期は健康調査ができていないことや更衣室などで密の状態をつくらないようにするために、感染防止するために、今年は水泳の授業をしないということを決めました。ずっと閉塞感の中で暮らしてきた子供たちに、思い切り水遊びを楽しませたいと思う反面、休校中の登校日に給食を提供できないというふうな理由の中に、飛沫感染のおそれがあるというふうなことを聞いたと思います。そんなことを注意される裏側でどうか、何もかも共有してしまう水の中で水泳の授業をされるということに対しては、科学的な

裏づけと申しますか、ちょっとお伺いしたところ、プールにはいわゆる消毒薬が入っていますので、そういったウイルスには対応できるのではないかというふうなお答えも頂いたところですが、いま一度、このことについての裏づけをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。山都町においては、基本的に、必要な感染症予防対策を取った上で、全小中学校で、本年、夏のプールでの水泳の授業を実施する予定です。学校プールについては、文部科学省が示す学校環境衛生基準に基づき水質の管理を行っています。殺菌力の指標として用いられるプールの水の塩素濃度を適切に管理している場合は水中感染のリスクが低いとされており、基準の濃度となるよう、水の管理を適切に行います。

あわせて、健康確認については、水泳の事業が始まるまでに児童生徒の必要な健康診断を行います。また、毎回、水泳の授業前に児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない場合は参加を見合わせます。密集になりやすい更衣室においては、一斉利用を避け、少人数の利用を指導します。

児童生徒の健康と安全を第一に考えて、これらの対策を講じた上で水泳の事業を行いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 文科省からもそういうふうを示されているということであれば、本当に安心してというところまでいくのか、もちろん、それは保護者様の判断が伴うものではないかと思っていますけれども、そこら辺も寛容にぜひ見守っていただきたいと思います。

また、今日は水泳のことは通告にはないのですが、関連として、この週末は非常に気温が上がってまいりました。マスク着用について、やっぱり学校でも適切な指導が、何度以上とか、環境によってはマスクを外してもいいんじゃないかというふうなことも最近示されてきたような気がしていますが、そこら辺の情報はどういうふう理解していらっしゃるのでしょうか。お分かりであればお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。確かにマスクをしますと、暑さというか、熱中症のほうも気になるところでございます。マスクの着用は、感染防止上、必要最小限に抑えて、例えば、グラウンドでの体育の授業等では外してもよい。また、登下校中も、適切な間隔が空けられていれば、徒歩での通学の場合は外してよいという指導しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 了解しました。私も今ちょっとマスクを外させていただきましたが、本当にこの暑い時期は体温の調整とか、子供さんにおかれましてはさらに体温が上がりがちだと思いますので、健康配慮を十分にお願ひしたいというふうに思います。先ほども、対岸の火事かなというふうにも思って最初はおりましたが、こんなところでウイルスが簡単にいるわけではないだろうと。もっと、こんなところなんだから伸び伸びと子供たちもさせてやりたいと考えてもおりましたが、全国的な我慢というか、そういったものにはやっぱり一緒に頑張っていかなくちや

いけないんじゃないかなとは思っているところです。

また、年度末から年度の始め、学年が変わる時期に、特に新入学をされた1年生、小学校も中学校も半端ない心配を抱えて新たな環境に向かわれていると思うわけです。特に初めて小学校に上がるなんていうお子様方は、6月からいきなり授業が始まったというふうにも聞いておりますので、そのところをちょっと心配して、御質問をいたします。

長い休業期間中に出されたたくさんの課題に追われた子供たち、熊日にも掲載されたアンケート結果におきましては、子供たちの半数以上が、宿題が多かったというふうに回答していたようです。先生方もまた、宿題を出したものの、このリモート状態、遠隔状態によって丁寧な説明ができなかったとか、休校中の学習の遅れを心配するあまりに過度な課題を与えてしまったかもしれないと回答された例も紹介されていました。本町でも、宿題の在り方については保護者の皆さんから様々な御意見が上がっているのではないかと考えています。宿題の在り方については、また別の機会を捉えて議論したいと思っております。今日は、そのような状況を抱えた子供たちの心のケアをしていくことが一番のポイントだということでお話を伺いたいと思います。

今朝の2番議員のほうからも、心のケアについてというふうなことがございましたけれども、やっぱりこのような状況下で追い込まないというか、本当に1年生、小学校の低学年でも5時間、6時間の授業がもう再開されていると。高学年に至っては、もう7時間の授業をして稼いでいるというふうにも聞きます。これまでこの3か月という長い長い間、マイペースで過ごしてきた子供たちへの負担はどうなんでしょうか。ただでさえ長期休暇の後には不登校が増える、最悪の場合は自殺も出るというふうに伺います。その点の心のケアというものについて、誰が窓口になって支えていらっしゃるのか、教育委員会の体制をお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。御指摘のように、臨時休校に伴う在宅での生活が約3か月という長期間に及んだことから、生活リズムが不規則になったり心理的な不安感を抱えるケースが懸念されます。また、今後も感染予防のため制限の多い生活が続く、さらに、夏休みの短縮や学校行事の削減などにより、子供たちのストレスが増えることも予想されます。心身のケアは学びを進める上での前提条件となると考えております。

学校では、学級担任や養護教諭等を中心に、きめ細かな健康観察や、家庭との連携などにより児童生徒の様子を把握するよう努め、各学校で相談体制を整えております。また、児童生徒を対象にした心のケアに関するアンケート調査を本年6月から7月にかけて行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの指導・助言を受けるような支援を行ってまいります。役場の関係各課や不登校傾向の児童生徒を支援する町教育支援センターや県の相談窓口、24時間子供SOSダイヤルとも連携を取り、児童生徒の生活リズムの立て直しや心のケアに当たってまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） まずは学校での、アンケートももちろん結構です。まずは担任の先生方が直接的には子供の変化に気がつき、また、それをケアしていくということになるんだという

ふうに思いますが、その周辺として、今の支援センターであるとか、県のそういった専門のダイヤルであるとか、そういったところを十分に使いながら支えていていただきたいと思いますが、実際のところ、いかがなんでしょうか。今のところ、例えば、長期休校の後に不登校の子供さんが増えるというふうに言ったりしますが、中にはこの課題ができてないことをつらく思い、学校に出ていけないというお子さんもいらっしゃるかにように聞いたりしております。そういった実際の報告等は今のところどうなんでしょうか。お分かりでしたら、お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 皆さんも御心配をお持ちのように、私も各学校の様子を気かけながら、特に大きな集団となります矢部小、矢部中を中心に実態の把握に努めているところでございます。それから、校長を通しました各学校の様子のヒアリング等で把握しました中では、この長い間の休校期間明けでということの原因としたような不登校とか、大きな悩みを持ったところでの把握しているということは、今のところ、特段感じられないという報告を受けております。実際に欠席や、先ほどありましたように、登校を心配しての欠席とか、いろいろな様子も欠席状況の具体的な例も聞きながら把握に努めておりますが、今のところ、しっかり気を配りながら相談体制に当たっているという状況かと思うところでございます。

また、これもまさに3年、5年と影響が続くと言われるような状況でもございますので、引き続き、精いっぱい心がけて注意に当たっていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。本当に今、教育長がおっしゃるとおりだと思います。今はもう学校再開の喜びのほうが大きいのではないかと思っております。中には、今さっき言ったような、課題ができていないことに不安を抱えて、行きにくいというお子さんもいらっしゃるかというふうに聞いていますし、また、逆に今まで不登校だった皆さんが、この在宅でも学習に参加ができるようになったり、また、たまの登校日によって学校に通うことができるようになったりという例もあるように聞きます。今後、継続的に子供の変化に注意をしながらケアをしていていただきたいというふうなことをお願い申し上げます。

また、休みが長かった、そして課題ができなかった、そういったことの遅れを追い込みながら行くことは避けていただきたいなと思っております。もちろん、私のような素人がとやかく言うことではございませんし、現場の先生たちが一番何よりそのことを考えていらっしゃるというふうに思っています。忘れ物をした、宿題を忘れたというふうなことで子供を責めないで、責める先生がいるということを言っているわけじゃございませんよ。ただ、そういうゆったりとした気持ちで子供たちを支えていただきたいと思っております。

一方で、先生方にかかる負担がすごく大きいということをここ数日考えるところなんです。ついこの間もテレビで見た件があるんですが、ICTは、この際、ハード面ではが一っと一気に国がやりますので進んできます。進んできますが、それに追いつく技術を備えなければいけない先生、それを駆使しながら、今からはアナログとデジタルの両刀使いで授業もやっていかなくちゃいけないんじゃないかというふうなことが、当然のことながらやってきます。そういったところ

の先生方の支え、そういったものも教育委員会としては本当に大きな大きな仕事だというふうに思っています。

先生方が本当に疲れてしまわないような、先ほどの支援員、支援員とって私、この間ちょっと課長にお話ししたんですが、今、山都町では、コミュニティ・スクールを進めていますけれども、いわゆる地域の住民、学校に常日頃、田植であるとか読み聞かせであるとか、いろんなことで協力をしている団体がありますけれども、そういったところにも働きかけられて、夏休みの課外の対応であるとか、そういったところの協力を要請されて、または先生の話し相手でもいいんじゃないかなと思うぐらいです。地域の人材も活用していただけたらいいんじゃないかなというふうに思っています。先生方のケアについては、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 各学校におきましては、この臨時の休校、しかも長期にわたる休校に当たりましては、相当の注意を払って取組を進めてもらったと理解しております。しかも、コロナの予防という目に見えないもの、あるいは終わりがいつかと思えないようなものについては、子供たちもちろんですが、学校の職員も相当の気を遣って休校期間中も過ごしました。なかなか保護者の理解を得られなかったり、例えば、宿題の量の新聞記事もありますように、多かった少なかった、あるいはうちの子供にはよく対応してもらえなかったとか、あるいは家庭訪問が少なかったとか、いろいろな目に見えない頑張りが、どちらかというプラスに評価していただくことが少なかった中でしっかりと各先生の頑張りだったんじゃないかと思うところでございます。

ですから、私は校長会等では、行けなかった家庭訪問が少なかったら少なかったで、その理由や、こんなことを反対に頑張っているという、そういう情報をしっかり発信してほしいということをお願いしました。宿題についても、こんな願いを持ってこの宿題はしておりますと、あるいは何か御心配があったらどうぞ相談してくださいという窓口を広げとって、そしてその中で、宿題がうちの子に多いですよとかおっしゃるようなときには、どうぞ親身になった相談をして理解を得る、あるいは子供が元気を持って、意欲を持って取り組むような環境づくりに当たってほしいということをお願いしてきたところでございます。

学校では、いろいろな配慮のもと、学校再開後も各活動の場面ごとに、子供たちにはこんな点を配慮していこう、そして指導者としてはこういう点をしっかり気をつけていこうという共通理解をしっかりと図って取り組んでいただいております。こういった先生たちの頑張りにも、しっかりプラスの評価ができるような、そういう機会を設けて、ますます本来の先生の姿であります、子供たちを育成するという、育てるといふ意欲、展望を持つ、意欲のある先生方のやる気でしょうか、それを伸ばすような方向にやってみようと思います。

また重ねて、働き方改革も、元年度でございますが、新しい条例等も制定されたり、あるいは本町での規則等も準備して、働き方もこの際しっかりと考えていきたいと思いますということを申し上げておりますので、そういった転機となることにもしたいと思っております。新学習指導要領など、新しい課題、そして、重ねてのコロナ対応等もあります中ですので、しっかり先生方の相談にも

乗れるような、そういう支援体制を取っていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 教育長の心強い答弁だったというふうに思っています。先ほど申し上げましたが、子供たちのケア、そして新しい学習指導要領、そしてさらに追い打ちをかけるようなこのコロナ対応。その中で、ICTはもう確実に進んでいきますので、その中で自分のスキルを上げていかざるを得ない先生方、それが不得意な方、いろんな方がいらっしやると思っていますが、その方々が、もうやめたばいって思いなはらんでいいように、しっかりと支援をしていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

また、ちょっと別件になりますが、給食費の取扱いについてお伺いしたいんですが、これは各学校で給食の会計というものはされておりますので、教育委員会が一括してということではございませんが、各自治体で取扱いが様々になっておりまして、昨年度の3月分、そして、休校になった4月、5月分の徴収を大体の学校においてどのようにされたのかというふうなことをお伺いしたいと思います。

給食費につきましては、年度に計画をされて、年度内での調整をするというふうなことが山都町においては一般的だというふうに思っているんですが、それをどの辺で調整されていくのか。やはり最終年度末に調整するのが妥当な方法ではないかなと私は考えますが、委員会としてどのような把握をされているのか、どのような状況であるのか。私たちのように給食費払ってないところはなかなかこういうことに疎うございますので、ちょっと教えていただけたらというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。令和元年度と令和2年度に分けてお答えしたいと思います。令和元年度分について、3月で全学年精算して、保護者に返金した学校は5校でございます。もう一つが、最高学年には返金し、それ以外の学年については翌年度に繰り越した学校が4校ございました。

続きまして、令和2年度分でございます。基本的には、学校休校期間中も年間徴収計画に沿って給食費の徴収を行っている学校が多いようですが、中には今年の4月、5月分は徴収せず、学校再開の6月から徴収を始められた学校もあるようです。

令和2年度分については、三つのパターンに分かれております。

1点目は、例年どおりの額を4月、5月に徴収された学校です。6校ございます。二つ目は、4月のみ徴収した学校が1校です。三つ目は、4月、5月は徴収せず6月から徴収を開始された学校が2校ございます。

この3パターン、いずれにしても、年間を通して年度末に精算、あるいは繰越しの方針とのごとでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 給食のことについて、もう一点お願いします。この食材の納入については、無駄が出なかったかというところを一つ確認をさせていただきます。納入業者に対してストッ

プが間に合ったのかというふうな話、その食材が無駄にならなかったのかと。自治体によっては、その分をフードバンクに回したりとか、いわゆる子ども食堂さんに提供したりとか、いろんな手段を講じられたようですが、本町においてはそのような例がなかったのか、ちょっとお伺いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。給食の食材については、急な休校の判断等がございまして、納入業者の方にも大変御迷惑をおかけしたところでございます。学校も急な対応を取っていただきました。学校に確認したところ、結果的には大半の食材のキャンセルが間に合ったということでございます。ただ、牛乳だけについては返還する必要がございまして。3月の牛乳代について、熊本県給食会にキャンセル料を支払う手続を今、進めているところでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

それでは、先ほどからちょっとICT環境のことを申し上げておりますが、そのことについて、ちょっと教育長のお考えを伺いたいと思います。

今朝も、ちょうどここに来る前に国会の中継があつておりましたが、県選出の坂本議員が文科省に対して、この整備のことについてお伺いされておりました。とにかく急いでと。全力を傾けてやるというふうな答弁でございましたので、これはいや応なく進んでいくんだらうなということ今朝も確認をしたところなんですけれども、1人1台のパソコンを整備するというふうに言っています。しかも前倒しでやってきます。

今、政策をつくっている行政とか私たちのような議会の人間は、おおむね古い常識というか、そういった古い価値感にとらわれてつくられておりますので、この大きな変化というものについていくのが大変だなというふうな思いでいるところなんです。ついこの前までは、教育なんて対面でやるものだというふうに思っておりましたし、インターネット、パソコン、子供は外で元気に遊べばいいんだよとすら思っていた時代がございました。今は全く変わりました。子供たちは、今年から始まったアクティブラーニングの世界、探究心を育てていく、満足する学習方法を学ばなくてはなりません。今回のような困難に出会ったときに、いかに生きていくかという力をつける、そして、いかに自分の頭で考えて自分の道を切り開いていく。昔のように終身雇用という概念はもはやございません。なので、いつも自分のスキルをアップさせながら、自分の生きる方向を定めていかなければならないという教育を施さなければならない、そういう時代が突然としてやってきました。

しかしながら、本当に、居ながらにして、今、休校中においてもインターネットさえつながっていれば、世界中に先生を見つけ出し、中にはもちろんゲーム三昧になってしまう、事件に巻き込まれるんじゃないか、そういったことに対する不安はいつまでも付きまとうものでございます。その弊害も含んだ中で、同時にそれを教えていくということがまた必要なのではないかというふうに思っています。そこを怖がってやらなければ、いよいよ日本は世界から取り残されてしまいます。

国も支援を手厚くしてきた今、時代に乗り損なわずに国際化、加速化していくこの環境を進めていきたいというふうに考えますが、本町における教育での現状なり今後の使い方なり、活用の方法なり、目指すところをお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 今、議員御指摘のとおり情報化が進みます。この社会。そして、急速に整備が求められるICTの環境でございます。これを必要ということを社会が認めることになりましたので、これを追い風として捉えて、本町におきましても精いっぱい教育環境の整備に努めてまいりたいと思います。

その有用性につきましては、この休校期間中、あるいはマスコミ等でも紹介されたとおりでございますので、あとは、その使い方、あるいはそれを指導する職員のリテラシーですか、活用能力あたりをどんどん進めてまいりたいと思います。幸いにしましてといいますか、休校期間中には職員も午後には研修の機会を設けるなど、積極的に各学校で研修の機会を取ってまいりましたので、この期間に、その能力も高まっているところもあると思います。また、試しにネットを使ってみるとか、そういう実践も広まっているところでございます。

また、ICT支援員という専門の支援員をこの6月からは配置しておりますので、各学校、9校ございますので、そう頻繁にはございませんけれども、各学校を回りながら、環境とともに、その使い方の指導、スキルアップ等に活用していくということになります。最終的には、先ほどおっしゃっていただきましたように、子供たちが主体的で、そして対話的で、そして、より自分の考えを深めていく、そういう学びにつながるような、言わば道具であるわけですので、そういう有効な使い方が進むようにしたいと思います。そして、職員の研修につきましても、計画的に、町、そして県の研修等の機会もございますので、多様な機会を捉えて研修を深めていきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ上手に使いこなして、町の子供たちの未来が明るく輝くようなものになるように、御支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では次に、町民への情報発信というところなんです、まさに今回のコロナのおかげで、急にリモート的な生活がやってきたわけなんです。このICTの機器を上手に使うことで多様な社会とのつながりの可能性が見えてきました。これまでは現場にいて何ぼという社会に育ってきた私たちが、離れていてもつながれるし、仕事ができるということが分かってきました。

私も数回のリモート会議や、または講演会で、いわゆるZoomというものを使った講演会などにも参加したことがあるんですが、つい先日なんかは、イギリスに在住している先生のお話を井無田の我が家で聞くことができたという、わあ、すごい世の中になったと思いました。今からは本当に、あって何ぼという社会と、それからリモートでもできる仕事というのを上手に使い分けて生活することが大切なんだというふうに思えてきました。

今や、世界中の首脳がテレビ会議で課題解決に向かう仕事ができる世の中です。役場でも、昨年から東京事務所の会議はテレビ会議を利用して経費を削減していました。コロナ禍の中では、

庁舎内でもテレビ会議を実施され、今まで何と無駄な出張や仕事が多かったんだろうと感じていらっしゃるのではないかなというふうに思っております。役場の仕事においては、相変わらず紙ベースでの仕事が多いです。電子決裁やテレビ会議などを臨機応変に使いこなせば、随分と事務仕事が省略されるのではないかと思います。以前からお願いしている公民館などの施設予約も相変わらず手入力を伴っているのも、間違いを誘発する温床となっているところです。

確かに、現場に行って課題を肌身に感じて視野を広げたり関係性を開拓するという事は、とても大切なことです。しかし、決まったメンバーで会議をする際には、テレビ会議のほうが時間の無駄や経費の無駄が省けるのも事実だと思います。これからは両刀使いになることが大切だというふうに思っています。コロナが去る日が来たとしても、レガシーとして、日常的にこのICT機器を使いこなすことが重要だと思います。

そこで担当課長にお伺いしますが、今、町が持つポテンシャル、ICTということに関して、どう活用していくお考えがあるのか、現状とその使い方についてお知らせください。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。議員がおっしゃいますように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、私たちは移動制限や生産活動の停止など、いろんな人や物の動きが停滞したところでございます。そのような中で、仕事においてはリモートワークやウェブ会議システム、学校現場では遠隔授業など、ICTを活用した取組みが大きな効果を発揮いたしました。対面や接触を避ける中で業務を継続させる情報機器があれば、自宅や離れた場所でも仕事や学ぶことができるという、ICTの利便さを認識したところでございます。

収束後におきましても、医療・福祉分野など、テレワークが難しい業種もたくさんありますが、可能な業種においては、テレワークは新しい形として定着することも想定されます。実際に今年4月に外国の方が、山の都地域しごとセンターを通されまして山都町にお住まいになっているということです。東京で仕事をしておられたそうですけども、地方にいてもインターネットがあれば仕事ができるということで、国外とのやり取りもなさっているというふうにお伺いしております。

一方、高齢化率の高い本町においては、アナログの部分、対面での対応や直接のコミュニケーションを必要とするもの、また、従来の紙ベースや手書きといった、今までのやり方も必要とされているところでございます。アナログとデジタルの両方のメリットを生かしながら、ICT施策につきましては、さらに力を入れ、町民の皆様や町内事業者様に活用していただくことが一番でございますので、今後も情報通信技術を使いこなす力であるICTリテラシーの向上や人材育成に力を入れてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 光通信網もせっかく整備しましたので、ぜひこの活用については、担当課のほうもアンテナを張りながら、いろんな講習会等々、今、リテラシー教育というふうにもおっしゃいましたけれども、そういった機会をどんどん設けていただけたらと思って、要望しておきます。

また、町のホームページ等を見れば、この発信力がなかなか相変わらず低調のような気がしているんですが、フェイスブックやツイッターやインスタグラムなどのアイコンが並んでいます。それぞれのフロアは一体どのくらいあるんでしょうか。私は実際のところフェイスブックしかやっておきませんので、時々、私のスマホにはその情報が流れてまいりますけれども、どうも双方向というところまで使えてないという感じがしています。情報発信がなかなか足りていないというのが町民の皆さんの御不満でもあり、例えば、図書館がどうなっているんだろうとか、町のイベントがどうなっているんだろうとかいうのを見に行くときに、特にスマホ版は見にくいというふうなことを伺っております。そんなところも課としてはきちんと対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以前からお願いしている件ですが、行政のイベントカレンダーなどへの書き込みも、相変わらず遅いというか、取り組んでいただけてないところが見受けられます。また、これらネットを利用した方法は、残念ながら高齢者へは届かないものです。また、このたびの休校中の教育のサポートのために、児童生徒のいる家庭についてはアンケートを取られました。90%から100%に近い回答率だそうですが、光回線の環境がない御家庭は10%だというふうに伺っています。この10%の家庭にその環境を整えることが、取りあえずは大切なんじゃないかと思えますし、そういう補助制度とかを考えたときに必ず出てくるのが、じゃあ、今まで自腹で整理した家庭は一体何だったのかという不公平感というものが出てくるでしょう。しかし、今、10%足りない御家庭に設置をして、子供が卒業したらそれを返せと言うのかというふうなものも、また、ちぐはぐな話というふうになってくると思います。どこかで切り替えていくことが必要んじゃないかと思えます。

そこで、すぐすぐに簡単にはいかないのかもしれませんが、せつかくの光通信網の利用を可能にするということが、今後の生活がより豊かなものになっていくのではないかというふうに考えています。特に今の農繁期にやっぱり町民の方から伺うんですが、大体、最近コロナでいっぱい放送しよんなはるばってん、何ば言いよんなはるか分からんし、俺たちは家におらんけん、いっちょん聞いとられんと。気がついたときには大体もう放送が終わつとるもんね、繰り返さっさんもんねというふうな話も聞いているところです。

せつかく多額の費用を数年間にわたって整備した光ファイバーのネットワークでございますので、それこそ、あんまり隣のまねばするのは好きなはらんかもしれんけれども、やはり高森あたりのポイントチャンネルみたいなものを参考にされて、町でも一番簡単なメディアです。スマホを持ってないお年寄りでもテレビは必ず持ってらして、毎日ニュースなり情報番組なりチャンネルを設定することはされていますので、そういったものが使えるというふうなものにしていただきたいと思います。そして、今のような休校状態になったときも、高森あるいは小国は、双方向ではないにしろ、各御家庭に学校の生の声を届けることができたというふうなことの効果もあっています。

今度、国土強靱化の話もありますが、やっぱりいざというときに幾つもの線で町民の生活を守る方法があったらいいんじゃないかというふうに思っていますので、今、ICT化を進めようと

している政府の勢いもありますので、そういった国の助成制度など、しっかりとお金を探していただいて、このことは取り組んでいただきたいと思います。企画政策課長、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。本町におきましては、広報媒体としまして、広報紙や防災行政無線、防災アプリ、フェイスブックやツイッターなどのSNSやユーチューブなど様々な媒体を活用し、町民の皆様へ情報の発信に取り組んでいるところです。5月1日から運用しております防災アプリ「ライフビジョン」は、防災情報だけではなく、町からのお知らせやごみ出し、広報紙など、日常生活にも便利な機能がついております。

議員から御提案いただきましたインターネット回線を活用する光テレビ等についてでございますけれども、全世帯に配信する場合、整備費用としまして概算で約3億5,000万円程度が必要となります。また、毎年システム利用料が必要であったり、取材、動画編集等を行う専属の職員が必要となってきます。回線利用料につきましては、1世帯、毎月5,000円ほどの御負担となるところでございます。

言われるように、費用面だけで、するしないという判断ができるものではございませんけれども、財政的な課題、運用上の課題について検討が必要と考えております。おっしゃいますように、いろんな助成制度、そういうところを調べながら検討をしていきたいと思っております。

それから、これらの点を勘案しまして、まずは既存の媒体による情報発信の活性化や発信する内容に工夫を凝らすこと、また、町内の子供から高齢者の誰もがスマートフォンなどで情報収集できるよう啓発に取り組むことが重要ではないかと考えております。

なお、現在、広報紙のリニューアル及び広報誌にICT通信の掲載に取り組んでいるところです。今後、町民の皆様を対象としましたスマートフォンの活用講座も計画しているところでございます。情報発信については、先ほどおっしゃるような弱い点もございますので、今後さらに伝わりやすい情報発信に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ前向きに、力強く積算もし、具体的に3億5,000万円、もろもろの金額も頂いたところですが、6億円かけて光も整備したわけでございますので、それからすれば、やれないことでもないかなというふうにも思っていますし、また、その有益性を皆さんにお伝えすることで、この加入率とか、そういったものもちろん、これは公設公営でやれということでもないの、ぜひ民間の力等もお借りしながらやっていけば、やれないことはないんじゃないかなというふうにも思っていますので、ぜひ前向きに御検討ください。

最後になりますが、再三申し上げておりますけれども、コロナのおかげで新しい生活様式が認知されてまいりました。離れていても仕事ができる、都市部のオフィスビルにも高い家賃を払う価値があるのかという価値感の転換が見られてきました。今までも、サテライトオフィス、リモートワークの考え方はありました。しかし、ここに来て、満員の通勤電車、通勤時間の無駄、家族と過ごす時間の大切さ、そういうものに多くの人たちが気づいてきました。そして、もっと自然豊かな環境で生活コストの低い土地で生きていきたいと考える人たちの田園回帰が始まるので

はとされています。

そうだと無邪気に喜んではいられません。果たして、山都町がこのままで選ばれる田舎になるのでしょうか。今ここで大きな手を打たないと、取り残されていくばかりだと考えています。今、申し上げた光網の通信の活用についても、ただ持っているだけではないんじゃないかというふうに思っています。ここを東京のほうから、あるいは熊本のほうから眺めたときに、同じ自然環境なら、やっぱり私は高森に引っ越すかもしれないと危惧をしております。

若い人たちが移住を考えると大切なのは、仕事をする場所、教育、医療です。家でなくてもインターネット環境のあるコワーキングスペースがあれば、都市部と世界とつながる仕事ができる世の中です。その昔、徳島県神山町の例は皆さんよく御存じだと思いますが、神山町は2005年に全町に光ファイバーを敷設し、インターネット環境をつくりました。今もトップランナーの地域づくりを展開されています。当時のポスターを思い出します。若い男性が大きな石に座り、川の中の水に足をつけて、膝にラップトップのパソコンを乗せて、田舎で仕事をしているという理想郷を見せてくれました。本町からも、役場職員の皆さん、また、まちづくりに積極的な若者たちなどが視察に行き、また、神山町からも講演に来ていただいたりもしたことがございます。

さて、その後の町はどう動いたのでしょうか。白糸第一小学校跡地に整備されたサテライトオフィスは一体どうなっていますでしょうか。繰り返しますが、今こそ動かなければ、ただの田舎町、ただ廃れていく町を眺めるだけになってはしませんか。町長、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今ありました光通信網は早い時期に整備をしてあります。しかしながら、先ほど、学校の教育委員会の調査では、さっきは9割と言われましたが、7割弱ぐらいが設置をされとって、あと3割ぐらいはまだできていないというのが実状かなという思いであります。

それと同時に、おかげさまで、早い時期にMARUKUの会社が山都町に立地をしていただきました。当初、3名ほどで仕事を始められたかなと思っておりますが、今は15名を超える会社になられたということでもあります。

また、白糸にサテライトオフィスの形の中で、ビットコインのバックヤードという形の中で来ていただいておりますが、今、非常に苦慮されとるかなと、台数があまり増えてないなというのが実状かなという思いであります。

それから、先ほど藤原課長からありましたように、外国から来て、外国の仕事を山都町でやっておられるというような方も、今、見えておりますし、そういう方々を今後どのような形で山都町に来ていただくかは、やはり住環境の整備と、先ほどありますように教育環境の整備、いろんな部分が、今後、また大事になってくるんじゃないかなという思いであります。

このためには、町民の皆さんも、よそから来られる人をぜひ受け入れていただくような素地をみんなでつくっていただきたいなという思いであります。山都町の中でも、国内からでございますが、来やすい町、地域がたくさんあるということでございますので、そういう地域をモデルにしながら、まちづくり、村づくり、町外から来ていただく環境づくりをつくっていかなくてはな

らないなという思いであります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ぜひ、取り残された田舎にならないように、再生を目指していただきたいというふうに思います。今日はこれで質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時18分

6 月 10 日（水曜日）

令和2年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年6月4日午前10時0分招集
2. 令和2年6月10日午前10時0分開議
3. 令和2年6月10日午後1時31分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 議案第41号 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 - 日程第2 議案第42号 山都町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第43号 山都町税条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第44号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第45号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第6 議案第46号 令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第7 議案第47号 熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について
 - 日程第8 議案第48号 工事請負契約の締結について
 - 日程第9 同意第5号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第10 同意第6号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第11 同意第7号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第12 同意第8号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第13 同意第9号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第14 同意第10号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第15 同意第11号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第16 同意第12号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第17 同意第13号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第18 同意第14号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第19 同意第15号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第20 同意第16号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第21 同意第17号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第22 同意第18号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第23 同意第19号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第24 同意第20号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第25 同意第21号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第26 同意第22号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第27 同意第23号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第29 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査
申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 8番 飯開 政俊 | 9番 吉川 美加 |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副町長 | 能登 哲也 |
| 教育長 | 井手 文雄 | 総務課長 | 荒木 敏久 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 |
| 会計管理者 | 木實 春美 | 企画政策課長 | 藤原 千春 |
| 税務住民課長 | 田上 るみ子 | 健康ほけん課長 | 河野 君代 |
| 福祉課長 | 渡辺 八千代 | 環境水道課長 | 高橋 季良 |
| 農林振興課長 | 片倉 城司 | 建設課長 | 山本 敏朗 |
| 山の都創造課長 | 藤原 章吉 | 地籍調査課長 | 藤岡 勇 |
| 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 | 生涯学習課長 | 上田 浩 |
| そよう病院事務長 | 藤嶋 厚美 | 監査委員 | 志賀 美枝子 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事に入ります前に、11番、後藤議員より、昨日の一般質問について不適切な発言の訂正の申出がっておりますので、これを許します。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） おはようございます。11番後藤です。

昨日の一般質問におきまして、私は当たり前と思いましたが、感情的になりまして不適切な言動が随所に見当たりました。深くおわび申し上げます。

日程第1 議案第41号 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第41号「山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは説明いたします。

議案第41号、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月4日提出、山都町長。

提案理由です。新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当について、国に準じて特例運用するため、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

4枚目の添付資料をお願い申し上げます。感染症などの防疫作業に当たる作業手当について、このたび新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、人事院規則の一部改正が行われました。作業に従事した場合の手当額について特例運用が規定されたものでございます。上段の括弧の中に書いてございます。

町立病院を有します山都町におきましても、今後感染症患者及び感染の疑いのある患者の受入れ等も想定されますので、今回、国に準じて当該手当の運用の特例を規定するというものでございます。

運用例が下段のところでございます。特例運用の下のほうの上段と下段でございますが、それぞれの作業に応じまして日額の3,000円、あるいは4,000円というところでございます。新型コロナウイルス感染症対策に特化したものということで御理解を頂きたいと思っております。

2枚目に戻っていただきたいと思っております。一部改正の条例の分でございます。附則を御覧いただきたいと思っております。附則に3項、4項として追加されているというものでございます。

この条例は公布の日から施行し、人事院規則の改正内容と同じ令和2年1月27日から適用するものでございます。

3枚目は新旧対照表でございますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今御説明いただいた中で、これが適用されるのは病院従事者の方だけになるということでしょうか。これから、避難所等の運営に当たって、もしかしたら感染者の

方の対応をされることがあるかもしれませんが、そういうときには適用されないのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 山都町職員全員に適用されるものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第42号 山都町介護保険条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第42号「山都町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） おはようございます。それでは議案第42号について御説明いたします。

議案第42号、山都町介護保険条例の一部改正について。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月4日提出、山都町長。

提案理由です。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行され、消費税率が10%に引き上げられたことに対する低所得者に係る介護保険料の軽減強化が図られたことに伴い、新たな基準を定める必要が生じました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、第1号被保険者に係る介護保険料の減免を図る必要があります。以上のことから、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

今回の改正につきましては、改正しなければならなくなった原因が2点ございます。

まず、1点目について御説明いたします。提案理由でも述べましたとおり、介護保険法施行令と介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令のそれぞれの一部を改正する政令が、本年4月1日から施行されました。また、昨年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたところですが、ただいま申しました政令は消費税率の引上げによるものを財源として、低所得者の介護保険料の軽減を拡充するという内容になっております。

資料1を御覧ください。具体的な軽減幅を段階ごとに表に記載しております。介護保険料は所得に応じて9段階に設定されている中で、軽減されるのは、第1段階から第3段階までの低所得者の部分です。昨年度も同じ内容の政令が施行され、既に2分の1の減額幅による軽減を行っているところです。

今回の改正による段階ごとの保険料基準額に対する割合は御覧のとおりでございます。第1段階では基準額の8万4,000円に0.3を掛けまして、年額が2万5,200円、第2段階では年額が4万2,000円、第3段階では5万8,800円となります。

改正文に戻っていただきまして、1ページを御覧ください。題名の下の3行目から9行目までが、ただいま御説明しました部分による改正です。新旧対照表のほうが分かりやすいかと思えます。

次に2点目です。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入の減少が見込まれる場合などにおいて、保険料の減免を行う必要がありますので、これに伴い改正するものです。この新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免については、本年4月7日、政府において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されまして、感染症の影響により一定程度収入が減少した方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の減免を行うとされたことに基づくものです。

改正文の1ページ、中ほどに、附則に次の3項を加えると記述しているところから、以下第6項において減免を行う対象と要件、次のページの第7項において申請書の提出期限の特例、それから、第8項において減免を行う場合の割合を規定しております。

まず、減免を行う対象と要件につきましては、改正文の2ページ目、最初の(1)の新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡したり重篤になった場合です。第1号被保険者とは65歳以上の被保険者です。それから(2)の新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次のアとイの条件のいずれにも該当する場合です。一つ目の主たる生計維持者の死亡や重篤の場合は、保険料額の全額を免除します。二つ目の事業収入などの減少が見込まれる場合は、下の第8項の(2)の3行目の算式に基づいて計算した金額を減免することになっております。資料2を用意しておりますので、改めて御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(工藤文範君) 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤文範君) 質疑なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「山都町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 山都町税条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第43号「山都町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） おはようございます。議案第43号について御説明いたします。

議案第43号、山都町税条例の一部改正について。

山都町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月4日提出、山都町長。

提案理由です。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するため、地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が4月30日に施行されました。これに伴い、本町においても町税の徴収を猶予することをはじめ、その他特例措置を講ずるため、山都町税条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

改正文を御覧ください。今回の改正は、第1条と第2条の2条立てとなっております。第1条による改正が1ページの下から2行目まで、第2条による改正が1ページの下からとなっております。

今回の主な改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税法上の措置としまして、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、イベント等を中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応でございます。

お手元に資料をお配りしておりますが、新旧対照のほうが今回分かりやすいかと思っておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。改正文の次に新旧対照をつけております。

まず、1ページをお開きください。第1条による改正の新旧対照表でございます。右側のほうが改正後の案になります。第1条による改正について御説明いたします。

まず、読替規定の第10条でございます。今回、地方税法において、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営環境にある中小事業者を支援するとして、附則第61条と第62条が定められましたが、この2条を加える改正でございます。

附則第61条につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減するというものです。具体的には厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1、またはゼロとするものです。

要件としましては、令和2年2月から10月までの任意の3か月の売上が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している分については2分の1、50%以上減少しているものについてはゼロとなっております。

附則第62条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるとともに、適用年限を2年延長するというものです。

次に、第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例を規定しているところでございます。

3ページをお開きください。第24項につきましては、現在の規定で決まっている部分でございます。その次、25、26は逆ですが、第27項につきましては、法附則第62条を新たに加えたことによる規定の追加となっております。第24項のほうで生産性の向上に取り組むべき業種として、同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業に供する場合、機械装置にあつては割合をゼロとしております。第27項につきましても同じくゼロとした規定でございます。

次に、同じく3ページの第15条の2、軽自動車の環境性能割の非課税につきましては、軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

4ページをお開きください。今回の改正で地方税法において新たに附則第9条が定められ、このたび創設されました新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について規定してあるところです。

お手元の資料を御覧ください。両面刷りになっておりますが、納税猶予の特例についてのほうを御覧ください。特例制度について概要を記載しております。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に減少があり納税が困難な方を、無担保・延滞金なしで1年間町税の納付の猶予をするものです。

対象となる方は、①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。この①と②いずれも満たす納税者が対象となっております。

対象となる町税ですが、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人町民税、法人町民税、固定資産税などのほぼ全ての税目が対象となっております。

申請期限です。法令の施行から2か月後、令和2年6月30日まで、または猶予を受けようとする町税の納期限のいずれか遅い日までとなっております。既に納期限が過ぎている未納の町税に

つきましても、遡ってこの特例を利用させていただくことができますが、令和2年6月30日までの申請が必要となっております。

申請手続としましては、申請書のほか、添付書類として収支の状況等が分かる資料の提出が必要となっております。

第23条、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等につきましては、ここでは徴収猶予の特例について、新しく地方税法に定められました法附則第59条第3項の準用規定による整備をしています。

第1項におきましては、現行の徴収猶予について申請書の提出があった場合、申請書または添付書類に不備もしくは不足があった場合、訂正もしくは提出期限は地方団体の条例で定めるところとされておりますが、本町では20日と定めておりますが、この特例においてもこの規定を準用するというものです。

第2項につきましては、前段のほうは町税以外で町が定める徴収金に滞納がある場合は徴収の猶予を取り消し、一時に徴収することができるという規定でございます。後段につきましては、徴収猶予の取消しの要件として法定要件が地方税法で定められておりますが、さらに地方自治体が別に要件を付け加えることが認められております。そうした場合も徴収猶予の取り消しができるという規定でございます。本町におきましては、現在のところ独自の徴収猶予の取消しの要件というものは定めておりません。

ページをめくっていただきまして、次に第2条による改正について御説明いたします。まず3ページをお開きください。第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例でございます。

政府の自粛要請を踏まえて中止された文化・芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等がチケット代の払戻しを受けない場合に、入場料の一部が所得税における寄附金税額控除の対象とされたことに伴いまして、個人の住民税においても寄附金税額控除の対象とするものでございます。これは新たな制度の創設となっております。

寄附金控除の対象となりますのは、イベントの主催者が文化庁やスポーツ庁に申請し指定を受けたイベントとなっております。

4ページをお開きください。第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じるものでございます。

具体的には、住宅ローン控除の控除期間の13年間の特例措置につきまして、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、入居が特例の期限となっております令和2年12月31日に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得の契約を行うなど要件を満たしている場合は、令和3年12月31日までに入居できた場合に住宅ローンの控除の適用期間の特例を適用できるとするものです。

1ページをお願いいたします。第10条の読替規定でございます。追加する部分は、法附則第63条または第64条を追加する規定となっております。

ただいま説明申し上げました3ページの第24条と4ページの第25条につきましては、申請された状況でございます。地方税法で言いますと、地方税法の一部を改正する第1条におきまして、第61条と第62条が新たに加えられ、第2条におきまして法律の改正、第1条の改正、第2条による改正により、新たに附則第61条と第62条として付け加えられました。いわゆる法律の改正による条項のずれによるもので、第1条での第61条を第63条に、第62条を第64条にするものでございます。

3ページをお開きください。第10条の2、第27項につきましても、法律の改正による条項のずれにより、附則第62条を附則第64条にするものでございます。

以上で議案第43号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少された方に対するこういった税制の猶予制度というのは非常に重要で、社会にとってはありがたい制度だと思っています。

それでちょっと質問なんですけれども、町税の様々な猶予であったり、軽減だったりという制度というふうに伺っていますが、今年度の税収がこれによって山都町としても減ることを予測されると思うんですが、そういった部分に対する国からの支援措置と申しますか、バックアップみたいなものは用意されているのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 今回の特例につきましては、この措置に伴う減収につきましては新たに創設されます新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これはまだ仮称ということになっておりますが、これにより補填をするということで通知のほうでは書いてあるところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） なかなか中身が難しい形でありますけれども、これは国のほうが4月30日に施行されたわけですね。そして、税の場合はあくまで個人の申請ということで、6月30日までの申請をしてくれということになっておりますけれども、期間的な余裕はあまりないわけですね、はっきり言いまして。

この前、臨時議会で専決処分をしたんですけれども、こういう形のやつは早めに専決処分をして、そして6月までの期間が実際ないわけですので、早く施行しなければいけないというふうに私は考えるわけです。どうしてもこういう条文は中身を変えたりとかそういうことは実際、国の法律と照らし合わせてするわけですからできないわけですので、速やかにやっぱり専決処分でもして、当該年度にすぐ間に合うような形を取ってもらわなければ、住民に対していけないんじゃない

ないかなというふうに考えます。

それで、これが一応6月30日までに申請をしなければ減免の猶予とか、そこ辺りがないような形になりますけれども、そこ辺りの住民に対する広報といいますか、そのやり方をどのようにしたが一番いいのかを、考えておられることを教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。6月30日までに申請をしていただく部分につきましては、既に納期限が到来しているものについてを、法の施行が4月30日で行ったので、法の施行から2か月後までは遡って猶予の申請ができますという定義でございまして、今月、令和2年度分の町税の納付書を発送いたしますけれども、その分につきましては、それぞれの月分の納期限までに申請をしていただければ、該当できればその猶予を認めていくということでございます。

申し訳ありません、ちょっと説明が悪かったかと思えます。遡ってできるのは平成31年度分に係る分ということになります。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） すみません、なかなか期間がない中で、納税通知あたりもすぐ送らなければならぬわけでございますけれども、先ほど一番最初に言いましたけれども、こういう形でのすぐ施行しなければならない条例関係は、やっぱりそのときに早くして、6月当初から納税通知あたりを送るような体制を取っていかねばならないというふうに考えます。

実際4月30日に国のほうで法律が施行されたわけでございますけれども、条文がすぐできないというのはあるかとは思いますが、この条文が実際できたのはやっぱり、5月の末でないとできなかったわけでしょうかね。もっと早くそこ辺り起案をして専決でもするような、後からんとがたしか5月1日付で専決がされとったと思えますけれども、臨時議会の中で。そういう形でのやり方というのはちょっと考えていかねばならないというふうに思えますけれども、どぎゃんふうに思えますか。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 議員おっしゃりますとおり、住民の福祉を考えますならばもっと早くに、4月30日に施行されておりますので、早めに議会のほうに提出をさせていただく必要があったかと思えますが、今回は一応広報を先にしてくださいという国からの通知で、施行が決まったらということで、ずっと文書は来ていたんですけれども、広報を先にしてくださいということで、ずっと文書が来ておりました、準則のほうが届くのがちょっと遅かったということもありまして、事務のほうが遅れてしまった次第です。

住民の皆さん方には大変御迷惑をおかけしますけれども、5月の広報で一度、組長回覧ということではありますが、一度お知らせは入れさせていただいておりました、今月発送します個人宛ての納付書と一緒に、改めて今回の制度についてのお知らせを同封させていただいております。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 添付書類としては収支の状況が分かる資料の提出が必要ということですが、今は持続化給付金とか、同じ月の前年と今月の売上台帳を持って行かなんとかあって、とても申請に困難で、よくお尋ねになられますが、これが申請主義ですので、恐らく何かそこら辺りで手間取って面倒くさいとか思われると思いますが、いつか熊日新聞に載りましたこのコロナウイルスの対策によっては、町が全部、何ですか、こういう人だけじゃなくて、全員に猶予をするとか、いろんなパターンがありましたけれども、本当にこれで2割以上の減少している方全員が救済されるのかというのがとても心配なんです、その添付書類等はどんなものを用意して行かなければならないでしょうか。

多分これからたくさん皆さんから、私たちも説明を求められると思いますので、今分かっている資料等の提出の内容が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。今回の申請につきましては、手続を極力簡素化した上で、申請者の置かれた事情に配慮して、迅速かつ柔軟な対応を行うということになっております。減少した資料として、預金の通帳でありますとか、売上台帳でありますとか、そういう減少になったということが分かるような書類でして、これでない駄目ですというではありませんが、それが分かるような資料を添付してくださいということになっております。

ただ、事情によりそういう添付書類が提出できない場合におきましては、聞き取りでその申請書に書いていただく、もしくは記載が難しい方につきましては職員のほうが代筆をしてということで、必ずしも添付書類がそろっていなくても、申請される方の申し出によって申請書を作成して、おおむね20%ということになっておりますので、個別の状況を勘案しながら対応していくということになっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「山都町税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第44号「山都町税等の減免に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは議案第44号について御説明いたします。

議案第44号、山都町税等の減免に関する条例の一部改正について。

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月4日提出、山都町長。

提案理由です。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、被保険者に係る国民健康保険税の減免を図るため、山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次ページをお願いします。改め文でございます。本条例改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して国民健康保険税の免除等を行うこととされ、財政支援の対象となる保険税の減免の基準について示されたことを受け、現行条例の改正を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、お手元に配付の議案第44号資料を御覧ください。

まず、対象となる世帯から説明いたします。区分が二つございます。（1）新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な重症を負った世帯。（2）新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯ということで、ア、事業収入等のいずれかの減少額、保険金や損害賠償等による補填されるべき金額を控除した額が、前年の事業収入等の額の10分の3以上であること、イ、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、ウ、主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることでございます。

次に、減免の対象となる保険税ですが、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限に係る保険税となっています。

次に減免額です。対象となる世帯のうち、（1）に該当する場合は全額免除です。（2）に該当する場合は、そこに記載してあります算式により算出した金額となります。具体的には、表1で算出した対象保険税額A掛けるB割るCに、表2の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合dを乗じた額になります。

なお、算式中A、B、C及びdの記号の意義は、それぞれ表1、表2に記載の定めのとおりでございます。

その下、（注1）（注2）につきましては、ただし書のようなものでございます。まず（注1）です。新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業を廃止し、または失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合は10分の10とします。（注2）です。

会社の都合等による離職などで、国民健康保険法施行令に規定します非自発的失業者に該当する方は、現行の非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減制度を適用し、前年の給与所得を100分の30とみなすことにより、保険税の軽減を行います。

なお、資料の裏面に、子育て世帯をモデルにした事例ごとに減免額を載せていますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは新旧対照表を御覧ください。附則において、今説明しましたところの国民健康保険税の減免について、第4項から第7項まで新たに条文を加えております。

改め文の最後のページをお願いします。附則です。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第7項までの規定は令和2年2月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「山都町税等の減免に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 令和2年度山都町一般会計補正予算(第3号)について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第45号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第45号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳出から説明をいたしますので、19ページをお願いします。

今回は、人件費の部分につきましては、当初予算編成後の人事異動に伴う補正も行っているところですが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、全ての款で省略をしたいというふうに思いますので、御了承いただきたいというふうに思います。

まず、1款1項議会費でございます。新型コロナウイルス感染症の現状において、議員研修費及び正副議長費の研修費の減額を行うものでございます。皆様方より予算の有効活用の申出があったものというものでございます。

20ページをお願いします。2款1項5目総務管理費の財産管理費になります。総務費の財産管理費です。九電架線に支障となります町有林の伐採補償金が入りましたので、分収契約に基づきまして、大川造林組合へ負担するものというものでございます。

22ページをお願いします。12目地域振興費は宝くじ社会貢献広報事業として、地域コミュニティ維持に必要な備品、あるいは施設整備に対する助成金でございます。今回は御岳自治振興会に対しまして、テント購入、あるいはエアコン整備等の事業に交付されるものでございます。

23目熊本地震復興基金交付金事業は、地域コミュニティ施設3か所、お堂でございますが、修復に対する補助金でございます。

27ページをお願いします。3款1項12目のプレミアム付商品券事業でございます。事業実績に伴いまして精算が終了し、補助金368万5,000円を返還するものでございます。

28ページをお願いします。2項2目の児童措置費です。町民の方で、町外の認可外保育施設利用に係る補助金44万4,000円でございます。国2分の1、県4分の1、町4分の1での負担でございます。実績確認により支払いということになります。

3目児童福祉施設費は、11節に役務費として、閉所いたしました小峰へき地保育所のエアコンを、馬見原保育園に移設する経費を計上しております。

30ページをお願いします。4款1項6目環境衛生費では、上水道、簡易水道に属さない、いわゆる地域運営水道への助成金でございます。島木小司原地区の水道整備事業補助金として、事業費の70%に当たります973万2,000円を交付するものです。

32ページをお願いします。5款1項3目農政費です。県の補助事業として採択されました農業用ハウス強靱化事業、筋交い等の増設でございますが、5件の220万8,000円。農事組合法人たおこの機械導入に対しましての補助金199万5,000円というものでございます。

13目中山間地域総合整備事業は、県営事業採択を目指しまして、事前に受益地の基礎調査を行うものでございます。御岳地区、上川井野地域でございます。委託料412万2,000円を計上しています。

33ページです。2項2目林業振興費は県補助金として、緑川森林組合が行います山林の境界確認事業に対する追加補助55万円でございます。

34ページをお願いします。6款1項4目観光施設費です。町の指定管理施設9か所に対する指定管理料の追加をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために町が休業要請を行いましたので、減収分に係る管理料の調整を行ったものでございます。

その下のそよ風パーク排水路付け替えにつきましては、排水路の一部がJ A阿蘇が所有する土地を通過していましたが、その土地の売却に伴い、新たな地権者の方から撤去の申出があったものでございます。設計費33万円と工事費554万9,000円をお願いするものでございます。

36ページをお願いします。7款の土木費でございますが、2項7目の社会資本整備総合交付金事業、通称社交金事業と申しますが、今回国におきまして事業の組替えが行われまして、道路、橋梁の維持管理事業が独立したというもので、12目に新たな事業科目を設けたものでございます。事業経費の調整を行い、起債の調整も併せて行ったものでございます。

37ページをお願いします。4項4目の住宅建設費です。寄附を頂きました下市ひろばに町営住宅を建設する手法として、PFI方式を採用したいと思っておりますので、その支援業務委託料として1,710万円を計上したものでございます。

次のページをお願いします。高速道路対策費です。蘇陽高千穂間の整備促進期成会への追加負担金46万2,000円でございます。

39ページです。8款1項2目非常備消防費では、消防団の機能強化に係る補助事業が採択されたものでございます。

10節需用費は、切り傷防止用の手袋、それから17節備品購入費は、発電機、投光器それぞれ3台を整備するものでございます。国の3分の1補助でございます。

次のページをお願いします。4目災害対策費です。指定避難所に災害時に活用できる特設公衆電話を整備するために、引込み電柱や施設内の配管及び貫通孔の工事を行う経費でございます。5か所分です。配線につきましてはNTT負担で行われます。残りの9か所は既設の配線で対応可能というものでございます。

41ページをお願いします。9款1項3目の教育振興費でございます。まず、いじめ防止推進事業につきましては、県の指導によりまして、矢部中学校への助成から教育委員会主体による事業実施に変更することとなったものでございます。補助金からそれぞれの経費への組替えを行うものでございます。

42ページの道徳教育研究推進校事業助成金は、清和中学校に交付されるものでございます。

2項の小中学校費と3項の中中学校費におきましては、長期の休校となり、従来の夏季休暇期間を活用した事業実施となりますので、国の交付金事業を活用してエアコンの設置を行うものでございます。

2目学校振興費で、中学校3年生を対象にした英語検定受検料の助成を行うというものでございます。町、県それぞれ3分の1を負担をするものでございます。

44ページをお願いします。9款4項の社会教育費です。5目の文化財保護費です。高畑年祢神社の神楽で使用しますふすまを新調するものでございます。町の2分の1補助となります。

13目通潤橋保存活用事業につきましては、通潤橋周辺の支障木を伐採するものでございます。

45ページをお願いします。5項2目の体育施設です。中央グラウンド南側を通ります町道長原後谷線の用地測量の委託料550万円をお願いするものでございます。

10款の災害復旧費です。2項2目過年度土木施設災害復旧事業費におきましては、道路災害復旧工事におきまして、設計変更による土地購入費及び土地登記の手数料を計上しているというところでございます。

46ページ、13款の予備費は調整でございます。

47ページ以降は給与費明細でございますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。次に歳入を説明しますので、15ページをお願いします。

歳入につきましては、16款の国庫支出金から18款財産収入につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので、省略をさせていただきます。

17ページの繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金として5,726万5,000円を計上しております。

23款の町債は、事業間での調整を行ったものでございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いします。第2表の債務負担行為の補正でございます。歳出予算で説明しました指定管理料の追加分を施設ごとに11ページまで記載しているものでございます。

12ページの地方債の補正は、7款土木費に係るものでございます。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億6,800万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。

令和2年6月4日提出、山都町長です。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第45号の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 41ページ、教育振興費のところでお尋ねします。このいじめ防止関連のこの事業ですが、矢部中学校がその指定を受けているという話でしたが、この中身について、もうちょっと御説明を頂ければというふうに思っています。特に、その全国いじめ問題子どもサミット旅費というふうなものもございしますが、これが、どこで、このような時勢のときに、これが行われる予定があるのかということとかですね。それから、この学校生活アンケート調査委託料というのは、このいじめに関するっていうことのものなんですね。昨日の御質問のときに、このコロナ系の子供たちの生活についてのアンケートを取られるという話もありましたが、これとは別物、このいじめに関するものというところの確認をお願いします。

それから、このいじめ防止推進事業施設旅費、このページ全体にかかってくる、このそれぞれ

の、もうちょっと詳細を教えてくださいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 全国の旅費については、1月に、今のところ東京で開催される全国いじめサミットに係る旅費でございます。これが旅費の主なものでございます。13万円を、矢部中の生徒が2人行く予定でございます。ただ御指摘のように、コロナの感染状況によっては中止になる可能性がございます。

続きまして、12節の委託料、学校生活アンケート調査委託料ですが、昨日説明申し上げました調査とは別のものがございます。これについては、指定を受けております矢部地域の小学校の5・6年生120人を対象に、いじめに関する実態の調査、意識の調査を行うものでございます。全部で120人を想定しております。

その他、10節で印刷製本費として20万円組んでおります。これについては、本年度が2年目の最終年に当たり、研究発表を掲載した冊子、研究の紀要というものを250部作成する予定でございます。その分の印刷製本費でございます。

13節の使用料及び賃借料で、いじめ防止推進事業、施設委託料を組んでおります。これについては、小中学生20人が豊野少年自然の家を利用しまして、交流を図るとともに、いじめ防止について意見を交わすという内容でございます。

概要は以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 5番、興梠です。1点ほどお伺いしたいと思います。

ページの36ページです。土木関係でございますけれども、橋梁の保守点検、設計、点検委託料等々が含まれております。これは長寿命化関係の平成二十五、六年頃から始まった事業であると思っております。その橋梁点検の進捗状況といいますか、何橋ぐらいあって、どれぐらいの点検が終わって、これから、調査設計委託入れて、補修を入れていかなくはなりません。結構な金額になってまいりますので、そこら辺のちょっと内容を建設課長のほうから示していただければというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。今、興梠議員言われました橋梁点検につきましては、確かに長寿命化の事業でございます。これにつきましては、平成26年に、道路法の改正に伴いまして、市町村が管理する橋梁、トンネルについては、5年に1回の点検診断が義務づけられました。これを受けまして平成26年度から30年度までに第1回目の診断を行いまして、山都町には、橋梁としまして339橋、それと16のトンネルがございます。その結果、1回目の診断を受けまして、異常なしと、橋梁につきましては205の橋が異常がないという診断でございます。

なお、点検の結果、予防の対策が必要という橋が127、それと、早急に急ぐ必要があるのは7

橋ということで診断が出ております。

また、その結果を受けまして、平成29年度から、補修が必要と診断されました6の橋と一つのトンネルについては補修、振替等を行っております。

また、本年度予定しておりますのは、第2回目の診断ということで、点検診断調査を72の橋、補修を上鶴2号の橋を補修の設計及び建て替えを二つ予定しております。

また、確かに言われましたとおり、長寿命化をしておかなければ架け替えの時期が集中して単年度で予算が必要になってくるということで、早め早めに長寿命化を図ってその分散化を図るのが重要でございますので、今後ともやっぱり点検を受けながらまた、補修していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） はい、2点お願いします。

まず、1点目が37ページです。一番下の住宅建設費で、定住促進住宅PFI事業を支援事業委託料ということで計上されているんですが、PFI事業の支援業務、具体的にどういった内容になるのかお示しいただきたいと思います。

もう1点ですが、43ページになります。学校振興費の中の英語検定チャレンジですが、中学3年生対象というふうに説明があったんですけども、中学3年生ほかの学年は、これは英検は受けられないとか、対象にならないということなのでしょうか。もう一度御説明いただけたらと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。今言いましたPFI事業でございますけれども、先ほど総務課長のほうからありましたとおり、下市の町有地のほうに町営住宅を建設するという計画でございます。これにつきまして、従来の町が設計、建設までを発注する方式と、民間のほうから提案を頂く方式ということで検討しまして、PFIの事業の方式を取ることになっております。

今回、1,710万円委託料を含んでおりますけれども、主な内容としましては、実施方針、いわゆる町が民間に対してどういう住宅を建ててもらいたいというような実施方針を作成する必要があります。それと、選定の支援並びに募集条件等をその中で決めていく必要があります。

また、選定に当たりましては、外部の方も入れまして、選定委員会等も開催することがございますので、その辺の開催の支援と、また、基本協定の作成、それと今回は民間事業ということでございますので、いろんな問題が想定されるということで、その中では弁護士費用等も入れるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長。嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 英検についてお答えします。もちろん、中学1・2年生も英

検自体の対象ではありますが、本補助事業については中学3年生だけに限定させていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 37ページの住宅建設費についてです。

先ほど話がありましたけども、PFIということで初めての試みと思えますけども、これ私も見てみまして、場所も知っておりますが、これ、面積がどれだけあるのか、それに何戸あたり予定されているのか、今からの調査次第ということなのでしょうか。その辺をちょっとお知らせください。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。まず、面積のほうでございますけども、全体で2,273平米でございます。その中に、駐車場であったり、駐車場は今の時代ですから、1戸当たり2台を確保する必要があるのかなというふうに考えております。

それと、進入路等を計算しますと、大体10戸から15戸程度の建設が可能ではないかというふうに考えております。今現在では、まだ、区画等の検討を今からつくるんですが、戸数としては、10から15戸を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今の件で、これ、2階建てということで理解してよかですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 申し訳ございません。一応町のほうで概算、当初町からの事業とPFI事業を比較したときは、平屋じゃなくて、2階建てで計算しております。2階建てのほうやっぱり、面積を有効に使ってコストが確保できるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 3点お願いします。

27ページのプレミアム付商品券事業で、たしか予算は500万円だったか600万円だったかと思うんですけども、それに対して、半分以上の交付金返還となっております。これは、消費税が10%にアップされるときに低所得者支援としてされた事業だと思いますが、なぜ半分近くの返還になったかということの検証というか、それをお願いしたいと思えます。

それと、34ページの観光施設費での委託料ですけれども、先ほどの説明では、休業要請をしたのでその補償という形での管理委託料の増額ということでした。休業要請には補償がない中で誠実な対応されるなというふうには思えます。ただ、そのときに、じゃあ休業要請したそよ風パー

クにはそれはないのかというふうな疑問が起きます。するべきではないかなという思いと、それと、いろんな事業をされている中で、コロナ感染対策の経済対策で、持続化給付金とか雇用調整助成金の申請を各事業所されているかどうかということも併せてお尋ねしたいです。

それと、42ページと43ページに、小中学校のエアコン設置費用を計上してあります。ずっとお願いしてきましたので、この夏休み期間中、子供たちが勉強しやすい環境をつくっていただくということで大変ありがたいと思っていますが、全校というか、全普通教室にこの段階では設置できないというふうに聞いていますので、どこまで設置ができて、その次の段階のキュービクルとかの調査をされて、次、全部の普通学級に設置ができる予定というか、見通しのほうをお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、プレミアム商品券についてお答えしたいと思います。これは、消費税増税による非課税世帯と子育て世帯への負担軽減と地域経済の喚起を目的にされたものです。本町では対象者が、非課税世帯が2,702世帯の4,161人、子育て世帯が241世帯、合計で4,402人いらっしゃいました。これが最大お一人、2万円出しまして2万5,000円の商品券を購入できるという、5,000円お得という商品券でございました。対象者の全ての方が最大2万5,000円分を購入された場合は1億1,005万円の効果があったと見込まれますけれども、実績としまして、換金がなされたものが2,231万5,000円ということで、20%の流通率にとどまりました。取扱い店舗も、町内108店舗登録がなされたんですけども、実際に換金が行われたのが89店舗ということでございました。その換金額の上位も、矢部地区内の大型のスーパーとか、ドラッグストア、ホームセンターなどの5店で、全体の約55%の換金がなされたということでございます。

補助金についての精算でございますが、プレミアム分につきましては当初、1,565万円でした。実績が450万5,200円ということで、こちらは実績により交付請求をしております。

今回、償還になりますのが、事務費分でございます。当初が852万1,000円交付を頂いておりましたけれども、このような20%ぐらいの利用がなされたということで、事務費を精算しまして、差引き超過交付分の368万5,000円をお返しするという手続になりました。

もともとが非課税世帯、子育て世帯というところで、購入しなければならないというところがネックになりまして、なかなか利用がなされなかったものと推察されます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、指定管理施設の委託料の件でお尋ねございましたけれども、そよ風遊学協会につきましては、4月の時点で、5月末、31日で事業停止ということが決まりましたので、その時点で予算を計上しないということにしたところでございます。

それと、持続化給付金等の申請はいかがかということでございましたけれども、持続化給付金の申請については、通潤山荘、虹の通潤館ですね。会社名としては虹の通潤館、それと文楽の里協会、それと観光協会、服掛松キャンプ場については申請をしているということで確認をしております。すいません、その他については確認をしておりませんので、また後ほどお知らせをした

いと思います。

それと、雇用調整助成金のほうですが、こちらのほうも、虹の通潤館、それと文楽の里協会、観光協会については、雇用調整助成金の申請を行っている。ほかの服掛松キャンプ場、井無田キャンプ場、青葉の瀬、緑仙峡、猿ヶ城については、休ませていないので申請しないという施設もございます。あと、申請をされてない施設もございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長。嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） エアコンの計画についてお答えします。全小中学校の普通教室と特別支援学級のエアコン設置を目指しております。既存の電源で対応できない箇所については現在、仮設電源、発電機や電線からの臨時電源を含めて検討をしているところでございます。

なお、電源のキュービクルという電圧の機械があるんですが、これを取り替え、または新設する必要がある学校については、今後、必要な検査を行った上で整備費を精査し、キュービクル整備の予算を改めて要求する計画でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） プレミアム付商品券については、やはり最初、購入をしないといけなかったの、低所得者の方にとっては、その元手がないんだというお話も聞いていましたので、言われるとおりの結果だったのかなと思います。

今後、このような事業をされていく、だから、反省として、町のほうからも、こういう制度のときには、もう現金給付のほうがいいんだとかですね、何というのかな。簡単といいますか、事務としても簡単でありますし、そういうふうに要望していただければと思います。

それと、エアコンについてもう一つお尋ねですけれども。ということは、最初の説明だと、全部を一遍には普通教室、入らないということでしたが、仮設電源等を使って、全部一遍に入ることになるのでしょうか。やっぱりキュービクルの変換、取替えとかがあって、一部、後からの取付けになるという学校もあるというのは、そのままでしょうか。

それと、先ほどの債務負担行為でのそよ風パークへの追加をしなかったというのはちょっと納得ができません。休業要請していたわけで、5月末までは事業はしていた、そよ風遊学協会という会社は存在していたわけですので、やはりそれはそれとしてお支払いするべきではないのかなというふうに思いますが、重ねてその辺りについてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） エアコンの設置時期でございますが、現在、キュービクルの取替え前に、仮設電源で対応できないか検討しているところでございます。キュービクルについては、正式な電源ですので、その後、正式に、また予算をお願いして整備を進めていきたいと思っております。キュービクルができるまでは仮設電源で対応できないか、今検討を進めているところでございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほどと同じ回答になりますけれども、4月27日の取締役会で、5月末に事業停止ということが決定しておりましたので、予算のほうは計上しておりません。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほど、持続化給付金とか雇用調整助成金についての申請をされているところは一部であるというふうに言われましたが、ほかの小さな事業体も、何ていうかな、できる権利があるとするだけの収入減があるとすれば、ぜひ進めていただきたいと思うんです。

これを申請するのがすごく面倒で難しいというところもあるので、それができにくくて、もしされていないということであれば、余計に聞き取りをしていただいて、ぜひ支援していただきたいと思います。頂けるものはちゃんと頂いて、事業していただきたいと思いますので。その辺はいかがですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 新型コロナウイルス感染症に伴います支援制度について、国の個別の事業、それと県の事業もごさいます。それと町の事業もごさいますので、ちょっと遅くはなりましたけれども、6月19日から7月17日までの間で、当面ちょっと5日間、申請サポートということで、商工会等、山の都創造課のほうで一緒になって、商工会本所、それと清和支所、蘇陽支所で、申請サポートの個別相談会を開催するようにしております。

防災無線等でも、これから無線放送をさせていただきたいというふうに思いますし、指定管理施設だけではなくて、申請をされていらっしゃる小規模事業者の方にも、ぜひ来ていただいて、申請のサポートをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今のそよ風パークの指定管理料の件なんですけど、もともと、これを出された説明が、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う指定管理施設への休業要請に伴うものですので、当然ここは払うべきだと思います。いずれにしても2か月分、4、5で、あとの10か月分は返還しなさいということなんですよ。この4月、もともと、事前説明があったときには、1か月分という算定でしたよね。過去3年間の平均を取って、12で割って1か月分をあげますということでしたので、これは当然に、会社は5月31日で閉まるとなっても、あげるというか、支給するのは、この4月分のコロナに対する、新年度分ですからね。例えば4月、5月、その間の支給するわけですから、パークが先々もう止まるという話合いがあつたにしても、これは、支給するのが当然です。

ですので、これは、会期がまだありますので、しゃがむに今日、ここを通さなくても、しっかりまた、補正予算づくり直して提出していただきたいと思います。

それから、清和物産館の管理委託料なのですが、そもそも清和物産館は、事業収入で営業するというので、町は、清和物産館とは協定を結んでいます。指定管理料は発生いたしません。なので、ここで指定管理料を払うのはおかしいです。

ただ、コロナウイルスで、収益というか、なかったのは事実ですので、例えば、補助金、助成金で手当てするというのが本来の組み方じゃないかと思います。そもそも町は、この物産館とは、先ほども申しましたように、指定管理料は払わないと協定をしています。なので、ここで払うのはおかしいです。ですから、言いますように、やらないわけにはいきません。同じように痛みを伴っておられますので、助成金か何かほかの項目で出すのが当然じゃないかと思いますが。

先ほど総務課長が説明されました債務負担行為補正の中には、なぜかこの今のが抜けてると思いますが、入ってません。その説明を求めます。支出で出しておきながら、債務負担行為を出してない理由です。

それから、その過去3年間の算定基礎をされるときの年度というのが、平成25年度から27年度でございます。通常は直近ですから、平成29、30、31でしょう。よくよく私のほうで考えてみましたら、例えば猿ヶ城キャンプ場は、昨年度は営業ができませんでした。できないというよりも、キャンプ場を開村しなかったということです。なので、平成31年度はカウントできないので、例えば猿ヶ城キャンプ場だけは、平成28、29、30の3年間の平均を取ってもよかったんですが、なぜにこの4年も5年も前の25年から27年の平均を取ったのかというのもお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほどのプレミアム商品券なのですが、なかなかこれは人気が悪くて、本当にお年寄りが、「こんな手紙が来たばってんが、これは何かせにやあいかなとだろうか」って。もともとそもそもの意味が、とても小さい字で、お年寄りには何か優しくないお手紙でございました。ですから、「いやいや、こういうふうにして、これだけお買物をすると、これだけお得しますよということですので、もしそうならば、若い人たちが帰ったときにでも申請書を書いてもらってしたほうが、お買物、どうせ1年間、何か買わなんけん、あるはずでしょう、こら使ったがお得なんですけどね」というお話はしたりしましたけども、やっぱり「金ば余計出さにゃんならなあ」と言うてですね、躊躇されて申請されなかったのが多数だったと思います。

そこで、先ほど対象者は、おっしゃいましたけれども、非課税世帯と子育て世帯の使用というか、あれ教えましたかね。非課税世帯と子育て世代の申請者数をもう一度お願いしたいと思います。あ、ですね。はい。

それと、41ページ、学校生活アンケート調査委託料なのですが、これ、いじめに対するアンケートとおっしゃいました。調査するのは結構でございますが、調査した後、これをどのようにされていくのか。調査ばかりしとっては、調査すれば何かの把握はできるかもしれませんが、それを今後どのようにして、いじめ防止ですから、いじめがないほうにされていかなければなりません、これ、調査結果をどのようにされていくのかをお尋ねいたします。

はい、以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、まず債務負担行為の件でございますけれども、債務負担行為というのは複数年にわたって、債務を保証するといいますか、負担をするという予算上の議決のことですので、今回は、コロナウイルスに、清和物産館と通潤山荘については、もともと指定管理料がございませんので、今回限りということで債務負担行為の設定の予算はついていないということになります。

それと、指定管理料の算定で、平成25年から27年の3年間にしたのはということでございますけれども、平成30年の選定のときにもちょっと御説明をさせていただきましたけど、平成28年の熊本地震の影響で、指定管理施設の売上げ等が、その地震の影響を受けて、平成28、29、30の数値については、通常の数値よりも売上げ等が減っている状態ですので、影響を受けていない25年から27年の数値で算定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） パークに指定管理料ばやらんだった。4月5月にやったらん。コロナのあれ。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの指定管理料については、先ほども申し上げましたけども、5月31日で事業停止ということでございましたので。

（「それは理由にならんでしょ。ここまで事業をしていたわけなのに。わかつとつとに」と呼ぶ者あり）

（自席より発言する者あり）

○議長（工藤文範君） ちょっと黙ってください。今、答弁中です。はい。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 予算のほうを計上しております。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 計上してございます、アンケートにつきましての御回答申し上げます。

これは、この研究して、昨年から矢部中学校区で、今年度に引き続きまで実施しておりますけれども、QUテストというテスト、一般的なアンケートは、今、心のアンケートとか、もちろんお金のかかるものじゃなくて、それぞれに出したり、保護者に出したりする、今の学校、コロナとか、学校再開とかそういった一般的にやりますアンケートとは別に、学級の様子、もちろん個人の回答を基に、その不安の要因を探るとか、あるいは学級がどんな傾向にあるのかとか、そういった集団性や、それに向けてのより望ましい集団をつくるための改善の提案とか、そういった、分析を基にした結果が報告されるような有償のテストでございます。本町では、一般的にはやっておりませんので、この指定の期間に、予算措置もありましたので実施しておりますし、またその研究の途中でございますので、今年度も実施するという事で予定をして、計画したところでございます。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） プレミアム商品券の申請者数のお尋ねでございます。

非課税世帯では、2,702世帯中756名の方が申請をされていらっしゃいます。子育て世帯では、

100%の方が申請をなされております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

回答がある。学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 調査をどうつなげるかということで、教育長がおっしゃったように、集団づくりともう一つ、学校は学習の場ですので、学習活動づくりというのを実施して、進めたいと思います。つなげたいと思います。その上で、児童が自分やほかの人の大切さを認め、豊かに学び合う人間性の育成を図っていくように努めます。もちろん指定校だけでなく、それを全町の学校につなげるよう、この調査を生かしていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 納得いく回答が、そよ風パークのことでですね。コロナウイルスで休業要請したからって書いてあるんですよ。で、今度出されるんですよ。もう廃業するって決まるとるけんやらんで、それはおかしいでしょう。だって、その工事をしたり、コロナで休まんだったから収入がないから金を借りようとしたけども、金は借りませんから廃業に向かったんですよ。休業要請もして。それがなければ客が来たかもしれん。でも、まあ世間一般、そういうふうな、国もみんな休業要請したから、そんなに来なかったかもしれませんが、これは一様にですね、町が指定した施設ですので、ここだけやらんというのはおかしいでしょう。4月、5月とですね、そこに手当てとして払うんですよ。それなのに今から精算していかなん。これ、少しでもあげたら、ちょっとどぎゃんか、精算にまたですね。債権者に少し払われるかもしれん。いずれにしても、これは町が返還しなさいって言ってますけども、返還の料金というか、指定管理料が少し減ってくるんですが、やはりこれは算定して支払うべきだと思います。

町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 藤川議員、西田議員からもありました。先ほど課長のほうから、これについては答弁したとおりであります。

今後、そよ風パークの精算等々につきましては、またいろんな部分で、皆さんにもお願いをせにゃん部分もあろうし、今回の決定はこのような形でお願いし、今後またいろんな部分で検討しながら、お願いする部分は、この部分についても、また検討した中でお願いする部分があろうかなという思いでございますが、今回につきましてはもう決定が、このような形で提案をしておるといふふうなことで御理解を頂きたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、6番議員のほうから、そよ風パークの話がありました。町長からも答弁がありました。しかしながら、やはり予算上は上げるべきなんです。4月、5月に、停止するとかせんとかいう話でなくて、休業要請したわけですので、予算上は上げて。返還するとか、

その話は別なんです。予算上は、やっぱりそういう要請をした以上は、上げていくというのは、私は6番議員の言うのは正しい数字見てあると理解しております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今回の件で質問いたします。私も、休業要請に対して、売上げが減って、その間の資金繰りというところを、何ていうんですかね、フォローするということで、この予算上がっていると認識しています。そういう趣旨のものであれば、そよ風パークについても、休業要請をしてその間営業してないわけですから、補償してあげるべきだろうと思います。

あと、この趣旨が、先ほどの山の都創造課長の御答弁を聞く限り、事業を持続していくために必要な資金繰りというふうにも聞いてとれました。その辺りをどのような名目といいますか、観点で予算立てられてるのかお伺いしたいのと、あと、いずれにしましても、そよ風パークについては、指定管理料の返還請求を出されるという説明を、昨日の御答弁でも聞いておりますし、指定管理料という枠でくくってしまえば、返還請求する際に、本来、休業要請に対する補償分も、4月、5月分の指定管理の中に上乗せして、相殺というわけではないんですが、返還請求の金額を決定されるという方法も取れないのかなと、今お話を聞いてて思った次第です。技術的にそういうことができないのかも併せて聞かせていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 指定管理料の算定につきましては、4月27日から7月7日までの休業要請に対して、その分を算定をさせていただきました。繰り返しになりますが、過去3年間の経費を平均して、1か月分を算出をしまして、休業中に、必要としない仕入れですとか、水道光熱費の部分を差引きさせていただきました。各施設に上乗せをするという形で計上させていただいたところです。

それと、そよ風パークの指定管理料の一旦払ってそれを相殺する形ということについては、もう既に、返還の通知はさせていただいているところでございますので、この金額については確定ということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 指定管理施設だけの対応ですが、商工会とか観光協会から、自分たちばかりなんかいいというような意見はなかったでしょうか。

公的ないろいろな補償の制度を使ってやればいいのかという考えかもしれませんが、民間からすれば、非常に納得がいかないものだろうと思っております。

それから、町営住宅等のPFIですか、それで予算を補正で組まれておりますが、そよ風パークの再開に対する予算は全く影も形もありません。もう1か月以上になりますが、何がどういふふうに進んどつとですかね。金がかからん仕事を今しよるといふことでしょうか。これこそ委託せにやんとだろうと思いますが、その辺の経過をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの直営で行う部分であったり、指定管理をお願いする部分であったり等の区分けを現在進めているところでございます。管理をしていただく人選もまだ決まっておられませんし、予算を計上する段階にないということで、予算のほうは現在上げてないというところがございます。急いで計上していきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 民間のほうからの何も意見はなかったでしょうか。その指定管理施設だけを町がするということ。

それから、何でもかんでも委託しなっとな、何てそう、今、いろいろなことは委託しなはらんとですか。不思議ですね。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 指定管理施設だけではなくて、ほかの民間の事業者の方からは確かに、指定管理施設だけに支援をするっていうことに対してはいろいろ御意見もございました。国のほうの持続化給付金とか、そちらのほうの支援もありましたし、しごと給付金という形で町のほうで独自に給付金を設定させていただいているところがございますけれども、そちらのほうを支援しますので、指定管理施設についても、休業要請に伴って減収した分を計上させていただいたところです。

○議長（工藤文範君） 何で委託せんか。はい。答弁させます。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 委託のほうについては、現在、人を探している状態でございます。施設の草刈り等の直営で行う部分について、今、人選を行っているところです。まだ、金額が固まっておられませんので、予算のほうはまだ計上していないというところがございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 委託を、そよ風パークをどうするかということを総合的に考える、分析して考えるって、それがでけんでしょう。でけんからそれを委託しなさいと僕は言いよつとです。でけんでしょう。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 総合的な、昨日もお答えしましたけども、何社か、そよ風パークのほうを見学に、視察に来られている業者もございますし、町の方針として、ここの部分を全体を委託するのか、分けて区分けをしてやるのか、その辺りの方針をまだ決定しておりません。そこを早急に決めて、委託するのであれば委託をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） この一般会計補正予算（第3号）については、やっぱりいろんな意見もありますし、この案件につきまして、昼の休憩時間を利用して、議会運営委員会をちょっと開

いてほしいというふうに思いますが、それを議長のほうで諮っていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ちょっと、委員長、お願いします。委員長、議運の委員長。お願いします、ちょっと。

ただいま、10番から意見がありましたけれども、このまま議事を進めます。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今のことは全く関係ないんですが、先ほどの学校の振興費の中で、中学校の英語検定チャレンジ、1番議員から御質問がありました。で、このチャレンジという名前を見れば、中学校3年生というわけではなく、私も思い返せば、中1のときから英検にはチャレンジしてまいりました。そういうふうなことの考えを膨らましていただきたいなど。何でこの中学3年生に限定しているのかなど。中学3年生が全部受ければこの21万2,000円ということの計算なんでしょうか。全ての中学3年生が受けるとも思えないし、中学3年生は受験等々でも非常に忙しい時期にも入っていて、果たしてどのぐらいの中学3年生がこの英検に毎年チャレンジしてらっしゃるのか。なぜ、2年生、1年生にこれを広げられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 英検チャレンジについてお答えします。まず、昨年度の実績からお答えします。令和元年度の実績として、町内3中学校の3年生89人のうち27人が受験しております。受験率は約3割でございます。

続きまして、本年度の予算についてですが、本年度の予算については、同じく、山都町内全中学校の3年生が全員受験という場合を想定して予算を組んでいるところでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、3年生の受験が約3割ですので、これの底上げを図るとともに、また、本事業が県の補助も活用しておりまして、県の補助上、中学3年生を対象するというので、町のほうもそれに合わせるような形を取っておりますが、今後、また、1・2年生についてどうするかというのは、次年度以降、検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） もう一つ、質問なり、お願いです。今のお考え、今の数字を聞けば、完全にフォローできるなというふうに思うわけなんです。本当に、3年生になって急にチャレンジするわけでもないし、これは、して、県のって、いつも感じます。国が言いました、県が言いましたということに倣っていくっていうだけでは、この小人数規模の山都町でできることはもっと幅広く、自腹でもこのぐらいのことはできていくんじゃないかというふうに思いますので、あまりそちら側の方向だけじゃなく、現場の子供たちのやる気を充実するために、ぜひ前向きにお考えいただきたいというふうに思っています。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。本町としても、英語については力を入れてやっていきたいと思っておりますので、本事業にかかわらず、子供たちの英語への熱意が上がるような取

組を進めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 一つ、学校教育のほうにお願いでございますけれども、昨日、ちょうど矢部中のほうに行きまして、いろいろな校長先生とお話をさせていただきました。その中で、やはり、最上階を使いたいということで、エアコンをやはり非常に楽しみにして、お待ちしておられます。これは、電気屋さんに聞くと、今非常にエアコンの申込みが多くて、申し込んでも工事がなかなか進まないそうです。今年は非常に早くから、このように暑うございますので、やはり梅雨が上がる前には、優先順位ではどういうふうになるか分かりませんが、本当に現場が、やはり生徒たちが、子供たちが、そういう間に合わないということがないように、専決事項でもいいですから、早く取りかかっていたらいいと思います。お願いを申し上げておきます。

（「議長、お昼になりましたので、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

（自席より発言する者あり）

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 最後になるかと思いますが、2点、お知らせください。

まず、19ページ。総務課長、お願いいたしますが、議会のほうで、費用弁償特別旅費、これ、研修行かないということで162万円、一般財源を落としておりますが、これは一部的には、このコロナ対策として活用してもらいたいという議員の意見もあるわけでございます。この分の金額をどこにどういうふうに充てるように考えておるのか。井勘定ですれば、なりますけれども、実際これをどういうふうにするということでない、私も議員としても、これをやめてから、こうなったということが出てきますので、そこをよろしくお願いをしたいと思います。

それからもう1点、すいません、40ページでございます。

指定避難所特設公衆電話整備費として、これ、臨時電話ではなく、固定電話でされるというふうに思いますけれども、御存じのとおり、災害が起きたときには電柱は倒れます。そういうことを考えたときに、これだけで本当にいいのかどうか。ただ電話がないから、ただそこに連絡するために欲しいというのは分かりますけれども、やっぱりそこ辺り、指定するところの無線といいですか、やっぱりそこ辺りを、やっぱりある程度整備していかなければ、電柱は倒れるものとして考えてもらいたいというふうに私は思っておりますので、その2点、すいません、総務課長のほうからよろしくお願いをいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。いわゆる162万円の減額予算の使い道ということでございますが、ここで今具体的なところはございませんが、どこに使ったというのは、後ほど皆さんにお示しをしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

それから、公衆電話の件でございますが、14施設のうちに9施設は既存の施設のやつで使える

ということでございますので、まずは一つの指定避難所の機能の統一化ということで、今回の特設電話工事を行うというところでございます。

もちろん、議員が御指摘がございましたとおり、有線の部分、それから、本年度から来年に向けまして整備します無線、いわゆる防災無線の部分、それから、防災アプリケーションの推進という様々な手法を用いた広報活動、あるいは避難所からの町の災害対策本部への連携というのはもちろん図っていくという必要性は十分感じております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は議案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立少数です。したがって、議案第45号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」は、否決されました。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時07分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第46号 令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第46号「令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第46号、令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴います国民宿舎通潤山荘への休業要請に伴い、その休業に伴う休業補償として支払うものでございます。

歳出から御説明いたします。

6 ページ、一番最後のページになりますが、御覧ください。

1 款国民宿舎事業費事業費用 1 項営業費用 1 目宿舎経営費12節委託料につきまして、469万8,000円を補正しております。

続きまして、5 ページをお願いします。

歳入です。

3 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金469万8,000円の補正です。

表紙の次のページを御覧ください。

令和 2 年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

令和 2 年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ469万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,172万3,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 2 年 6 月 4 日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番、藤川多美君。

○6 番（藤川多美君） 一般質問でも申しましたが、繰越金469万8,000円をそのまま委託料として払い出すという予算でございますが、課長から先に説明がありました計算書でいきますと、売上げマイナス人件費、一般管理費イコール指定管理料ですが、これが全くこの同じ金額になるうとは思いませんが、この式を詳しく数字で示していただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えいたします。財源については繰越金を充てておりますけれども、毎年度、事業の執行残を毎年繰越金ということで計上させていただいております。現在、繰越金の総額については1,100万円ほどございます。その繰越金の一部を財源として充てております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、藤川多美君。

○6 番（藤川多美君） 売上げやら人件費、一般管理費のその計算した、指定管理料として計算したその数字を教えてくださいと言ったところです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） すいません。失礼いたしました。算出の根拠についてでございますけれども、まず、平成30年度の一般管理費の合計が1億6,245万5,000円でございます。これを12で除しまして、一月当たりの金額を出しております。その金額が1,353万8,000円ござ

います。これから、休業中には支払いをしないというものの費用について算出をしております。例えば、仕入高、外注費、それと支払手数料、水道光熱費、燃料費、通信運搬費の金額を算出して、この費用の合計が1億1,119万8,000円となります。これを12でまた除しまして、一月当たりの金額926万7,000円を差し引いております。

先ほど申しあげました一般管理費の1,353万8,000円から926万7,000円を差し引きまして、427万1,000円となります。これに消費税を加えて、469万8,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 課長は、今平成30年度とおっしゃいましたが、先ほどは平成25年から27年の平均とおっしゃいましたので、この計算は当初の説明とは違いますがいかがですか。

それと、先ほどの一般会計で、全指定施設に予算が組めなかったということで、そちらが認めていただきませんでしたので、こちらもここだけに支払い、予算を立てるといことはいけないと思いますが、先ほどの年数を、何で30年度をされたか。先ほどは25年から27年の平均のとおっしゃいました。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほど申しあげました平成25年から27年の過去3年間の売上げが一般管理費等の数字を出したというふうに申しあげましたけれども、これについては平成30年度からの指定管理の指定管理料を算出するために、平成25年から27年の実績に基づいて算出したということでございます。今回のコロナに関する休業については、直近の平成30年度の数字を基に算出をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。したがって、議案第46号「令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第47号「熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、議案第47号を御説明いたします。

議案第47号、熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について。

地方自治法第252条の2第4項の規定により、熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のとおり変更する。

令和2年6月4日提出、山都町長。

熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更する協約。

熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表第3の1、生活機能の強化に係る分野の表中に、三つの項を加えるものです。

新旧対照表が分かりやすいと思いますので、そちらで御説明させていただきます。

めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。左側が現行で、右側が改正案でございます。

別表第3の1、生活機能の強化に係る政策分野について。

現行は九つの項となっておりますが、新たに、（2）の項に子育て支援の充実、（3）の項に高齢者、障害者等への支援、次ページ、（7）の項に空き家対策と都市空間に関する課題への対応を加え、それぞれの取組内容、甲、乙の役割を記載してございます。

提案理由です。熊本市との連携協約を変更しようとするときは、地方自治法第252条の2、第4項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

この連携協約は、甲、熊本市、乙、山都町が連携して、熊本連携中枢都市圏の圏域において、圏域全体の経済を牽引するとともに、都市機能や生活機能を高めることにより、圏域の住民全体の暮らしを支え、人口減少社会にあっても、持続可能で魅力的な圏域に資することを目的として、平成28年3月30日に締結されました。

このたび、生活機能の強化に係る政策分野の、子育て支援の充実、高齢者障害者等への支援、空き家対策と都市空間に関する課題への対応の項目に、山都町が新たに参加することから、項目を追加する必要があるため変更するものです。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第48号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 議案第48号について御説明申し上げます。

議案第48号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。

令和2年6月10日提出、山都町長。

- 1、工事番号、学工第1号。
- 2、工事名、山都町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事。
- 3、工事場所、山都町北中島地内ほか8か所。
- 4、契約金額、6,074万7,390円。税込み。
- 5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町南田289番地、西邦電気工事株式会社山都営業所所長、上田勝徳。
- 6、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

仮契約書です。

工事番号、工事名、工事場所については、前ページで読み上げさせていただいたとおりでございます。

- 4、工期、令和2年6月15日から令和3年2月26日まで。
 - 5、請負代金額、6,074万7,390円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額552万2,490円。
- 上記の工事について、発注者、山都町と受注者、西邦電気工事株式会社山都営業所は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月8日、発注者、山都町、代表者、山都町長梅田穰。

受注者、住所、熊本県上益城郡山都町南田289、商号または名称、西邦電気工事株式会社山都営業所、代表者氏名、所長、上田勝徳。

次のページをお願いいたします。

入札結果表です。

6月3日の開札で、予定価格、税抜き6,136万1,000円。最低制限価格5,522万4,900円。10社指名、3社が辞退、7社の応札で、西邦電気工事株式会社山都営業所が、税抜き5,522万4,900円で落札しております。

次のページをお願いいたします。

工事概要です。

1から5は割愛させていただきます。

6の落札額は税込み額でございます。

7、工事内容。文部科学省の掲げるGIGAスクール構想の実現及び2020年度から小学校で実施される学習指導要領に明記された情報活用能力の育成やICTを活用した学習活動の充実、子供たち一人一人の個性に合わせた教育の実現のために、小中学校における高速大容量の通信ネットワーク環境施設の整備工事。

工事概要として、全学校の一覧を掲載しております。

校内ネットワーク工事。これが、LANケーブルの延長を、各学校ごとに示しております。一番下の合計で、1万915メートルでございます。

次の欄に、無線アクセスポイントの設置箇所を示しております。普通教室と特別支援教室については、全校合計で61か所。特別教室、図書室等については、全校合計で52か所。

一番右側の欄でございます。タブレット収納保管庫については、合計で40台収納のものが17基、20台収納のものが25基でございます。

最後のページをお願い申し上げます。事業のイメージ図を添付しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） タブレットの収納保管庫だけの価格をお知らせいただきたいのと、そのタブレット収納用におきまして、どんなタイプでもといたしますか、今あるキーボードつきのもがきちんと入るやつになっていますでしょうか。確認です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。タブレット分について、総額で約1,800万円でございます。それと保管庫については、どのタイプでも収納できるというふうに、標準であれば

収納できるというふうな仕様でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。

議事日程の都合によって、6月11日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後1時31分

6 月 12 日（金曜日）

令和2年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年6月4日午前10時0分招集
2. 令和2年6月12日午前10時0分開議
3. 令和2年6月12日午前10時33分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第4号）
 - 日程第1 議案第49号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第2 同意第5号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第3 同意第6号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第4 同意第7号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第5 同意第8号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第6 同意第9号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第7 同意第10号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第8 同意第11号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第9 同意第12号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第10 同意第13号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第11 同意第14号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第12 同意第15号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第13 同意第16号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第14 同意第17号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第15 同意第18号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第16 同意第19号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第17 同意第20号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第18 同意第21号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第19 同意第22号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第20 同意第23号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
 - 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第22 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 眞 原 誠 | 2 番 西 田 由未子 | 3 番 中 村 五 彦 |
| 4 番 矢仁田 秀 典 | 5 番 興 梶 誠 | 6 番 藤 川 多 美 |
| 7 番 甲 斐 重 昭 | 8 番 飯 開 政 俊 | 9 番 吉 川 美 加 |

10番 藤原 秀幸
13番 藤澤 和生

11番 後藤 壽廣
14番 工藤 文範

12番 藤川 憲治

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 町長 | 梅田 穰 | 副町長 | 能登 哲也 |
| 教育長 | 井手 文雄 | 総務課長 | 荒木 敏久 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 |
| 会計管理者 | 木實 春美 | 企画政策課長 | 藤原 千春 |
| 税務住民課長 | 田上 るみ子 | 健康ほけん課長 | 河野 君代 |
| 福祉課長 | 渡辺 八千代 | 環境水道課長 | 高橋 季良 |
| 農林振興課長 | 片倉 城司 | 建設課長 | 山本 敏朗 |
| 山の都創造課長 | 藤原 章吉 | 地籍調査課長 | 藤岡 勇 |
| 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 | 生涯学習課長 | 上田 浩 |
| そよう病院事務長 | 藤嶋 厚美 | 監査委員 | 志賀 美枝子 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長(工藤文範君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第49号 令和2年度山都町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(工藤文範君) 日程第1、議案第49号「令和2年度山都町一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長(荒木敏久君) おはようございます。それでは、議案第49号、令和2年度山都町一般会計補正予算(第4号)を説明いたします。

内容につきましては、補正予算3号からの変更点について説明をいたしますので、御了承を頂きたいというふうに思います。

歳出予算、26ページをお願いします。

6款1項4目観光施設費です。12節委託料におきまして、町の指定管理施設9か所に対します

指定管理委託料の507万7,000円を削除しております。併せまして債務負担行為の追加も削除しております。37ページの13款予備費で調整を行っているというところでございます。

歳入につきましては、9ページ、20款繰入金では財政調整基金からの繰入金の変更ということでございます。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億6,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和2年6月12日提出、山都町長です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） おはようございます。おととい総務課長に聞いたと思いますけれども、議会費で落とした分は何に使うかということをお知らせいただきたいということで申し上げたと思っております。その点はいかがなものかということをお知らせいただきたいということと、指定管理料関係で、当然払わないといけないわけですが、そこら辺りの処理というのは、いつ、どのような形で考えておられるのかをお知らせください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。議員関係旅費につきましては一般財源でございますので、どこという指定は非常に難しゅうございますが、もちろん今回の部分もございまして、今後の新たな施策にも生かしていきたいということでございまして、具体的にどの辺りに幾らというのは、非常に難しいところかというふうに思っております。

それから、委託料の関係につきましては、一昨日、議員の皆さんから様々な御議論を頂いております。もうしばらく検討の必要もあるかなというところで今回は提案を行いませんでしたし、今後も早期に必要であればまた、いろんな機会を通しまして、皆さん方をお願いする機会があるかなというふうに思います。

以上です。

議員の旅費の関係につきましてはコロナ対策関係に使うということで、一般財源ですが、今回、一般財源で申しますと、エアコン等の財源にも一般財源を充てておりますので、そういった形で使わせていただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 指定管理料について、今回はもう少しいろんなことを考えて再度というふうに言われましたけれども、私はこれが出たときに、最初はいろんな事業所、厳しい状況に置かれている事業所は、雇用調整助成金とか持続化給付金を申請されていますよね。だから、指定管理施設についても同様だと。だから、されてないところには、ぜひそれをお手伝いくださいと、町のほかの業者についてもお手伝いくださいということを申し上げました。

それでも、営業していく上において、つなぎという形でのものなのかなと。それであるのならば、一旦出しても、雇用調整助成金、持続化給付金が入ってきたら返還するべきものではないかなというふうに思っていました。

だから今後、どういうふうな形で出されるか、また、国のほうの2次補正でも特別交付金が2兆円というふうにも、もうそろそろ決まると思うんですけども、そういうものも利用しながら町内全部の事業者に対する支援も含めた中で、私は考えていっていただきたいと思いますけれども、その辺の見通しというのはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、議員からございましたとおり、本日、第2次補正予算の成立の見込みという報道がなされております。

まだ詳細にわたりまして自治体のほうまでは来ておりませんので、様々な対応が可能な分につきましては、もちろん交付金等を活用しながら、この非常に経済が停滞している分の活性化につながるという予算は、また計上していく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 同意第5号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第3 同意第6号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第4 同意第7号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第5 同意第8号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第6 同意第9号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第7 同意第10号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第8 同意第11号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

- 日程第9 同意第12号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第10 同意第13号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第11 同意第14号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第12 同意第15号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第13 同意第16号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第14 同意第17号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第15 同意第18号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第16 同意第19号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第17 同意第20号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第18 同意第21号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第19 同意第22号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第20 同意第23号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第2、同意第5号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、日程第20、同意第23号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までは、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。それでは、同意第5号から第23号までの、山都町農業委員の任命について同意を求める件は、令和2年7月19日をもって任期満了となる農業委員定数19名の任命について同意を求めるものです。

同意第5号、山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

次の者を山都町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和2年6月4日提出、山都町長、梅田穰。

同意を求める者。住所、山都町鎌野302番地。氏名、飯星房雄。生年月日、昭和26年2月18日。長年にわたり農業経営に携わり、地域のリーダー的立場にあられます。

提案理由。農業委員会委員を任命するためには、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、同意書を提出する理由です。

以下、同意第23号まで、提案理由については同文ですので省略し、住所、氏名、生年月日と当人の経歴等を説明いたします。

同意第6号、山都町鶴ヶ田2039番地。兼瀬洋一。生年月日、昭和28年2月17日。農業委員を2期6年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第7号、山都町高辻319番地1。佐藤幸代。生年月日、昭和22年5月2日。農業委員を2期6年務め、地域の農業振興に尽力されています。

同意第8号、山都町北中島1844番地8。高森正。生年月日、昭和35年1月31日。長年にわたり農業経営に携わり、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第9号、山都町今352番地。藤嶋壽隆。生年月日、昭和33年4月2日。長年にわたり農業

経営に携わり、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第10号、山都町米生176番地2。門岡和美。生年月日、昭和26年9月10日。農業委員を2期6年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されておられます。

同意第11号、山都町井無田281番地。原田茂。生年月日、昭和27年4月29日。農業委員を1期3年務め、地域の農業振興に尽力されています。

同意第12号、山都町上差尾334番地。工藤民雄。生年月日、昭和29年3月30日。農業委員を1期3年務め、地域の農業振興に尽力されております。

同意第13号、山都町花上291番地2。橋本敬士。生年月日、昭和28年5月6日。農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第14号、山都町御所1626番地。高橋富美代。生年月日、昭和37年8月31日。農業委員を2期6年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第15号、山都町小笹260番地。上田潤一郎。生年月日、昭和30年6月4日。農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第16号、山都町猿渡2640番地。山下和義。生年月日、昭和24年3月2日。長年にわたり農業経営に携わり、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第17号、山都町原293番地。泉浩治。生年月日、昭和35年12月10日。長年にわたり認定農業者として農業を営み、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第18号、山都町浜町292番地。後藤康喜。生年月日、昭和20年6月3日。農業委員を1期3年務められています。農業委員会には、法律の定められるところにより中立委員の任命が必須条件となっており、農業従事者以外の方として任命したいものです。

同意第19号、山都町杉木2550番地。金井満太。生年月日、昭和33年1月15日。農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第20号、山都町菅尾181番地。田中千男喜。生年月日、昭和28年10月15日。農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第21号、山都町下名連石1494番地。山本勝洋。生年月日、昭和38年6月6日。農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第22号、山都町目丸1282番地。室口朝生。生年月日、昭和28年12月22日。長年にわたり認定農業者として農業を営み、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第23号、山都町田所296番地。山下正喜。生年月日、昭和36年8月23日。兼業農家として農業に従事され農業に精通しており、地域のリーダー的立場にあられます。

以上、農業委員19名の任命について同意を求めます。なお、全員の方が自治振興区または区長、区長会の推薦による届出になっておりますことを申し添えます。

よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 同意第5号から第23号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番(藤川多美君) 同意第18号の後藤康喜さんですが、町長の御説明によりますと、農業委員以外の人ということでございますが、そういう立場の人からの意見も求めるということは理解をいたしております。ただ、任務としては、ほかの農業委員さんは地域の田畑とか精通されておりますので、何かあった場合は立会いに行かれますが、こういう方たちはそういう現場が分かりませんので、現場に出られることはないのかなと思いますが、こういった枠で出られる方の任務の範囲というのをお教えいただきたいと思います。

○議長(工藤文範君) 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長(片倉城司君) お答えします。中立委員は、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない者ということで含むということで必須要件とされておりますが、各農業委員さん方、担当地区を持っておられますので、案件があった場合には、担当の案件の現場に農業委員会の事務局と足を運んで状況と確認をさせていただいているところですが、併せて農業委員会の委員と同様に、現在、農地利用の最適化推進委員さん28名も、今回改選ということで新たに任命の予定でありますので、そういった方も各地域の担当地区を持っておられますので、併せて一緒に現場に足を運んで現地の状況を確認している状況であります。

○議長(工藤文範君) ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番(藤澤和生君) 高齢化が進む中、今から先、農業委員さんも大変だろうと思いますが、この農業委員に関しての年齢制限はないのですかね。その辺を非常に心配しておりますけれども。

○議長(工藤文範君) 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長(片倉城司君) お答えします。年齢の制限はないかと思っておりますが、選任の要件の中に、年齢性別等に著しい偏りが生じないように配慮することということと、青年と女性の積極的な登用に努めることというのがありますので、そういった部分で地域のほうで推選等を頂く際には、そういった部分も加味していただけるとありがたいと考えておるところです。

○議長(工藤文範君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(工藤文範君) これで質疑を終わります。

これから日程第2、同意第5号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(工藤文範君) 起立多数です。

したがって、同意第5号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第3、同意第6号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採

決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第6号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第4、同意第7号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第7号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第5、同意第8号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第8号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから日程第6、同意第9号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第9号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第7、同意第10号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第10号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第8、同意第11号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第11号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第9、同意第12号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第12号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第10、同意第13号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第13号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第11、同意第14号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第14号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第12、同意第15号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第15号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第13、同意第16号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第16号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第14、同意第17号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第17号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第15、同意第18号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第18号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第16、同意第19号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第19号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第17、同意第20号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第20号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第18、同意第21号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第21号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第19、同意第22号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第22号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

これから、日程第20、同意第23号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第23号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第21、諮問第1号、「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 諮問第1号を説明します。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年6月4日提出。山都町長。

意見を求める者。住所、熊本県上益城郡山都町大平2740番地3。氏名、佐藤章。生年月日、昭和28年1月1日。

提案理由。人権擁護委員の1名が、令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。これが、諮問を行う理由です。

なお、佐藤氏は、山都町大平の方で地域活動に長年にわたって精励され、地域の状況にも精通しておられます。また、住民の信頼も厚く人権擁護についての理解もおありで、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに、法務大臣へ推薦したく意見を求めるものです。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 諮問第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、原案に同意する旨、答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第22 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第22、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和2年第2回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分

令和2年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

| | | | | |
|--------|--|-------|----|----|
| 報告第1号 | 令和元年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第2号 | 令和元年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第3号 | 令和元年度山都町国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第4号 | 令和元年度山都町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第5号 | 有限会社「虹の通潤館」の経営状況について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第6号 | 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第7号 | 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第8号 | 有限会社「そよ風遊学協会」の経営状況について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 報告第9号 | 有限会社「清和資源」の経営状況について | 6月4日 | 報告 | 済 |
| 議案第41号 | 山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 6月10日 | 原案 | 可決 |
| 議案第42号 | 山都町介護保険条例の一部改正について | 6月10日 | 原案 | 可決 |
| 議案第43号 | 山都町税条例の一部改正について | 6月10日 | 原案 | 可決 |
| 議案第44号 | 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について | 6月10日 | 原案 | 可決 |
| 議案第45号 | 令和2年度山都町一般会計補正予算（第3号）について | 6月10日 | 原案 | 否決 |
| 議案第46号 | 令和2年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について | 6月10日 | 原案 | 可決 |
| 議案第47号 | 熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について | 6月10日 | 原案 | 可決 |
| 議案第48号 | 工事請負契約の締結について | 6月10日 | 原案 | 可決 |
| 議案第49号 | 令和2年度山都町一般会計補正予算（第4号）について | 6月12日 | 原案 | 可決 |
| 同意第5号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案 | 同意 |
| 同意第6号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案 | 同意 |
| 同意第7号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案 | 同意 |
| 同意第8号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案 | 同意 |
| 同意第9号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案 | 同意 |
| 同意第10号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案 | 同意 |
| 同意第11号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案 | 同意 |

| | | | |
|--------|--------------------------------------|-------|------|
| 同意第12号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第13号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第14号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第15号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第16号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第17号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第18号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第19号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第20号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第21号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第22号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 同意第23号 | 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | 6月12日 | 原案同意 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 6月12日 | 原案同意 |
| 議長報告 | 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について | 6月12日 | 原案可決 |

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
